

「外国人住民に係る住民登録業務のあり方
に関する調査研究」

最終報告

平成 22 年 1 月

総務省自治行政局市町村課外国人住民制度企画室

本調査研究の位置づけ

本調査研究は、総務省が株式会社大和総研ビジネス・イノベーションに委託したものである。

平成 21 年 7 月、第 171 回国会において、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立した。また、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の成立により、外国人登録法が廃止されることとなった。

これまで、住民窓口事務を担う市町村においては、日本人については、住民基本台帳制度に基づく住民票の作成及び転入・転出の届出等の手続を行う一方、外国人については、外国人登録制度に基づく外国人登録原票の作成や外国人登録証明書の交付といった、異なる手続を行っていた。

また、住民基本台帳制度は、「住民に関する事務の処理の基礎となる」ものであり、住民票に記載されている情報を、各種行政サービスの提供に利用することが前提とされている一方、外国人登録制度は、「公正な在留管理に資する」ものであり、市町村は、外国人登録原票に記載されている情報を、事実上、各種行政サービスの提供に利用してきたというのが実情である。

本改正は、戦後約 60 年間続いた外国人登録法が廃止され、これまで日本の国籍を有しない者について適用を除外している現行の住民基本台帳法を改正し、外国人住民をその適用対象に加えるという、歴史的にも大きな意味合いを持つ制度改正であり、新制度への移行作業、既存のシステムの改修や、窓口など事務処理体制の見直し等、各市町村の事務に与える影響も大きいと思われる。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれては、住民基本台帳事務の運用にあたり、住民の利便の増進に資するよう、それぞれの創意工夫の下、窓口業務の改善に努めるとともに、業務の効率化など行政の合理化を図りつつ、適切な行政サービスの提供が行われるよう、各市町村の実情に応じたシステムを整備し、日々の実務に取り組んでいただいている。

本改正を踏まえた業務・システムの見直し等についても、各市町村がそれぞれの実情を踏まえて、円滑に移行できるよう準備を進めていくこととなるが、総務省としては、本改正が各業務・システムに与える影響の大きさやその範囲の広さに鑑み、移行作業及び施行後の運用に係る制度面・技術面にわたる情報提供について、早期に取り組んでまいりたいと考えているところである。

本調査研究は、本改正が各市町村の業務・システムに与える影響について調査し、必要となるシステム改修の内容や窓口事務の見直し等についてとりまとめるものである。

各市町村におかれては、本書に記載されている市町村の実情に応じたシステム改修の標準仕様や移行プロセスをご覧いただき、複数のベンダから情報収集を行い、共同化の可否等について検討した上で、競争的なプロセスを通じて最も効率的なシステム改修や円滑な移行作業の準備・計画を進めていただければと考えているものである。本書が、各市町村の準備作業の参考としてご活用いただければ幸いである。

平成 22 年 1 月
総務省自治行政局市町村課外国人住民制度企画室

【注意事項】

今後公布される政省令や事務処理要領等の検討内容及び新入管制度の検討内容によっては、本書に記述している取扱いに変更が生じる可能性があり、それにより別途のシステム改修等の検討が必要になる場合もありうるので、留意願いたい。

1	本報告の趣旨	1
(1)	調査研究の趣旨	1
(2)	経緯	1
(3)	制約事項	2
2	法制度改正の概要	4
(1)	法制度改正の位置づけ	4
(2)	改正内容のポイント	5
ア	外国人住民に係る住民票を作成する対象者	5
イ	住民票の記載事項	5
ウ	住民の居住関係の公証	6
エ	外国人住民に係る届出等	6
オ	法務大臣からの通知	6
カ	その他	6
3	法制度改正による業務・システムへの影響の全体像	9
(1)	業務・システムの全体像	9
(2)	法制度改正後の業務の流れ	13
ア	法制度改正後の外国人住民に係る住民基本台帳業務の流れ	13
イ	移行期間中の対応(仮住民票作成業務の流れ)	19
(3)	住基システム	23
ア	住民票の調製	23
イ	仮住民票の調製(移行時の措置)	30
(4)	外国人登録システム	32
(5)	関連システム	33
4	市町村のシステムの実態	35
(1)	住基システムの改修に係る類型	36
ア	住基システムのハードウェア	41
イ	住基システムの導入方式	42
ウ	住基システムのデータ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)	43
エ	住基システムのシステム導入年(更改年)	45
オ	住基システムとデータベース管理	46
カ	住基システムのシステム導入年とデータ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)	47
キ	住基システムの改修に係る類型の市町村割合	48
(2)	データ移行に係る類型	49
ア	外国人登録システムの有無	50
イ	住基システムと外国人登録システムの文字等の差異	52
(3)	関連システムの改修の際に考慮すべき事項	56
ア	個人識別番号、世帯識別番号、複数国籍世帯の関連付け	56
イ	住基システムと関連システムの連携	57
(4)	住基システム経費	58
ア	導入経費、運用・保守経費	58
イ	住基システムのハードウェアと経費	59
ウ	住基システムの改修に係る類型と住基システムのシステム経費	61

5	市町村における移行スケジュールの検討	63
(1)	全体スケジュールイメージ	63
(2)	移行プロセスフロー	64
(3)	現状の確認	65
ア	システム改修に係る類の確認	65
イ	データ移行に係る類の確認	66
(4)	システム改修方法の決定	67
(5)	データ移行方法の決定	68
6	市町村の実情に応じたシステム改修の標準仕様	69
(1)	基本要件	70
ア	外国人住民固有項目への対応	70
イ	複数国籍世帯への対応	70
ウ	外国人住民の住民情報履歴管理への対応	70
(2)	主要機能要件	71
ア	異動処理機能	71
イ	証明発行処理機能	78
ウ	通知機能	80
エ	一括処理機能	81
オ	関連システム連携処理機能	82
カ	住基ネット連携機能	83
キ	その他	84
(3)	主要帳票要件	90
ア	住民票の写し等	90
イ	名簿・通知等	93
ウ	統計資料	93
エ	その他	93
(4)	主要データ項目要件	94
ア	データベース等格納項目	94
(5)	法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係る機能要件	96
ア	法務大臣から市町村長への通知に係る機能	96
イ	市町村長から法務大臣への通知に係る機能	97
(参考)	住基システムの標準的な改修経費等の試算	98
ア	標準的な住基システムの改修経費、移行経費の試算	98
7	市町村の実情に応じた移行方法等	103
(1)	基準日における仮住民票作成の際のデータ移行に係る作業	103
ア	手作業での入力によるデータ移行	104
イ	移行ツールによるデータ移行	108
(2)	施行日における仮住民票から住民票への移行に係る作業	112
ア	仮住民票から住民票への移行に係る作業の内容	112
イ	仮住民票から住民票への移行に係る作業のシステム検討事項	114
(3)	施行日から適用日までに係る作業	116
ア	施行日から適用日までに係る作業の内容	116
イ	施行日から適用日までに係る作業のシステム検討事項	118
(4)	データ移行に係るその他留意事項	119

ア	文字コード変換と文字同定について	119
イ	施行日前後の住基システムと関連システムとのデータ連携における留意事項	120
8	法制度改正に伴う窓口業務への影響と対応	121
(1)	法制度改正に伴う窓口業務の見直し	122
ア	本庁の窓口同一化に係る検討	122
イ	支所・出張所における窓口業務の実施の検討	125
ウ	各種行政サービスに係る手続きのワンストップ化	126
(2)	総合窓口への取組事例の紹介	127
ア	総合窓口の傾向	127
イ	総合窓口を実現する推進要因・体制	128
ウ	現場の業務上の創意工夫	129
	(参考) 戸籍の附票記載事項通知に関するシステム改修要件	131
(1)	主要機能要件	131
ア	通知機能	131
イ	受信機能	132

本書で使用する用語を以下に示す。

用語	説明
住基法	「住民基本台帳法」(昭和42年法律第81号)を指す。
住基法改正法	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成21年法律第77号)を指す。
入管法	「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)を指す。
入管特例法	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)を指す。
外登法	「外国人登録法」(昭和27年法律第125号)を指す。
入管法等改正法	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(昭和21年政令第79号)を指す。
日本人住民	日本国籍を有する住民を指す。
外国人住民	住基法第30条の45に規定する外国人住民を指す。
転入届の特例	住基法第24条の2に規定する住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例を指す。
戸籍の附票記載事項通知	住基法第19条第1項に規定する戸籍の附票の記載の修正のための通知を指す。
住基システム	住民票に記載される事項を記録し、住基法に基づく事務処理を行う市町村のシステムを指す。
外国人登録システム	外国人登録原票に記載される事項を記録し、外登法に基づく事務処理を行う市町村のシステム(外国人登録向け専用アプリケーションを含む。外国人登録証明書の調製依頼のため、法務省入国管理局から配備された外国人登録記録入力装置は含まない。)を指す。
出入国管理システム	我が国に入国・在留する外国人等の把握に必要な情報を記録し、入管法、入管特例法に基づく事務処理を行う法務省のシステム(市町村とのやりとりに係る部分を含む。)を指す。
関連システム	市町村の事務処理のうち、国民健康保険法、介護保険法、児童手当法、地方税法等に基づく各種行政サービス等に係る事務処理を支援する業務システムを指す。
宛名システム	各種行政事務の対象者である住民(日本人・外国人)、住登外個人、法人(事業所)等の共通する氏名、住所等の宛名情報を管理するシステムを指す。宛名情報を複数の業務システムで共通利用することにより、各業務で情報を個別に管理した場合の運用上の煩雑さが無くなる。
住基カード	住民基本台帳カードを指す。
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステムを指す。
LASDEC	財団法人地方自治情報センターを指す。

1 本報告の趣旨

(1) 調査研究の趣旨

平成 21 年 7 月、第 171 回国会において、外国人住民を住基法の適用対象に加える住基法改正法及び外登法を廃止する入管法等改正法が成立した。

これにより、各市町村においては、その区域内に居住する外国人住民を把握する制度が変わることになり、住民登録のシステム改修等（住基システムの改修、外国人登録システムの廃止等）や、窓口事務の変更（外国人登録事務がなくなり、日本人と同様に、住民基本台帳事務を行うことになる）が必要になってくる。

そこで、各市町村が、法制度改正に伴い必要となるこれらの移行作業を円滑に行うことができるよう、移行作業の内容及び移行方法に係る以下の点について調査研究を行う。

◆住基システム改修等に関する調査研究

法制度改正に伴い必要となる住民登録のシステム改修等に関し、改修内容及び検討課題について整理し、市町村の規模や居住する外国人の人数など、市町村の実情に応じたシステム改修の標準仕様書及び標準的な改修経費、移行方法等を提示する。

◆窓口事務の改善に関する調査研究

法制度改正に伴い、日本人及び外国人の住民登録の事務処理の体制や窓口事務全体の見直しが行われることが予想される。そこで、先進事例も参考としつつ、窓口事務の改善に向けたモデルを提示する。

本調査研究の実施期間は、平成 21 年 8 月中旬～平成 22 年 1 月の約 5 ヶ月間であり、平成 22 年 1 月末までに調査研究報告書として以下を主たる内容として取りまとめる。

◆標準仕様書

法制度改正に伴う市町村の業務・システムのパターンを考慮した標準的な仕様を記載

◆移行方法検討報告書

法制度改正に伴う市町村の業務・システム移行のパターン等に関する報告

◆窓口事務の改善モデル

法制度改正を踏まえた望ましい窓口環境・行政サービスに関する報告

◆効果試算報告書

法制度改正に伴い見込まれる効果の試算結果についての報告

(2) 経緯

これまで本調査研究では、各市町村への早期の情報提供等を目的として、平成 21 年 9 月下旬に「中間報告Ⅰ」を取りまとめ、平成 21 年 11 月下旬に「中間報告Ⅱ」を取りまとめた。本報告は、「中間報告Ⅰ」及び「中間報告Ⅱ」に対する各方面からの意見や「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に関する実務研究会」（以下「実務研究会」という。）における議論を踏まえ、本調査研究における検討を深め、平成 22 年 1 月下旬に取りまとめた「最終報告」である。

中間報告Ⅰ、Ⅱ及び最終報告の趣旨は以下のとおりである。

(中間報告Ⅰの趣旨)

中間報告Ⅰ作成時点で調査研究主体が想定するシステム改修要件を提示し、各市町村がシステム改修の内容について理解を深めるとともに、移行のための作業工程を想定することに資する資料を提供することを意図した。

また、平成 22 年度からシステム改修（システム改修のための調査を含む）を行う市町村が、予算措置のための資料作成の参考として活用することを想定した。

本報告は、平成 21 年 10 月 1 日に実施された実務研究会(第 2 回)で報告を行っている。

(中間報告Ⅱの趣旨)

既存のシステム等に関する全国市町村向けアンケート調査の結果を踏まえて、調査研究当初に想定された既存システム類型等を検証・分析し、その結果に基づいて各市町村の実情に応じた最適な移行方法の検討内容について報告することを意図した。

また、中間報告Ⅱでは中間報告Ⅰで提示したシステム改修要件やアンケート調査結果を踏まえて、システム改修等の標準的な経費についても提示し、平成 22 年度からシステム改修(システム改修のための調査を含む)を行う市町村が予算措置等で参考とすることを想定した。

なお、本調査研究ではアンケート調査と併せてヒアリング調査を実施したが、住民基本台帳人口、外国人登録者数、総合窓口など先進的な取り組み状況、利用システムの態様等を勘案して抽出された 11 の市町村のうち、中間報告Ⅱ作成時点で終了した 6 市町村のヒアリング調査を通じて得られた総合窓口等の取りまとめ内容の一部を紹介した。

本報告は、平成 21 年 12 月 17 日に実施された実務研究会(第 4 回)で報告を行っている。

(最終報告の趣旨)

最終報告は、中間報告Ⅰ及びⅡ並びにその後の検討内容を踏まえ、「(1) 調査研究の趣旨」に記載した要素を盛り込んで調査研究を総括するものである。

なお、最終報告を参照すれば、調査研究の中間成果物である中間報告Ⅰ及びⅡを別段参照する必要はない内容としている。

(3) 制約事項

本調査研究後に公布される政省令や事務処理要領等の内容及び入管法等改正法に基づく新入管制度の検討内容によっては、本書に記述している内容に変更が生じる可能性や、別途のシステム改修等の検討が必要になる可能性がある。

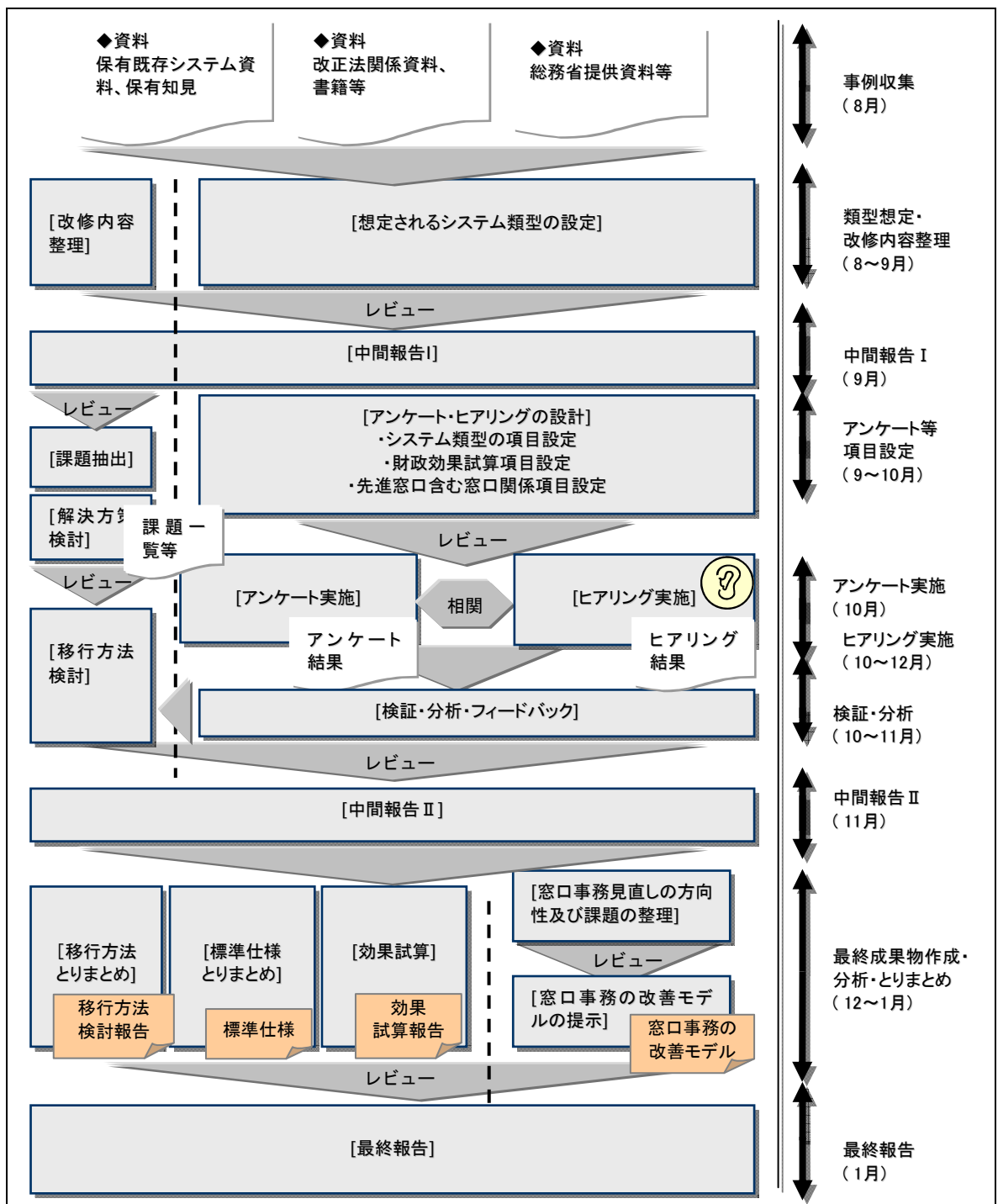


図 1-1 調査研究の経緯

(2) 改正内容のポイント

外国人住民を住基法の適用対象に加えることに伴い、既存の住民基本台帳制度の各規定、例えば、転入届・転出届等の届出に関する規定、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付といった公証制度に関する規定、住基ネットや住基カードに関する規定等については、日本人と同様に、外国人住民にも適用されることとなる。

ただし、外国人住民への適用に対し特例的な取扱いを定める必要があるもの等については必要な規定を設けており、具体的には以下のポイントがあげられる。

ア 外国人住民に係る住民票を作成する対象者

基本的な考え方としては、適法に3カ月を超えて在留する外国人であって住所を有する者について、住民票を作成することとしており、次の4つに区分されている(第30条の45)。一方、観光目的などの短期滞在者等は対象外になる。

- ① 中長期在留者
- ② 特別永住者
- ③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ④ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

イ 住民票の記載事項

外国人住民に係る住民票には、日本人と同様に、氏名、出生の年月日、男女の別、住所等の基本事項に加え、国民健康保険や国民年金等の被保険者に関する事項が記載されることになるが、さらに、外国人住民特有の事項として、国籍等、外国人住民となった年月日に加え、アの①から④に応じ、在留資格や在留期間等が記載されることとなる(第30条の45)。

各制度における記載事項等の比較は以下のとおりである。

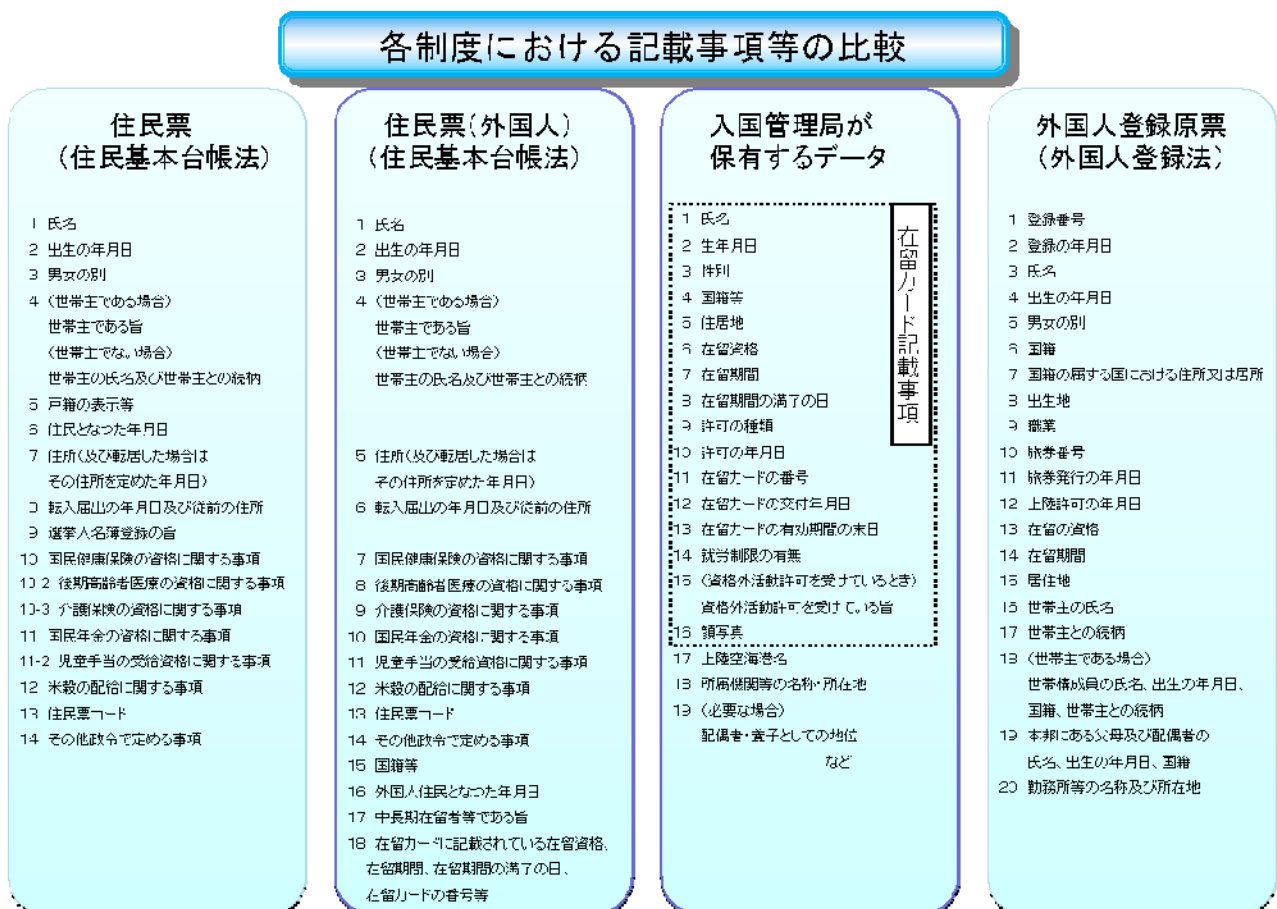


図 2-2 各制度における記載事項等の比較

ウ 住民の居住関係の公証

今般の改正により、日本人と同様、外国人住民の居住関係の公証を行うことは市町村の基本的な事務となり、外国人住民についても、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付の対象となる。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、外国人住民についても、日本人と同様に、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報が閲覧の対象になる。また、住民票の写し等の交付についても、基本的には日本人と同様に、原則として氏名、出生の年月日、男女の別、住所、外国人住民となった年月日及び従前の住所等の基礎証明事項が記載されることとなるが、外国人住民特有の記載事項があることに伴い、当該住民票の写し等に記載される事項又は記載を省略される事項について、必要な読み替えがなされている（第30条の51）。

エ 外国人住民に係る届出等

今般の改正により、日本人と同様、外国人住民も、転出・転入のそれぞれの段階において市町村へ届出を行うこととなり、外国人住民についても、転入した日から14日以内に氏名、住所等を市町村に届け出ることにより、住民票が作成される。また、日本国内で出生した外国人住民について、戸籍法の規定による出生の届出がなされた場合には、日本人と同様、当該届出に基づき住民票が作成される。

ただし、国外から転入した場合等については、記録の正確性の確保の観点から、氏名、国籍等の身分事項や、在留資格、在留期間等が記載されている在留カード等の提示を求めている（第30条の46、第30条の47）。市町村の窓口では在留カード等を確認しながら、届出に基づいて外国人住民に係る住民票を作成することとなる。

また、世帯主等に関する情報についても、外国人住民については戸籍が編製されず市町村において正確な身分関係情報を把握できないことから、世帯主との続柄を届け出の際には、続柄を証する文書の提示を求めている（第30条の48、第30条の49）。

オ 法務大臣からの通知

外国人住民が、入管法等の規定に基づき、地方入国管理局等において氏名等の変更の届出や在留資格の変更、在留期間の更新等の手続を行った場合、住民票の記載事項も修正する必要が生じる。このため、法務大臣は、遅滞なく、その旨を当該外国人住民の住所地の市町村長に通知しなければならないこととされており（第30条の50）、外国人住民の届出負担の軽減と記録の正確性の確保が図られている。

一方、入管法等の規定に基づき、外国人は、住居地について市町村長を経由して法務大臣に届け出なければならないこととされており、市町村長が転入・転居等の手続の際に把握した住居地情報を、法務大臣に送ることになる。また、出生、死亡など一定の事由により、住民票の記載、消除又は記載の修正があったときは、その旨を法務大臣に通知することになる。

カ その他

(7) 施行期日等

外国人住民関係の改正の施行期日は、一部を除き、外登法が廃止される日である入管法等改正法の施行日とされており、入管法等改正法の施行日は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定めることとされている（附則第1条第1号。以下「第1号施行日」という。）。

また、住基ネットや住基カードに係る規定については、第1号施行日から1年を超えない範囲内において政令で定める日（以下、「適用日」という。）までは適用しないこととされており、2段階での移行が想定されている（附則第9条）。

(4) 移行措置

現行制度から新制度への移行に際しては、外国人登録制度と住民基本台帳制度という、制度の趣旨・位置づけ・内容等の異なる不連続な制度の間で円滑な移行を図るため、住基法改正法の附則により移行措置の規定が設けられており、一定の手順が示されている。

(I) 複数国籍世帯の把握

今般の改正により、これまで住民基本台帳制度と外国人登録制度の別々の制度で把握していた複数国籍世帯、すなわち外国人と日本人で構成する一の世帯について、より正確に世帯構成を把握することが可能になる。また、外国人住民にとっても、別々の手続が必要だったものが1つになったり、家族（世帯構成員）全員が記載された住民票の写しの交付を受けることができるようになったりと、利便性が増進することが期待される。

複数国籍世帯における課題と対応について

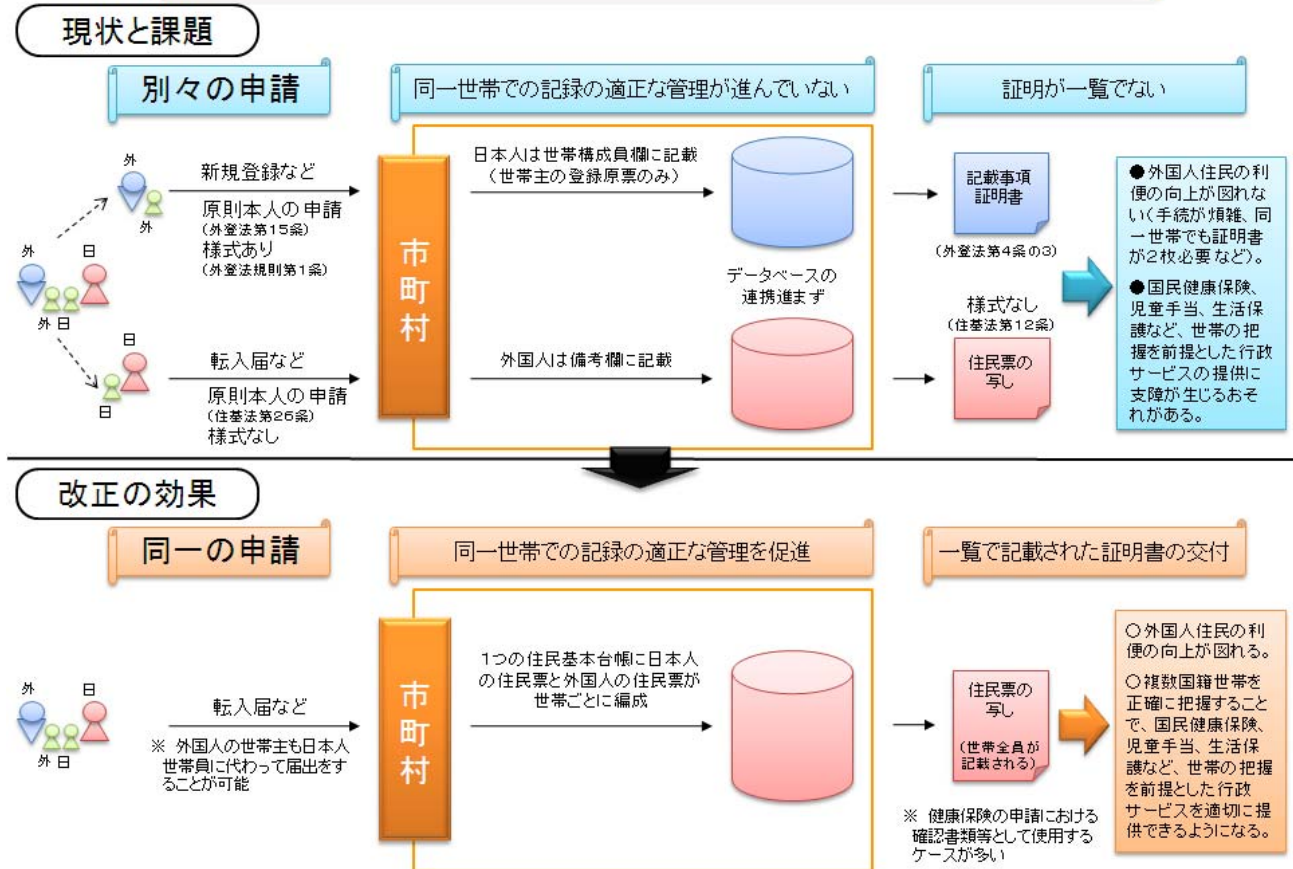


図 2-4 複数国籍世帯における課題と対応について

3 法制度改正による業務・システムへの影響の全体像

前章で説明した法制度改正により、外国人住民に係る業務内容、事務処理の流れ、システムの運用等が大きく変わることとなり、市町村においては、改正法の施行に向けた対応が求められることになる。住民基本台帳は、市町村の住民行政の基礎であり、関連業務・システムと様々な連携をしていると考えられるが、法制度改正に伴う対応により多方面にわたって影響を与えられると考えられる。

本章では、市町村が法制度改正の内容に対する理解を深めるとともに、円滑な施行対応のための準備作業に着手することができるよう、今回の法制度改正によって、業務・システムにどのような影響があるかを概観する。まず、標準的な業務・システムの全体像を確認する。続いて、法制度改正後の業務の流れ(業務フロー)を確認した上で、住基システム、外国人登録システム並びに関連システムの法制度改正への対応の概要について説明する。

なお、本章で示す内容は、法制度改正に基づく標準的、一般的なものであり、個別のシステムの実情に応じて追加等があり得るので、市町村においては、本調査研究を参考にしつつ、自らのシステムにおける法制度改正の影響範囲やその内容について調査、分析することが望まれる。

(1) 業務・システムの全体像

住民基本台帳は市町村の行政事務の基本情報であるため、今回の法制度改正は住民基本台帳業務及び住基システムに直接的な影響を与えるだけでなく、住基システムと連携して住基情報を間接的に取扱う関連業務や関連システムにも影響を与える。

業務・システムの全体像を俯瞰するためのツールとしては、「業務参照モデル（総務省標準第一版）」、「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様（財団法人全国地域情報化推進協会：APPLIC）」があるが、本節では、今回の法制度改正による業務・システムの全体像の変化を、「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」の住民基本台帳の業務ユニットのうち、「住基業務の追加異動」、「住基業務の減少異動」の機能情報関連図を取上げて、「図 3-1」～「図 3-4」に示す。

なお、外国人登録の業務ユニットは削除されることになると想定される(例として「図 3-5」～「図 3-6」をあげる)。

転入時における在留カード等の確認や、出入国管理業務に係る住居地情報の送信、また、出入国管理業務に基づいて把握した在留資格等の異動情報の法務大臣からの通知について、直接的な影響がある。

また、住民基本台帳に外国人住民が記録されることによって、外国人住民の住基情報が関連業務に情報連携され、間接的に影響がある。

(注 1) 今回の法制度改正では、日本人住民の住所の変更を伴う異動に関して、戸籍の附票記載事項通知を住基ネットを通じて本籍地市町村へ送信することが可能となる改正も行われており、当該情報連携についても反映している。

(注 2) 業務ユニット：自治体業務アプリケーションユニット標準仕様では、自治体業務の区分けとして全国的に普及している業務単位のアプリケーションであり、自治体での調達の最小単位を可能とするものを「業務ユニット」と定義している。

3 法制度改正による業務・システムへの影響の全体像

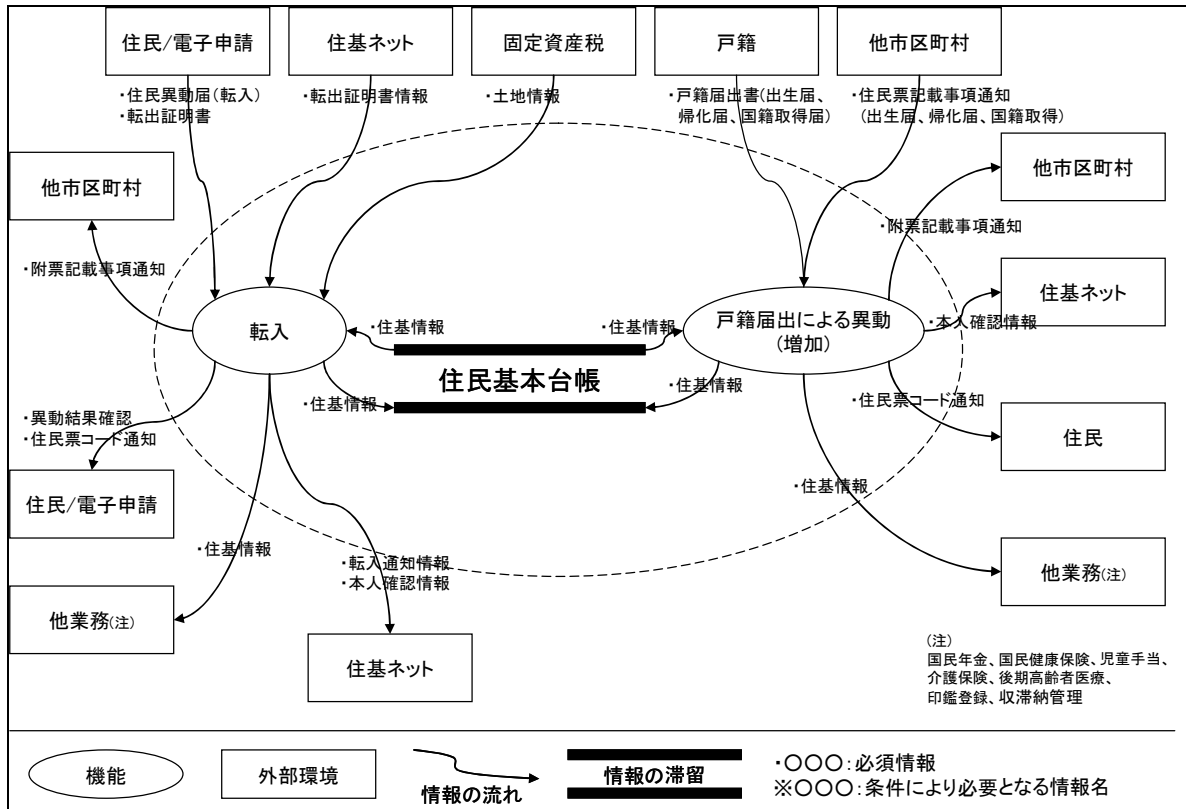


図 3-1 住基業務の追加異動(現行)

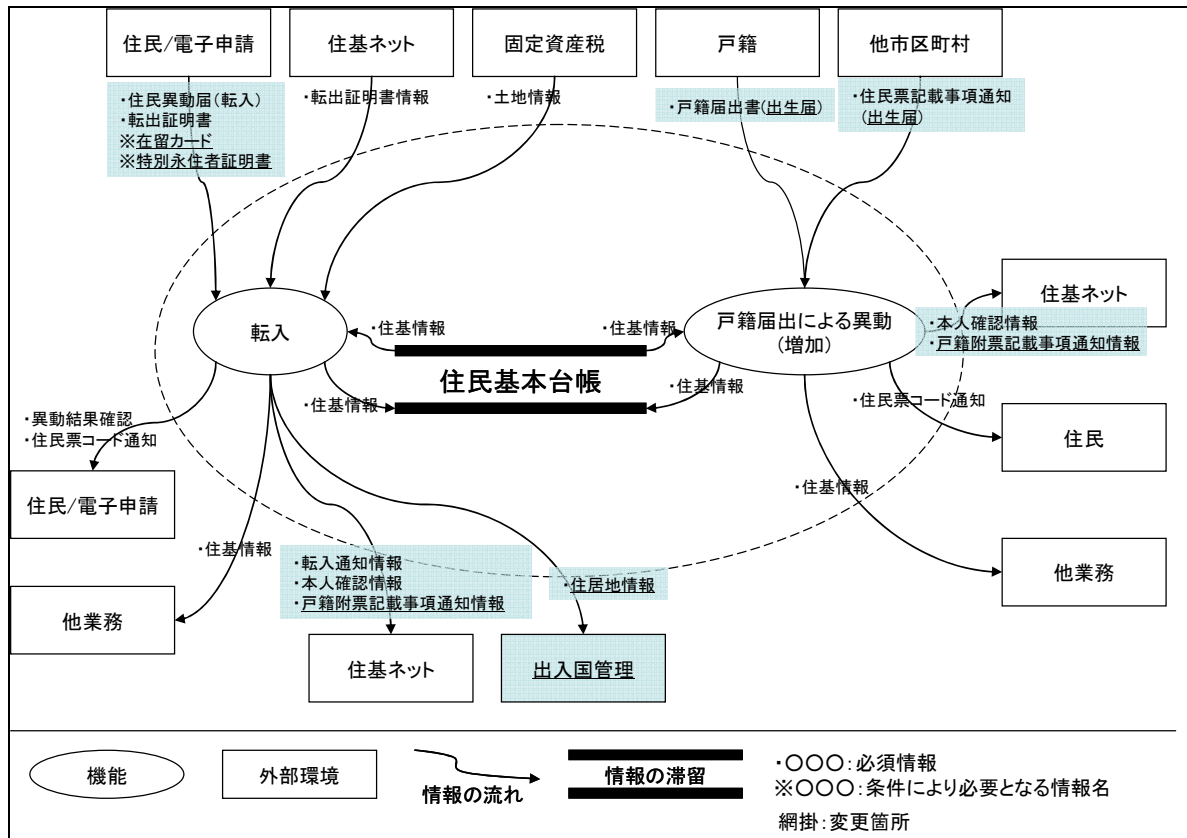


図 3-2 住基業務の追加異動(法制度改正後)

3 法制度改正による業務・システムへの影響の全体像

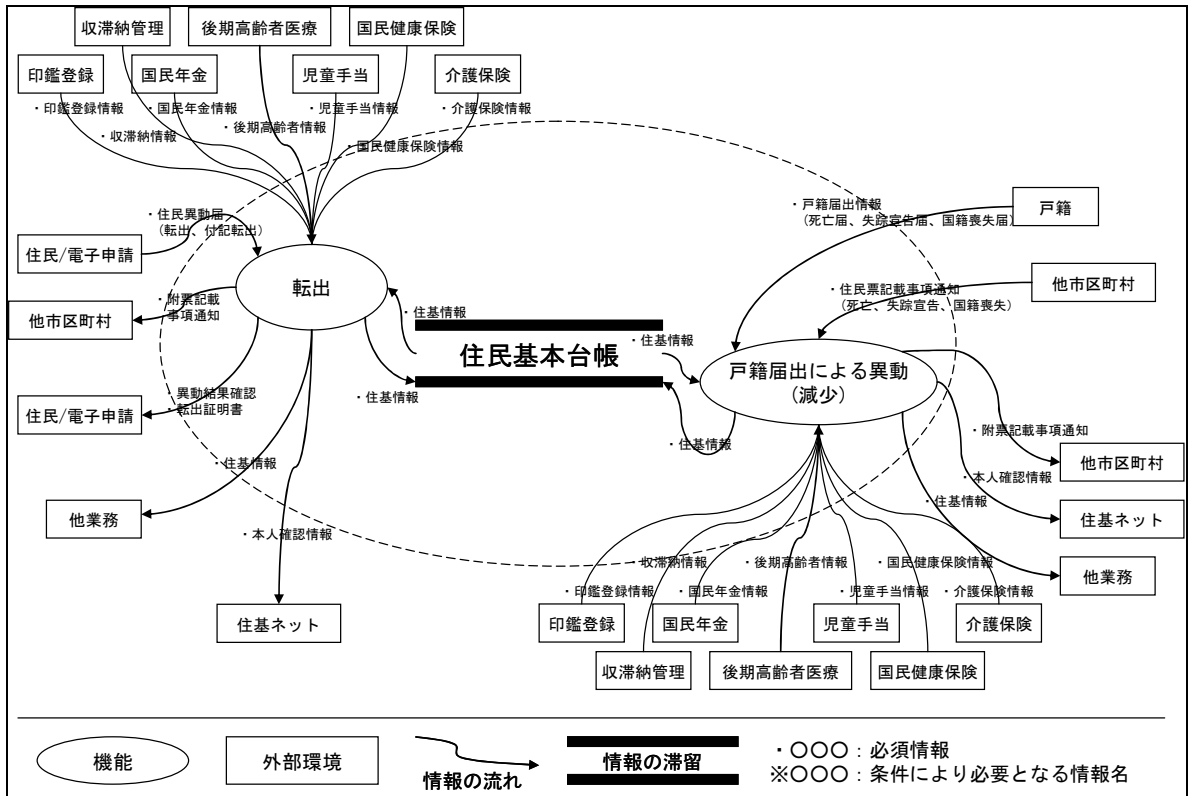


図 3-3 住基業務の減少異動(現行)

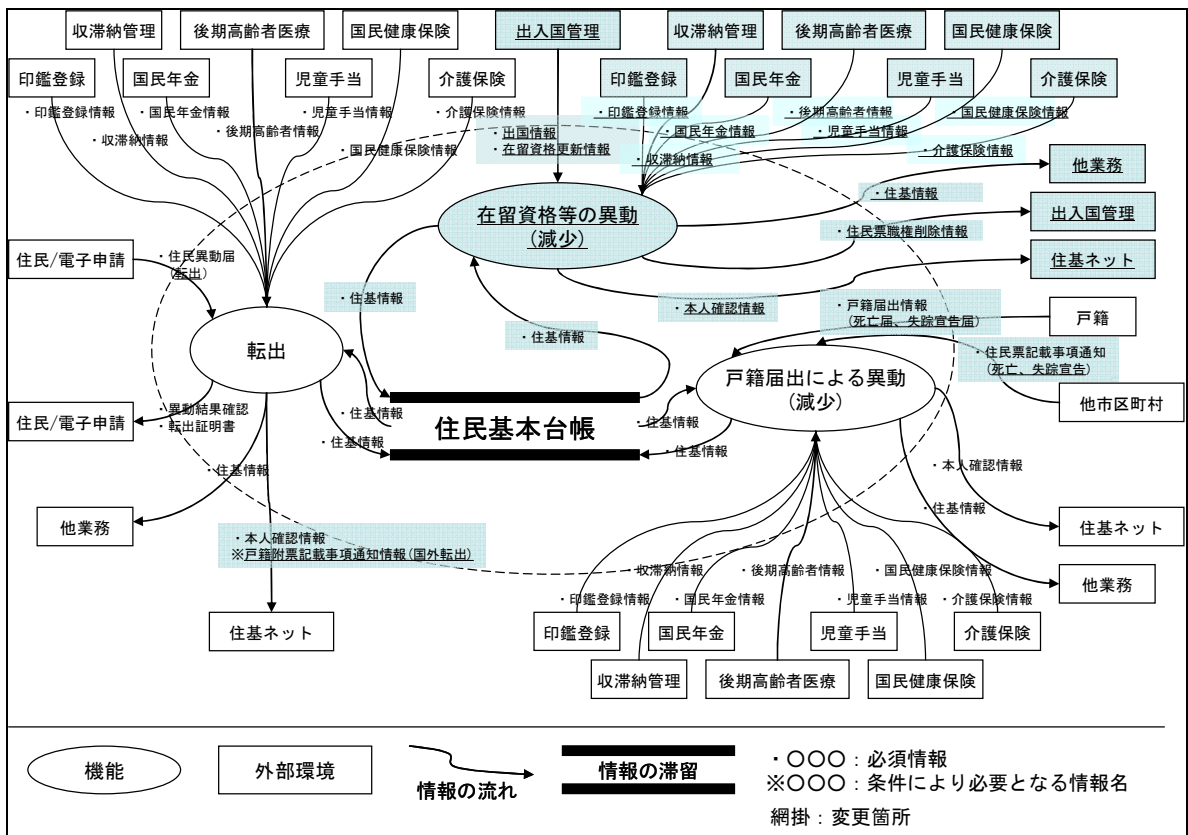


図 3-4 住基業務の減少異動(法制度改正後)

3 法制度改正による業務・システムへの影響の全体像

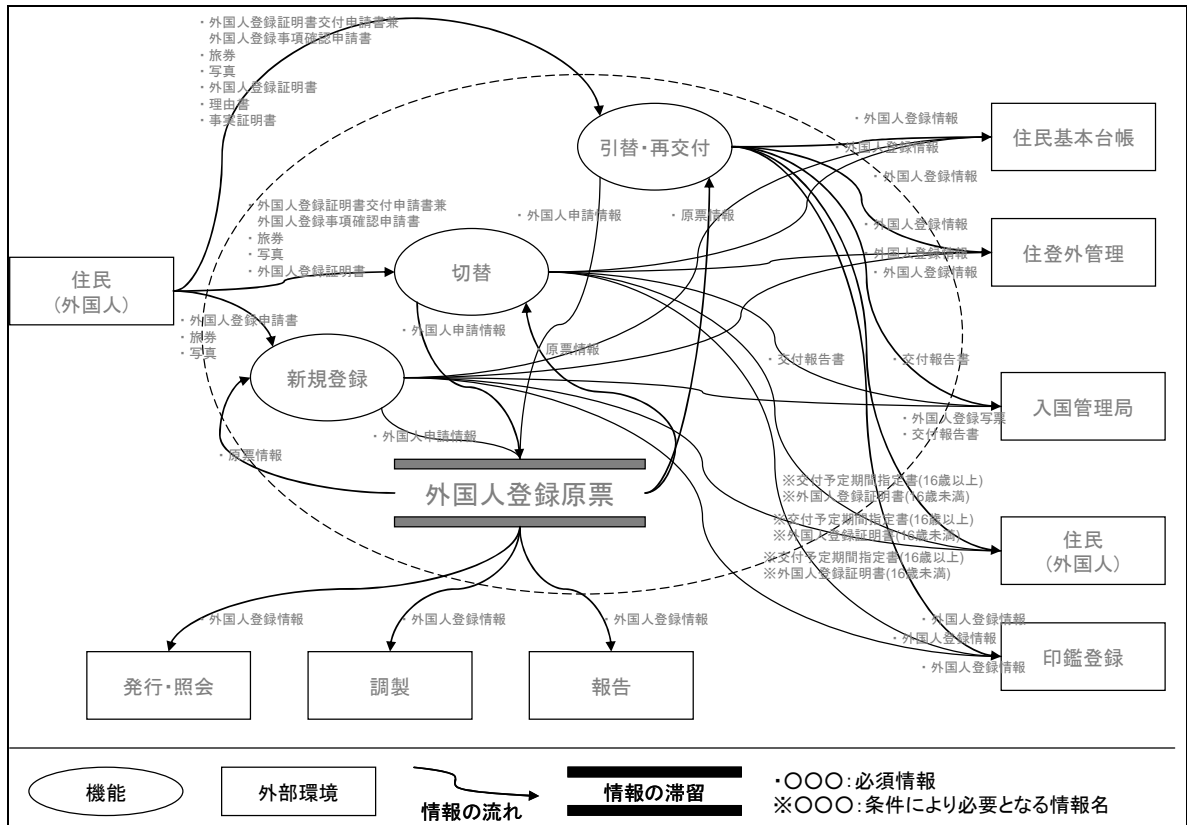


図 3-5 外国人登録業務の登録（現行）

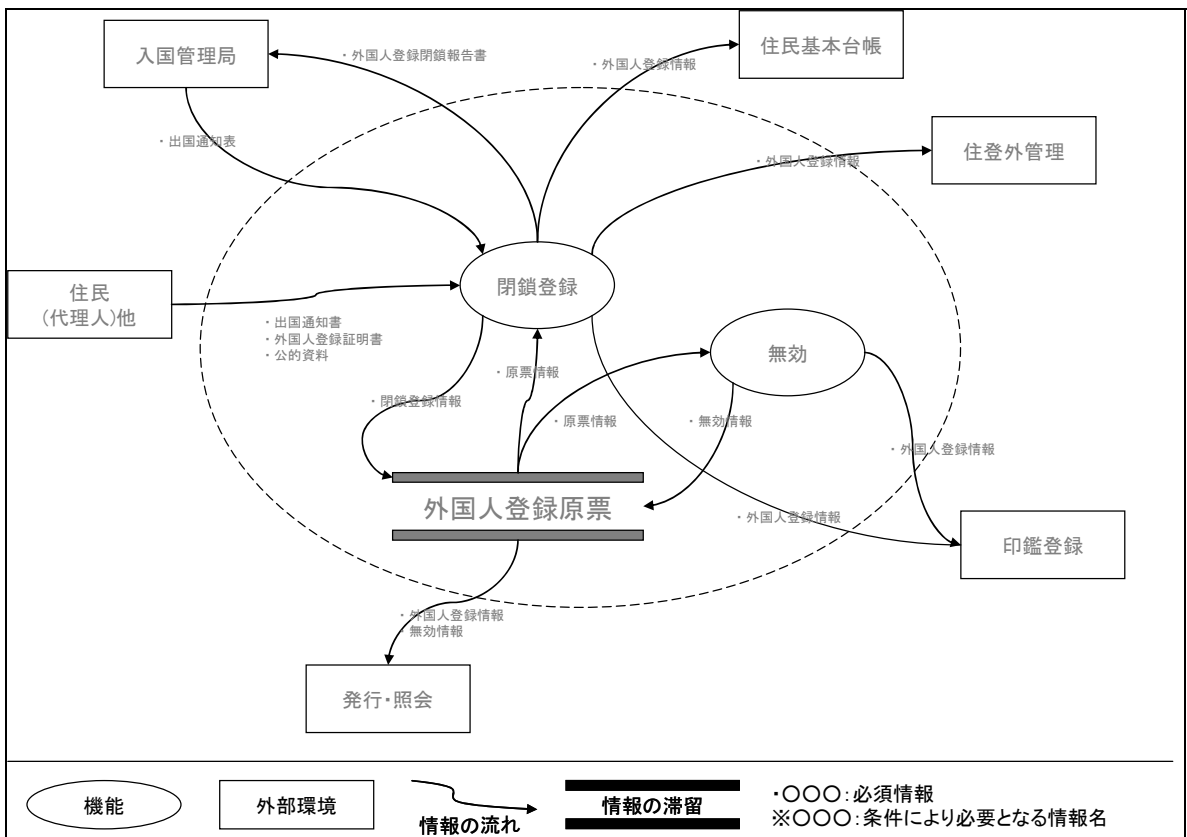


図 3-6 外国人登録業務の閉鎖（現行）

(注) 図 3-5 及び 3-6 は、今回の法制度改正で削除される業務ユニットである。

(2) 法制度改正後の業務の流れ

本節では、「2 (2) 改正内容のポイント」で記載した法制度改正の内容を踏まえ、住民基本台帳事務に与える影響について記載する。

法制度改正により、外国人住民についても、基本的に日本人住民の住民基本台帳事務と同じ業務フローとなる。ここでは、転入、転出、法務大臣からの通知に関する業務を例に、外国人住民に係る事務処理の業務フローを説明する。

また、移行期間中の対応で、仮住民票作成業務の流れを仮住民票についての考え方などを併せて説明する。

その他にも、法制度改正によって、外国人住民と日本人住民を隔てていた制度的な相違がなくなることを機に、市町村では、これまでの窓口業務のあり方を総合的に検討し、外国人住民を含めた行政サービスのさらなる向上に取り組むことも考えられるが、窓口業務については、「8 法制度改正に伴う窓口業務への影響と対応」で詳述する。

ア 法制度改正後の外国人住民に係る住民基本台帳業務の流れ

中長期在留者の転入、転出及び法務大臣からの通知に基づく異動処理に関する業務について、業務フローを示す。

(7) 中長期在留者の転入

中長期在留者の転入に関する業務フローを「図 3-7」、「表 3-1」に示す。

なお、住基法に基づく事務以外にも、入管法に基づき、在留カードに住居地を記載して返却する事務等が追加される。

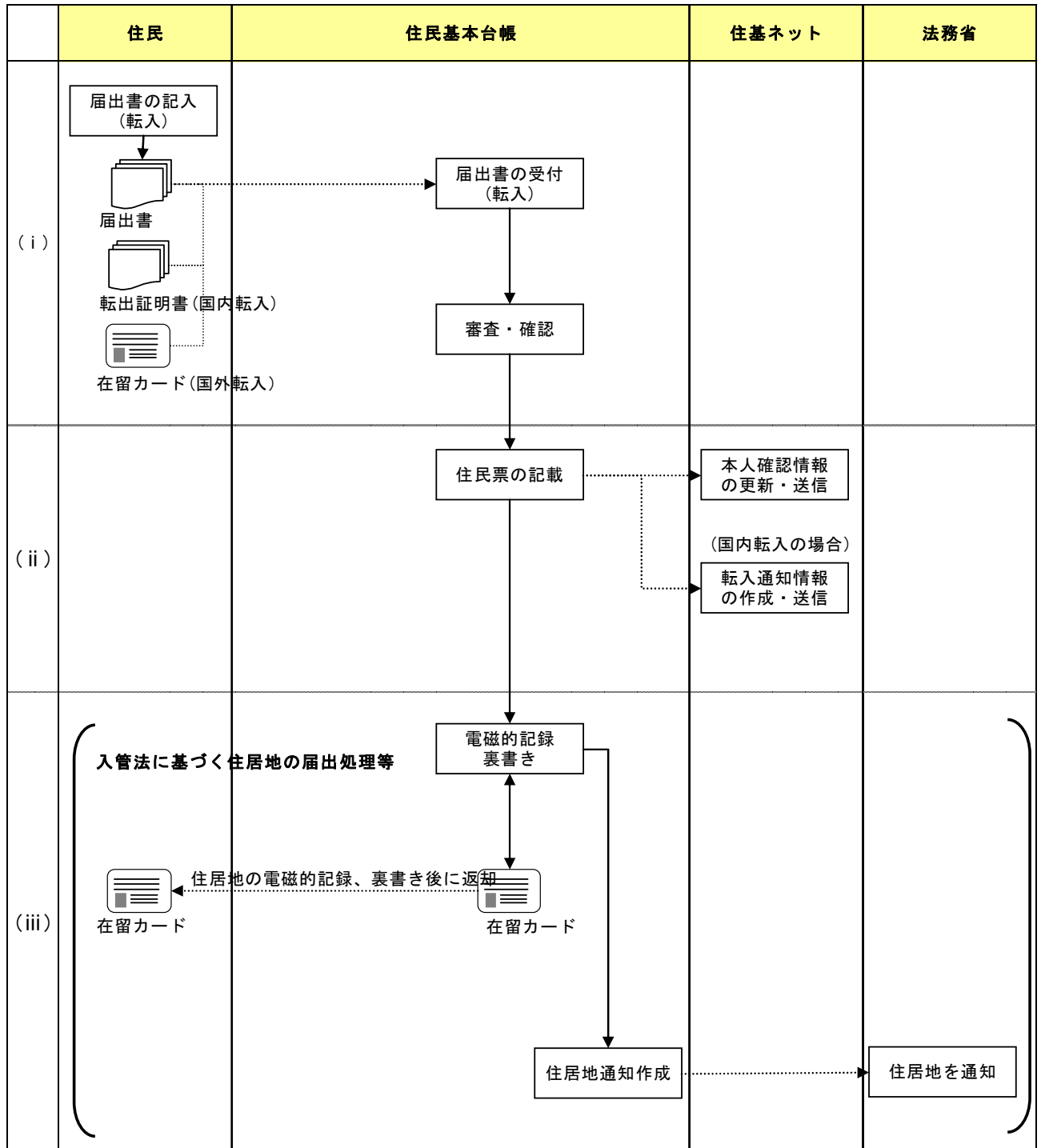


図 3-7 中長期在留者の転入時における業務フロー

表 3-1 中長期在留者等の転入時における業務フロー

項番	項目	内容	影響
i	届出書の受付、確認	外国人住民が転入(国外からの転入を含む)をした場合には、転入をした日から14日以内に市町村に必要な事項を届け出なければならない(第22条、第30条の46)。	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民も異動届出書を記入するため、届出書の書式を外国人住民に係る記載項目に対応しておく必要がある。 また、住民票や転出証明書等の証明書についても、外国人住民に係る記載項目に対応する必要がある。 届出書の審査には、在留カード(国外転入の場合)や転出証明書(国内転入の場合)と照合することが想定される。(注1) この他に、世帯主との続柄については、「続柄を証する文書」を提出してもらい確認することとされている(第30条の49)。
ii	住民票の記載	外国人住民に係る住民票を作成する(第30条の45)。	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の記載内容に関する影響は後述の「表3-7」を参照。 外国人住民に関しても、日本人住民と同様に、住基ネットへ本人確認情報を更新するとともに、国内転入の場合は転入通知情報を送信する。(注2)
iii	入管法に基づく住居地の通知など	住居地情報を法務省に送信するとともに、在留カード、特別永住者証明書に住居地を記載する(入管法第19条の7、第19条の9関係)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民が市町村に住居地を届け出た場合は、入管法の規定により、「住居地に係る通知」を法務大臣に通知することになる。 また、在留カードに「住居地」を記載(電磁的記録を含む)し、当該外国人住民に返却する。

(注1) 施行日後、しばらくの間は外国人登録証明書を、在留カードとみなす経過措置がある(入管法等改正法附則第15条関係)。

また、「後日在留カードを交付する旨」が記載された旅券を、在留カードの代わりとする場合がある。

(注2) 施行日後、適用日までの間は、外国人住民に係る住民票に住民票コードが記載されないことに留意する必要がある。

(イ) 中長期在留者の転出

中長期在留者の転出に関する業務フローを「図 3-8」、「表 3-2」に示す。

外国人登録業務と異なり、住民基本台帳業務では、外国人住民の転出時には転出地市町村への届出が必要になる。

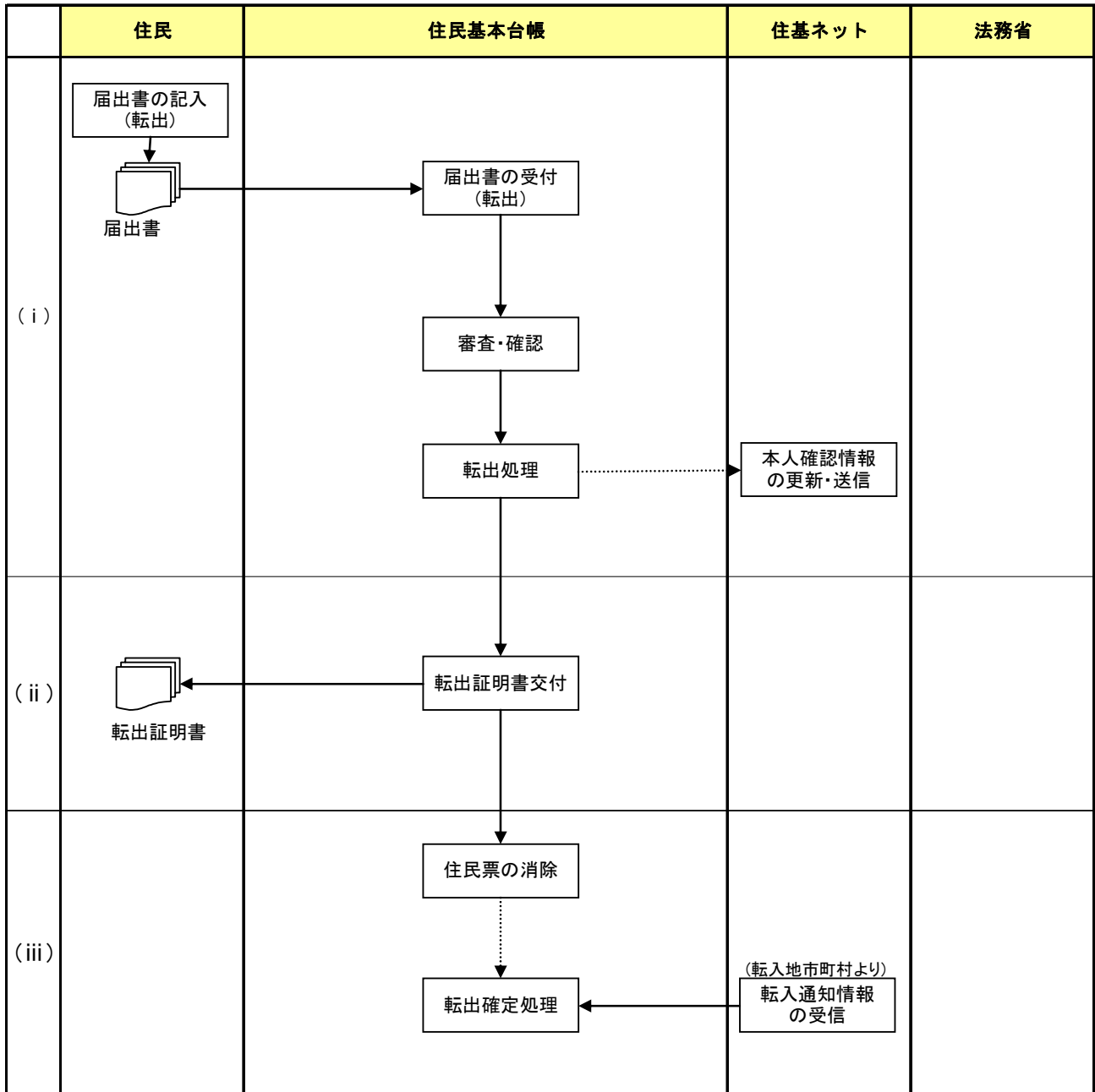


図 3-8 中長期在留者の転出時における業務フロー

表 3-2 中長期在留者の転出時における業務フロー

項番	項目	内容	影響
i	届出書の受付、確認	外国人住民が転出(国外への転出を含む)をする場合にも、あらかじめ市町村に必要な事項を届け出なければならない(第24条)。	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民も異動届出書を記入するため、届出書の書式を外国人住民に係る記載項目に対応しておく必要がある。 届出を受理し、転出処理を行う。なお、外国人住民に係る住民票を、転出予定年月日をもって消除される。 外国人住民に関しても、日本人住民と同様に、住基ネットへ本人確認情報を更新する。(注2)
ii	転出証明書(注1)	転出地の市町村は転出証明書を交付する(施行令第23条)。	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民が転出する場合にも転出証明書を交付するため、転出証明書を外国人住民に係る記載事項に対応する必要がある。
iii	転入通知の受信、転出確定処理(注2)	転出地市町村は、転入地市町村から転入通知を受け取り、転出確定処理を行う(施行令第13条)。	<ul style="list-style-type: none"> 転入地市町村から転入通知情報を受け取り、転出先を確認し転出先を記録する。

(注1) 転出証明書に記載する事項は政令で定められる。

通称名の継続性を確保するため、転出地市町村で使用していた通称名を転出証明書に備考として記載することが想定される。

また、適用日以後は、住基カードの交付を受けている外国人住民に関しては、住基ネットへ転出証明書情報を送信する。この場合、転出証明書(紙)は交付しない。

(注2) 施行日後、適用日までの間は、外国人住民の住民票に住民票コードが記載されないことに留意する必要がある。

(7) 法務大臣からの通知に関する異動

法務大臣が入管法等の事務を管理、執行するにあたって、外国人住民に係る住民票の記載事項に変更又は誤りがあることを知った場合には、その旨を住所地市町村長へ通知し、この通知を受けた市町村長は職権により住民票の記載事項の修正等を行うこととなる。

法務大臣からの通知に関する異動の業務フローを「図 3-9」、「表 3-3」に示す。

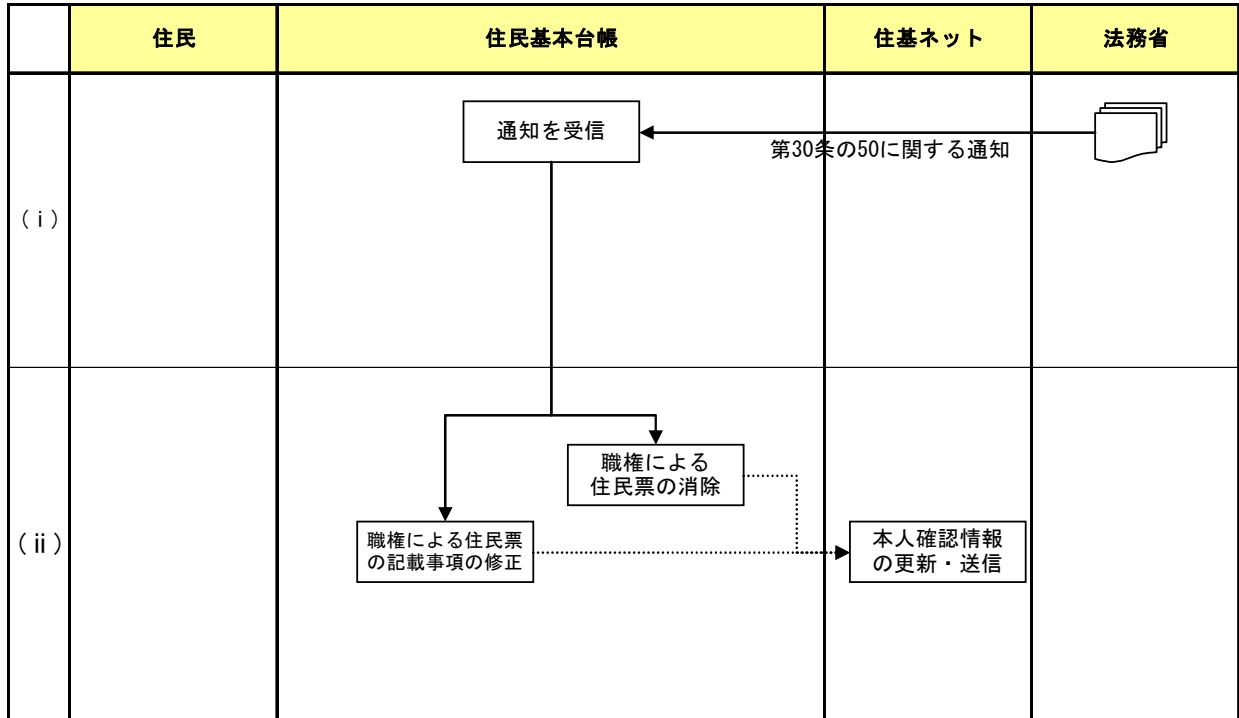


図 3-9 法務大臣からの通知に関する異動の業務フロー

表 3-3 法務大臣からの通知に関する異動の業務フロー

項番	項目	内容	影響
i	法務大臣からの通知	法務大臣は、入管法等で定める事務を管理、執行するにあたり、外国人住民についての住民票の記載事項に変更又は誤りがあることを知った場合は、住所地市町村長に通知する(第30条の50)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に係る住民票の職権による記載の修正、削除の発生イベントとして、「法務大臣からの通知」が追加されることに対応する必要がある。
ii	住民票の修正、削除	職権により住民票の記載の修正、削除を行う(第8条)	<ul style="list-style-type: none"> 氏名の変更や在留資格の変更等があった旨の、法務大臣からの通知があった場合は、住民票の記載事項を職権で修正する。 在留資格の取消しや在留期間の満了等により住民票を作成する対象者でなくなった旨の、法務大臣からの通知があった場合は、住民票を職権で削除する。

イ 移行期間中の対応(仮住民票作成業務の流れ)

当該市町村の外国人登録原票に登録され、施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれる者について仮住民票を作成し、その者に仮住民票の記載事項を通知する(附則第3条関係)。

移行期間中の対応で、仮住民票作成業務の流れを仮住民票についての考え方などを併せて説明する。

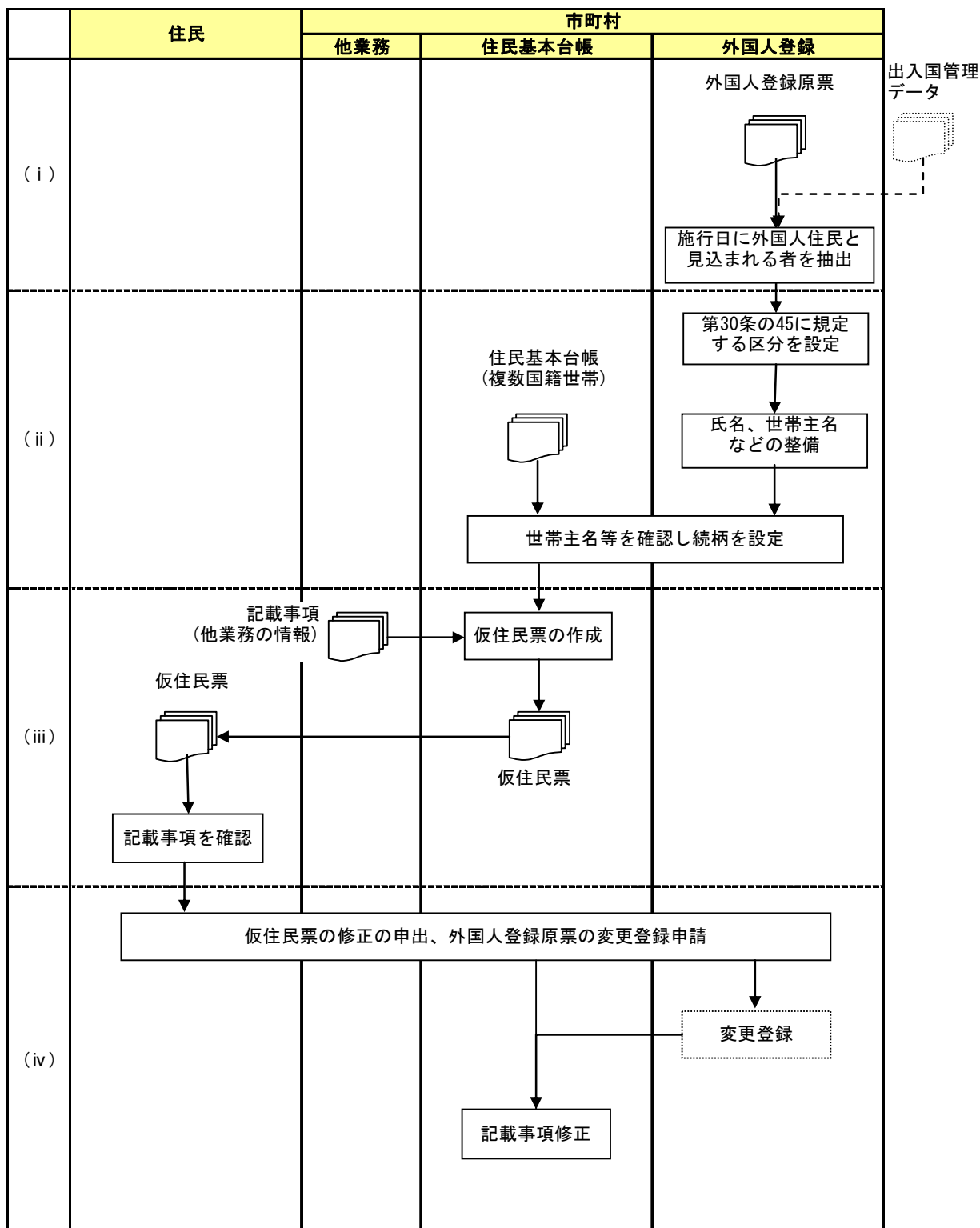


図 3-10 仮住民票の作成等の考え方

表 3-4 仮住民票の作成等の考え方

項番	項目	内容
i	仮住民票の対象者抽出	<ul style="list-style-type: none"> 市町村で管理されている外国人登録原票から、仮住民票の対象者を抽出する。 なお、仮住民票対象者については「図 3-11」に示す。
ii	仮住民票の記載事項の確認	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票の記載事項についての確認を行う。 なお、仮住民票の記載情報の入手元については「表 3-5」に示す。
iii	仮住民票の作成	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票を作成し、記載事項の通知を行う。 なお、仮住民票の記載事項の通知例については「図 3-17」に示す。
iv	仮住民票の修正	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票の記載事項について修正の申出があった場合は、外国人登録原票の変更登録を行い、仮住民票も記載事項の修正を行う。

詳細な仮住民票の作成手順に関しては、第 7 章を参照のこと。

(イ) 仮住民票の記載事項

仮住民票の記載事項と記載事項の情報入手元について、以下の「表 3-5」に整理する。

表 3-5 仮住民票の記載情報と情報入手元

記載事項		情報入手元 (注 3)
氏名 (注 1)		原則として、外国人登録原票
出生の年月日		
男女の別		
国籍等		
(世帯主) 世帯主である旨 (世帯員) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄		
住所及び住所を定めた年月日 (注) 住所を定めた年月日は転居している場合のみ記載する。		
(転入をした者) 住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所 (出生等により職権で住民票の記載をした者) その年月日		
国民健康保険の被保険者資格		自国民健康保険担当部門
後期高齢者医療の被保険者		自後期高齢者医療担当部門
介護保険の被保険者資格		自介護保険担当部門
国民年金の被保険者資格		自国民年金担当部門
児童手当の受給資格		自児童手当担当部門
中長期在留者	中長期在留者である旨	原則として、法務大臣から事前に提供を受けた在留資格等の情報 (注 4)
	在留資格	
	在留期間	
	在留期間の満了の日	
	在留カードの番号 (注 2)	
特別永住者	特別永住者である旨	
	特別永住者証明書の番号 (注 2)	
一時庇護許可者又は仮滞在許可者	一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨	
	上陸期間又は仮滞在期間	
出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者	出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者である旨	

(注 1) カナ氏名、通称名など行政サービスに必要な情報を、備考欄等に記載して確認することも想定される。

(注 2) 仮住民票作成の際は、外国人登録番号を記載することが想定される。

(注 3) 外国人登録事務等についてシステムを導入している場合は、当該業務システムを含む。

(注 4) 基準日より前に、その時点で外国人登録をしている外国人につき、法務省から最新の在留資格・在留期間等の情報提供を受けることも想定される。

(3) 住基システム

ア 住民票の調製

法制度改正に対応した住基システムの機能面については、現行の住基システムとほぼ同じであると考えられるが、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例が設けられたこと等に伴い、データベースや住民票のレイアウト等に変更が発生する(第30条の45関係)。

以下、「表3-6」、「表3-7」に住民票の記載事項に関する影響を示す。

表 3-6 住民票の調製(住基システム)(1/3)

項番	項目	内容	影響
1	外国人住民に係る住民票を追加	日本の国籍を有しない者のうち、次に掲げるものであって市町村の区域内に住所を有するものに住民票を作成する(第30条の45)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中长期在留者 ・ 特別永住者 ・ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 ・ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数国籍世帯の場合、外国人住民に係る住民票を加えて住民基本台帳を再編成するため、住民基本台帳に記録される世帯員の増加や世帯構成に変更が生じる。 ・ 外国人住民のみで構成される世帯も、住民基本台帳に記録されるため、住民基本台帳に記録される世帯数の増加が生じる。
2	住民票記載項目の追加	日本の国籍を有しない者に係る住民票には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所等のほか、国籍等、外国人住民となった年月日、在留資格、在留期間等を記載する(第30条の45)。(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後述の「表3-8」に示す外国人住民に係る記載事項を住民票に追加する。そのためのデータベースや住民票のレイアウトに変更が生じる。 ・ 施行日に、仮住民票が住民票に移行する外国人住民については、「外国人住民となった年月日」に代えて施行日を記載する(附則第6条)。

(注1) 氏名、出生の年月日、性別、国籍等、在留資格、在留期間等については、入管法等の規定に基づき変更等があった場合に、法務大臣から住所地の市町村長にその旨通知されることから、当該通知に基づいて職権で住民票の記載の修正等を行う(第30条の50関係)。

表 3-6 住民票の調製(住基システム) (2/3)

項番	項目	内容	影響
3	住民票記載項目の変更など	氏名 (注 2)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の氏名は、在留カード、特別永住者証明書に倣って、原則としてアルファベット表記とするため、データの桁数の拡張等を必要に応じて行う。 なお、漢字圏の外国人の場合は、在留カード、特別永住者証明書に倣って、アルファベットの氏名の後に正字化された漢字氏名も記載される場合があるため、氏と名を分けてデータを格納している住基システムの場合は、データの格納方法の見直しを必要に応じて行う。 カナ氏名(ふりがな)については、検索等の用途で幅広く使用されることが考えられるため、日本人と同様に各種行政サービスでの対応の必要性やシステムへの影響等を踏まえて、できる限り記載する。 なお、通称名については、住民票の記載項目ではないが、転出証明書、他の立証資料で使用実態が確認できれば、運用上、備考として記載できることとする。
		出生の年月日	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の生年月日(西暦表記)を管理する。 在留カードの生年月日が不詳の外国人住民は、住民票の記載も在留カードにしたがい生年月日を不詳とするため、生年月日が不詳なデータに関する対応をする必要がある。

(注 2) 特別永住者で、旅券、その他公的書類でアルファベットの氏名が確認できず、在留カード、特別永住者証明書に記載されないような場合は、住民票上も漢字表記のみとなることも想定される。また、出生による経過滞在者等の場合は、出生届に記載されたカタカナ表記のみの記載となることも想定される(以後、法務大臣からの通知により、住民票の氏名表記を職権で修正することになる)。正字の範囲、簡体字等からの変換規則については、法務省で検討されている。

表 3-6 住民票の調製(住基システム) (3/3)

項番	項目	内容	影響
3	住民票記載項目の変更など	世帯主の氏名、世帯主との続柄 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主が外国人住民の場合は、当該世帯主の氏名(アルファベット等)を管理する。 外国人住民に係る住民票が調製されたことで、世帯主との続柄に変更が生じる場合は、施行日において記載の修正を行う必要があるため、複数国籍世帯の世帯員は日本人住民の場合でも続柄を変更する必要がある(附則第4条関係)。 システム上、世帯構成員の表示順序を戸籍の筆頭者情報を用いて並べている場合は、筆頭者情報がない外国人住民に係る住民票が作成されることに伴う対応が必要になることが想定される。
		戸籍の表示	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に係る住民票には、「本籍地及び筆頭者」欄を設けない。
		住民となった年月日	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に係る住民票には、「住民となった年月日の記載」欄を設けない(代わりに、「外国人住民となった年月日」欄が設けられる)。
		選挙人名簿に登録された者については、その旨	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に係る住民票には、「選挙人名簿の記載」欄を設けない。
		住民票コード	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の住民票コードは施行日時点では付番されないため、住民票コードが無い期間(最長で1年間)を考慮する必要がある(附則第9条)。

(注3) 現在、住民票の備考欄に外国人配偶者を記載している場合、その外国人配偶者に係る住民票が作成されることに伴い、当該記載が不要になることから、必要に応じ、記載を削除する。

表 3-7 外国人住民に係る住民票の記載事項(住基システム)

		中長期在留者	特別永住者	一時庇護許可者／ 仮滞在許可者	経過滞在者 (注1)
1	国籍等	○	○	○	○
2	外国人住民と なった年月日	○	○	○	○
3	中長期在留者 等である旨	中長期在留者である旨	特別永住者である旨	一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨	出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨
4	在留資格	在留カードに記載されている在留資格	—	—	—
5	在留期間等	在留カードに記載されている在留期間	—	一時庇護許可者は上陸期間、仮滞在許可者は仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間	—
6	在留期間等の満了の日	在留カードに記載されている在留期間の満了の日	—	—	—
7	在留カード等の番号(注3)	在留カードに記載されている在留カードの番号	特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号	— (注2)	—

(注1) 「経過滞在者」は、「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」を指す。住所地以外の市町村で出生や国籍喪失に係る戸籍に関する届出等を受理した場合は、日本人と同じ要領で、住民票に記載すべき事項をその者の住所地の市町村に通知する必要がある。

(注2) 一時庇護許可者については「一時庇護許可書の番号」、仮滞在許可者については「仮滞在許可書の番号」が記載されることが想定される。

(注3) 外国人登録証から在留カード／特別永住者証明書に切り替えるまでの間は、現行の外国人登録証明書に記載された登録番号を記載することが想定される。

3 法制度改正による業務・システムへの影響の全体像

住民票の様式例及び記載例、住民票の写しの例を以下に示す（なお、住民票の様式については、法定されていない）。

住 民 票									
氏 名		生年月日		性別		住民票コード			
住 所						住民となった年月日			
前住所						届出日			
世帯主の氏名		世帯主の続柄							
本 籍						筆頭者			
備 考									
選挙人名簿登録		後期高齢者医療			国民年金				
国民健康保険		資格取得			資格喪失		基礎年金番号		
資格取得		資格喪失		資格取得		資格喪失		資格得喪・種別変更	
年月日		年月日		年月日		年月日		年月日 得・種変・喪 1・任	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日 得・種変・喪 1・任	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日 得・種変・喪 1・任	
退職被保険者又は被扶養者の別		該当年月日		非該当年月日		資格取得		資格喪失	
退・被扶		年月日		年月日		年月日		年月日	
退・被扶		年月日		年月日		年月日		年月日	
退・被扶		年月日		年月日		年月日		年月日	
						児童手当		支給開始	
								支給終了	
								年月	
								年月	

太枠内箇所：日本人特有の項目

図 3-12 日本人住民に係る住民票の様式例

住 民 票									
氏 名		生年月日		性別		住民票コード			
住 所						外国人住民となった年月日			
前住所						届出日			
世帯主の氏名		世帯主の続柄				国籍等			
第30条の45に規定する区分	在留資格			在留カード等の番号					
	在留期間等			在留期間等の満了の日					
備 考									
選挙人名簿登録		後期高齢者医療			国民年金				
国民健康保険		資格取得			資格喪失		基礎年金番号		
資格取得		資格喪失		資格取得		資格喪失		資格得喪・種別変更	
年月日		年月日		年月日		年月日		年月日 得・種変・喪 1・任	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日 得・種変・喪 1・任	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日 得・種変・喪 1・任	
退職被保険者又は被扶養者の別		該当年月日		非該当年月日		資格取得		資格喪失	
退・被扶		年月日		年月日		年月日		年月日	
退・被扶		年月日		年月日		年月日		年月日	
退・被扶		年月日		年月日		年月日		年月日	
						児童手当		支給開始	
								支給終了	
								年月	
								年月	

太枠内箇所：外国人特有の項目

図 3-13 外国人住民に係る住民票の様式例

3 法制度改正による業務・システムへの影響の全体像

住 民 票										
氏名	ZHANG YULIAN 張 玉蓮		生年月日	1989年 2月15日		性別	女		住民票コード	123...456
住所	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇〇マンション〇〇〇号						外国人住民 となった年月日	平成24年〇〇月〇〇日		
前住所	平成24年 4月 1日 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地 から転入						届出日	平成24年 4月 3日		
世帯主の氏名	山田 太郎		世帯主の続柄	妻			国籍等	韓国		
第30条の45 に規定する 区分	中長期在留者		在留資格	日本人の配偶者等		在留カード等 の番号			
			在留期間等	3年		在留期間等 の満了の日	2014年 3月29日			
備考	通称名 山田 花子									

			後期高齢者医療		国民年金			
			資格取得	資格喪失	基礎年金番号		2468-113355	
国民健康保険			年 月 日	年 月 日	資格得喪・種別変更			
資格取得	資格喪失		年 月 日	年 月 日	平成24年 4月 1日	得	種変	喪
平成24年 4月 1日	年 月 日		介護保険		年 月 日	得	種変	喪
年 月 日	年 月 日		資格取得	資格喪失	児童手当			
退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日	非該当年月日	年 月 日	年 月 日	支給開始		支給終了	
退・被扶	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月	年 月		
退・被扶	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月	年 月		

太枠内箇所:外国人特有の項目

図 3-14 外国人住民に係る住民票の記載例

住 民 票										
氏名	ZHANG YULIAN 張 玉蓮		生年月日	1989年 2月15日		性別	女		住民票コード	123...456
住所	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇〇マンション〇〇〇号						外国人住民 となった年月日	平成24年〇〇月〇〇日		
前住所	平成24年 4月 1日 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地 から転入						届出日	平成24年 4月 3日		
世帯主の氏名	山田 太郎		世帯主の続柄	妻			国籍等	韓国		
第30条の45 に規定する 区分	中長期在留者		在留資格	日本人の配偶者等		在留カード等 の番号			
			在留期間等	3年		在留期間等 の満了の日	2014年 3月29日			
備考	通称名 山田 花子									

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する

平成 年 月 日 □□□□□ □□□□□

太枠内箇所:外国人特有の項目

図 3-15 外国人住民に係る住民票の写しの例（基礎証明事項以外も記載する場合）

イ 仮住民票の調製(移行時の措置)

仮住民票作成は、外国人登録原票を基に手作業での入力によるデータ移行を行うか、外国人登録システム又は電子データ（住登外管理のデータなど）から、移行ツールを用いてデータ移行を行うかによって、対応が異なる。

また、後者の場合は、仮住民票機能を実装するシステムとして、住基システムを一時的に改修して対応するか、住基システムを改修せず、仮住民票データベースを汎用ソフトウェアなどで管理するかで対応が異なる。（詳細は、「5 市町村における移行スケジュールの検討」を参照。）

表 3-8 仮住民票の調製について(住基システム)

項番	項目	内容	影響
1	仮住民票の作成・通知	外国人登録原票等の情報をもとに仮住民票を作成し、本人に通知する(附則第3条関係)。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の外国人登録業務と並行して、仮住民票の作成・修正等を行うことができるよう準備をする。 ・ 外国人住民に係る国民健康保険の被保険者資格、後期高齢者医療の被保険者資格、介護保険の被保険者資格、国民年金の被保険者資格、児童手当の受給資格などの情報を、施行日の状態を想定して仮住民票に記載する必要がある。 ・ 仮住民票の記載事項通知書の例については、「図 3-17」に後述する。 ・ 住基システムを改修せず、仮住民票データベースを汎用ソフトウェアなどで管理する場合は、住基システムとは別のシステム環境を準備することも想定される。

(注) 仮住民票の作成に関し、必要に応じて法務大臣に情報提供の請求を行う。

(4) 外国人登録システム

外国人登録システムについては、今回の法制度改正で外登法は廃止されるため、それに伴い廃止される取扱いが原則となる。

ただし、運用上の課題として、各市町村の行政サービスを提供する個別の業務に必要な場合に、事実上、現在把握している外国人の情報で、住民基本台帳に記録されない者の情報を確認するため、外国人登録システムに残されたデータを参照する、あるいは住登外管理を行うシステム等に移行して宛名を管理することがありうる。このため、外国人登録システムのデータを参照する場合は、個人情報保護に留意しつつ、廃止後の対応等を検討する。

また、法制度改正に伴うデータ移行や仮住民票の作成に際して、外国人登録システムに係る課題について、「表 3-9」に記載する。

表 3-9 仮住民票の作成に関する課題(外国人登録システム)

項番	項目	内容	影響
1	仮住民票の作成	外国人登録原票の記載内容の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票を作成する際には、外国人登録原票に登録されている情報のうち必要なデータを抽出して移行する。 外国人登録原票の情報の一部しかシステムで管理していない場合は、登録原票（紙）に基づき手作業での入力で移行作業を行うことが想定される。 外国人登録原票の記録と実態がかい離している情報については、仮住民票を作成する前までに、できる限り記録の正確性を向上させておく必要がある。
		外国人登録原票の記載内容と仮住民票の記載内容の整合方法	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票の作成後、施行日までの間の外国人登録に係る異動情報については、仮住民票の記載内容との整合を図る必要がある。

(5) 関連システム

外国人住民の氏名、出生の年月日、男女の別、住所等を住基システムに記録することに伴い、住基システムの情報を利用し、同システムと連携している国民健康保険、児童手当、生活保護など、関連システムについては、住基システム、外国人登録システムとのシステム連携の程度に応じ、関連システム側の見直しを行う必要がある。（「表 3-10」参照）

表 3-10 関連システムの課題について

項番	項目	内容	影響
1	外国人住民となった年月日	住基システム側の取扱いに応じた関連システム側の連携	<ul style="list-style-type: none"> 住基システムの改修により、住基システムと関連システムとのインタフェースにも何らかの影響が生じることが想定される。影響度は「図 3-18」、「図 3-19」に示すように、住基システムとの連携の方法や密度によっても違いが生じる。 施行日時時点で既に在留している外国人については、住民票の「外国人住民となった年月日」に代えて、施行日が記載されるため、日本人について、「住民となった年月日」を資格判定に用いており、外国人住民については「外国人住民となった年月日」を資格判定に用いることを予定しているシステム連携については、特別な対応が必要になることが想定される。
2	外国人住民の氏名等（通称名含む）	送付物の宛名氏名等（通称名含む）の表記	<ul style="list-style-type: none"> 住民票で表記される外国人住民の氏名の文字数（桁数）によっては、送付物の宛名等に氏名を印字すると、氏名の途中までしか印字されない可能性があり、対応が必要になることもある。 外国人に係る送付物の宛名等に表記される外国人住民の氏名として、通称名を使用するなど、市町村の行政サービスの実情に応じた対応が必要になることもある。
3	帰化、国籍取得、国籍喪失	帰化と国籍取得は住民票の記載事由から、国籍喪失は住民票の消除事由から、どちらも住民票の記載の修正事由へと変更	<ul style="list-style-type: none"> 住基の異動事由を各種行政事務の異動事由と連動させ、資格状態等の自動設定を行っているような関連システムの場合は、左記の事由については住基異動の意味合いが変わることに応じた対応が必要になる。
4	日本人住民データの移行	複数国籍世帯の日本人の続柄が施行日に職権で修正される場合にシステム間の整合性確保	<ul style="list-style-type: none"> 関連システム側で続柄を修正していたような場合でも、住基システム側で同様の続柄に修正されないケースも想定されるため、仮住民票の段階から、複数国籍世帯に関する世帯構成の確認をして、相違がある場合は対処方法を検討しておく必要がある。

「表3-10」の補足として、住基システムと関連システムとを直接的にデータ連携している場合と、住基システムと関連システムとの間に宛名システム等の中継機能を備えて間接的に連携している場合として、「図3-18」、「図3-19」を、各々の検討事項と併せて例示する。

両者とも、住基システムが改修されるため、住基システムと関連システムのインタフェースに

3 法制度改正による業務・システムへの影響の全体像

も影響があるが、影響の大きさが異なり、前者の方が影響が大きく、改修や移行の負荷が高いことが想定される。

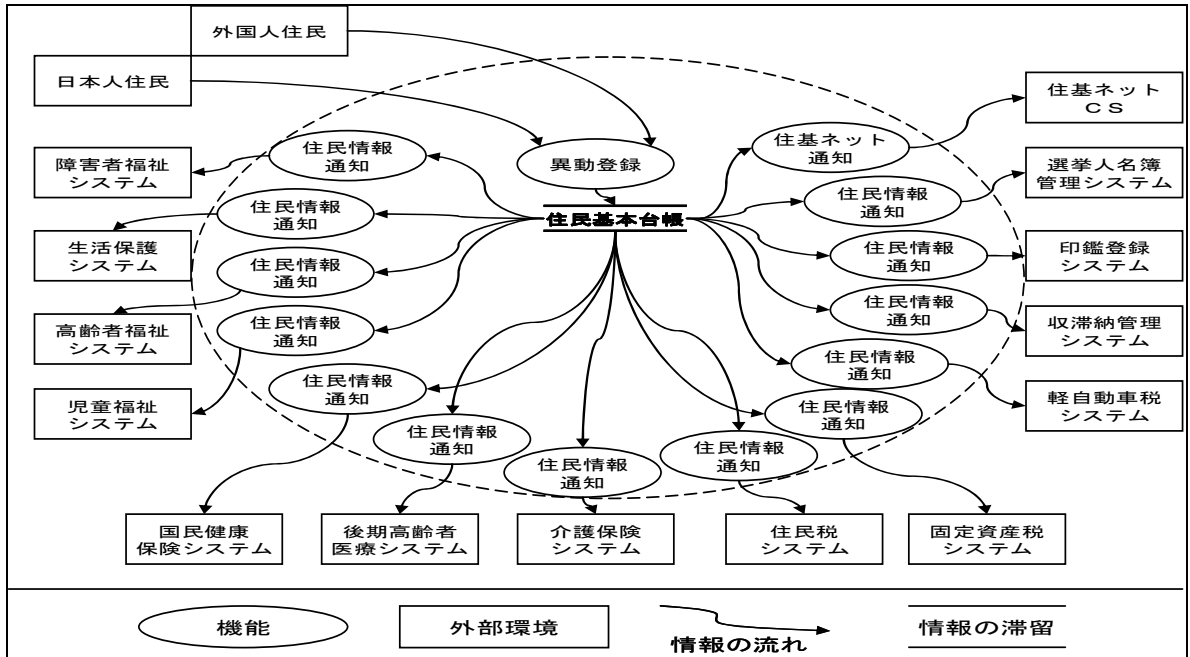


図 3-18 住基システムと関連システムとの直接的なデータ連携例

- (注 1) 選挙等、外国人住民を情報連携する必要のない関連業務に、外国人住民のデータが日本人住民と同様に情報連携されないよう制御するインタフェース設計が必要となる。
- (注 2) 連携されるデータとの二重処理が発生しないインタフェース設計が必要となる。
- (注 3) 住基システムのデータベースの氏名等の項目の桁数や属性を変更することを踏まえたインタフェース設計が必要となる。

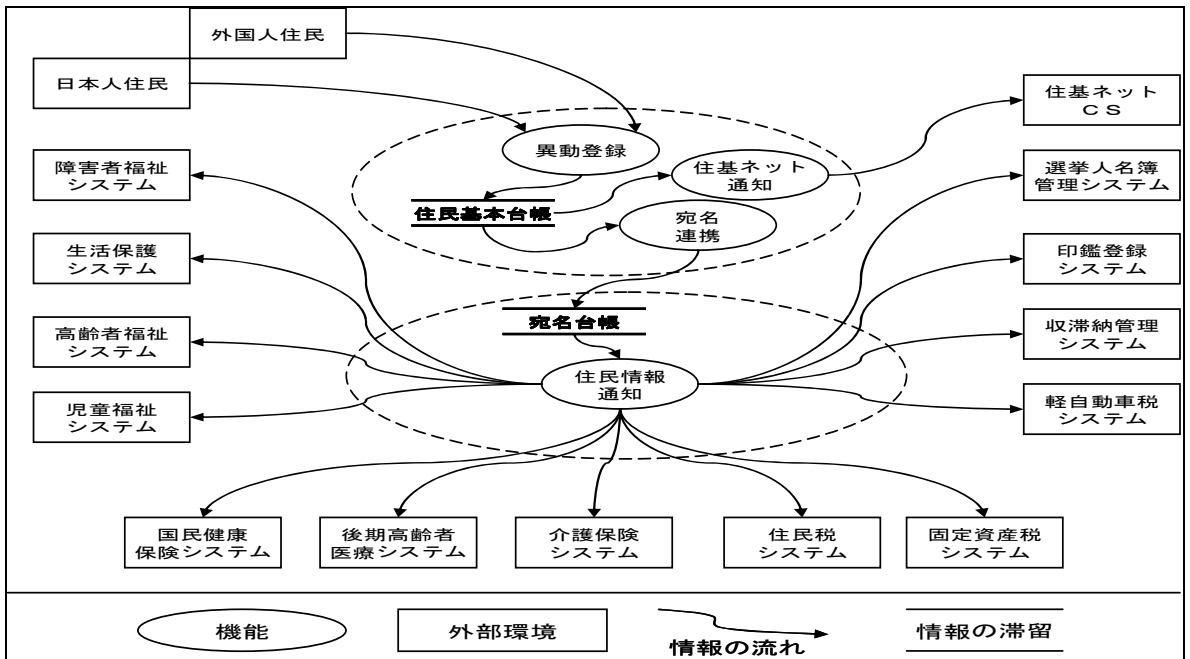


図 3-19 住基システムと関連システムとの間接的なデータ連携例

- (注 4) 宛名システムのデータベースを変更する必要がある場合は、住基システムと宛名システム間のインタフェースに加えて、宛名システムと関連システム間のインタフェースを変更する必要があることから、改修や移行の負荷が高くなる可能性がある。

4 市町村のシステムの実態

本調査研究では、各市町村が備える住基システム等の現状を把握することにより、市町村の実情に応じた円滑な移行を図る方法を検討することを目的として、全国の市町村を対象としたアンケート調査を実施した。

本章では、アンケート調査の結果を踏まえ、ばらつきが大きい市町村の住基システム等を網羅的に類型化する等の分析を行い、全国の市町村のシステムの実態に迫る。

(アンケート調査の概要)

住民基本台帳担当課や外国人登録担当課の窓口職員向けに、現在の住民基本台帳事務、外国人登録事務に関する基本的な情報や窓口事務の現状について確認するとともに、情報システム担当課の住基システムや外国人登録システムの担当職員向けに、既存のシステムの構成や仕様、導入時期や経費等について確認するため、下記のとおりアンケート調査を行った。

主なアンケート項目は以下のとおりである。

(住民基本台帳担当課 窓口職員向け)

- ・住民基本台帳人口、職員数、接続端末数
- ・総合窓口の設置状況、総合窓口での実施業務、総合窓口の取組み契機・推進要因 等

(情報システム担当課 担当職員向け)

- ・住基システムや外国人登録システムの導入の有無、導入形態、ハードウェア、導入年月
- ・データ管理や他システムとの連携の方法、桁数、文字コード 等

(外国人登録担当課 窓口職員向け)

- ・外国人登録者数、職員数、通訳の人数、支所・出張所等での外国人登録事務の実施状況
- ・外国人登録事務に係る通知や外国人登録原票の送付件数 等

なお、このアンケート調査は、1,795 市町村（特別区含む）（平成 21 年 10 月 5 日現在）を対象に Web アンケートで行い、回答率は次のとおりであった。

住民基本台帳担当向け 回答率	情報システム担当向け 回答率	外国人登録担当向け 回答率
91.7%	88.0%	91.2%

(1) 住基システムの改修に係る類型

「新電子自治体推進指針」（平成 19 年 3 月 20 日 総務省）においては、「2010 年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現」とされているところである。これを受け、現在市町村ではシステムの標準化、B P R (Business Process Reengineering) の推進、契約面、調達面の適正化などシステムのオープン化の取組みがなされていると考えられるが、住基システムについてはそのような取組みの進捗の程度により、システム基盤は異なり、それに付随するシステム経費も異なる。また、法制度改正に伴って必要となる対応や必要となる改修負荷も異なることとなる。

標準化は一般に、メインフレームなどのオープン化であり、Java や関係データベース(注)などの技術導入を意味するが、自治体システムの標準化の進捗は実際にはばらつきがあり、まだ標準化されていない市町村も存在し、そのような市町村で、特に大規模なレガシー・システムなどを導入している場合については、改修、移行負荷が高いと考えられる。

これらを踏まえた住基システムの改修に係る類型を以下に提示し、調査した結果について後述する。

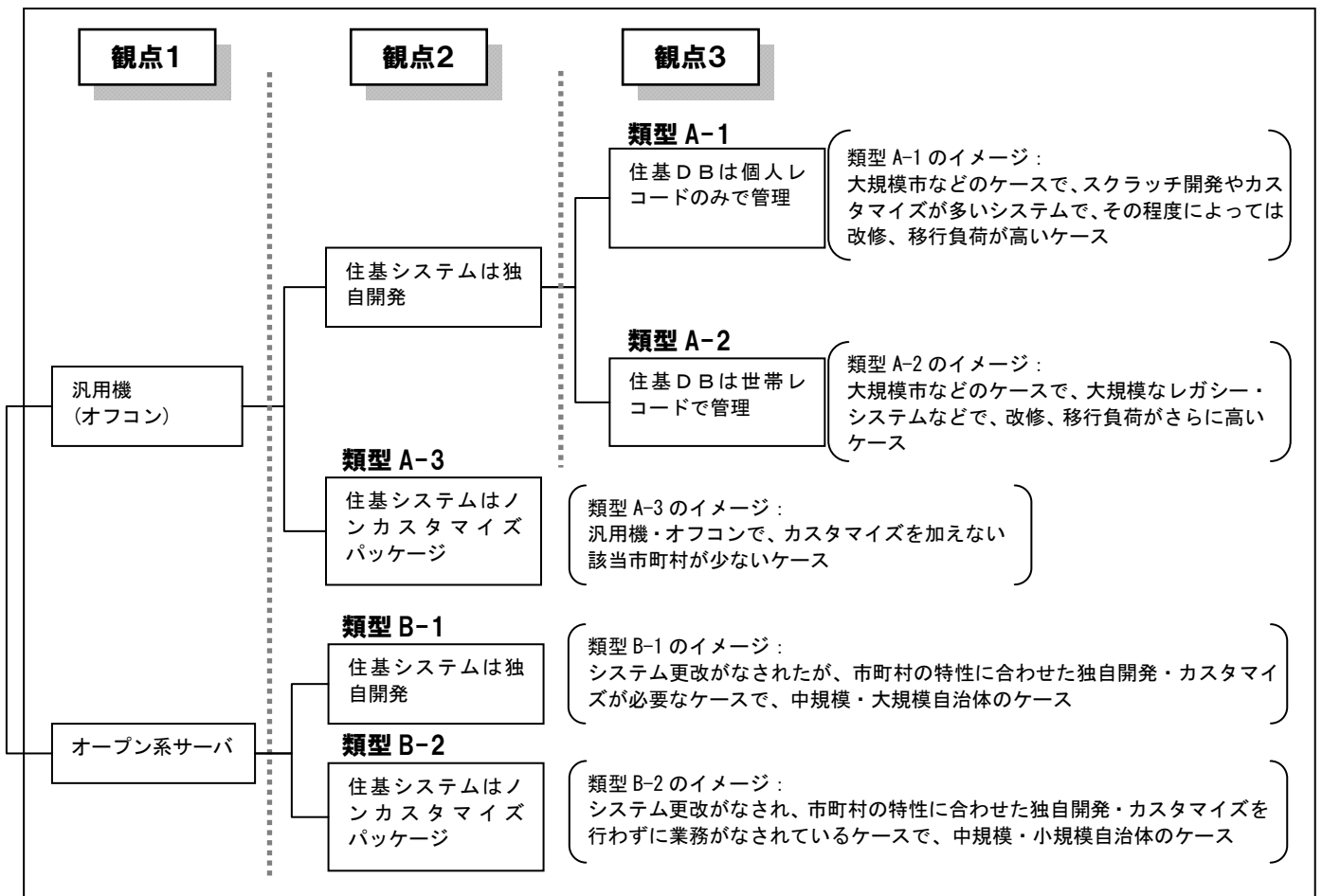


図 4-1 住基システムの改修に係る類型

(注) 関係データベース(RDB: Relational DataBase)は、関係モデルと呼ばれる概念に基づいて設計されたデータベースのことで、RDB のデータは表(テーブル)構造のデータ集合として管理される。一般に、RDB はデータ項目の追加・削除で、階層型、ネットワーク型のデータベース(NDB)に比べて柔軟性が高いとされる。また、RDB のデータを定義・操作するデータベース言語(SQL)は国際標準化されている。

(観点1) システム基盤が汎用機、オフコン、オープン系サーバ(UNIX、IAサーバ)、スタンドアロンか (注1)

汎用機やベンダ独自OS(オペレーティングシステム、基本ソフトウェア)を用いたシステムは、システムの運用・保守が長期にわたり、システム経費の硬直化を招きやすいとの指摘があり、市町村のオープン化の進捗程度により、法制度改正に伴うシステム改修負荷に差がある。

(観点2) 住基システムは独自開発(カスタマイズパッケージを含む)か、ノンカスタマイズパッケージか (注2)

住基システムがノンカスタマイズのパッケージを利用しているか、独自開発を行っているかによって、法制度改正に伴うシステム改修対応の時間的余裕、システム改修規模の相違が大きい。

(観点3) 住基システムのデータベースを、世帯レコードを用いて管理しているか、個人レコードのみを用いて管理しているか (注3)

住基システム(独自開発を行っている場合)のデータベース構造が世帯レコード管理か、個人レコードのみの管理かによって、住基システムのデータベースの追加・見直しを始めとするシステム改修規模やデータ移行負荷が異なる。

なお、自治体システムの標準化・オープン化がなされているケースやノンカスタマイズパッケージを導入しているケースは、個人レコードのみの管理でデータベースを保持していることが一般的であり、世帯レコードを用いて管理している場合であっても、RDBであり個人レコードと併用されているものが多く、特に住基システム改修規模や移行負荷がかかるケースに該当しないと考えられることから、データ管理方式による分類は行わない。

(注1) 汎用機は、一般に、企業や団体・研究機関などで利用される大型のコンピュータを指し、処理スピードが高速であるとともに、搭載されているCPUや各種周辺機器・OSなどの品質が安定していて、メモリやディスクなどの装置の拡張性が高いが、他システムと互換性の無いベンダ独自のプロトコルを使って閉じたネットワークを構築し、ベンダ独自の文字コードを使うなど、データ交換性が低いものとされる。

オフコンは、一般に、事務処理に特化した伝票発行や販売管理、財務管理などの機能を備えた汎用機と比較して小型のコンピュータを指す。

オープン系サーバは、一般に、ベンダ独自の仕様ではないコンピュータで、クライアント(端末等)からの要求に応じてサービスを提供するものを指し、ベンダを超えて標準化されたネットワークプロトコルや文字コードを使用しているためデータ交換性が高いとされる。本調査研究ではUNIXやIAサーバを想定する。

スタンドアロンは、他のコンピュータとネットワーク接続せずに単体で動作させているコンピュータを指し、単独でファイルの管理や演算処理、印刷処理などの作業を行うことができる。

(注2) 独自開発は、市町村がベンダの提供するパッケージ製品をそのまま利用せず、市町村の業務に合わせて独自にシステム的设计・開発(その委託を含む)を行うこと指し、パッケージ製品の相当程度のカスタマイズを含む。

ノンカスタマイズパッケージは、ソフトウェアベンダーが提供する機能をパラメータの範囲内で変更されているが、ソースコードの改変は実施していないパッケージのことをいう。

(注3) 世帯レコード管理については、次頁「(参考) 住基システムの世帯レコード管理について」を参照。

(参考) 住基システムの世帯レコード管理について

世帯レコード管理は、かつて住民基本台帳がシステム化された当初、世帯ごとに管理していた住民票の帳票イメージをそのままシステム化したものの名残であると考えられる。

当時世帯レコードの採用は、住民基本台帳の手書き管理との連続性が高く、設計・開発及び運用上のメリットがあったと考えられるが、一般に、個人レコードであるシステムに比べ、柔軟性・拡張性が低いと考えられる。

また、世帯レコード管理の住基システムは、長年にわたり利用されているものが多く、仕様変更や追加が重なり、システムが複雑化している傾向がある。

そのような世帯レコード管理のシステムは、今回の法制度改正においても、追加で検討しなければならない事項が多く、改修負荷、移行負荷が高くなると想定される。

(事例説明)

- ・世帯主：住民太郎、妻：住民花子、弟：住民次郎の3人世帯。
- ・住民次郎のみ、平成20年1月20日に他市町村へ転出。

(個人レコードのみを用いて管理している場合)

個人を単位として住民票のデータ管理を行う。本人だけでなく世帯構成員も一葉に表示される住民票の写しの場合は、世帯主の氏名や住所など、世帯員全てに共通する事項をまとめて表示し、共通事項を除いた事項(氏名、生年月日等)のみ世帯員ごとに表示する(世帯連記式)。

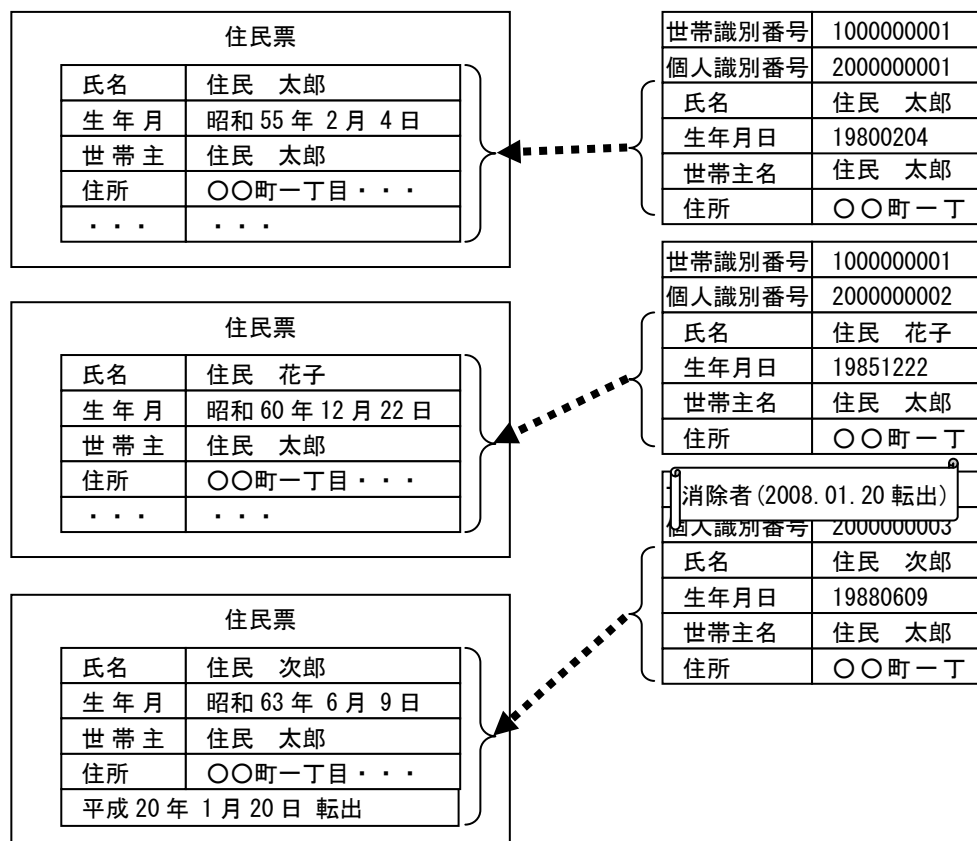


図4-2 個人レコードのみを用いて管理している住民票のデータ項目

(世帯レコードを用いて管理している場合)

世帯レコードを用いて住民票のデータ管理を行う。世帯主の氏名や住所など、世帯員全てに共通する事項のみを世帯レコードとして管理しており、世帯員別に個人レコードを管理している場合と、共通事項と世帯員別の事項をまとめて世帯レコードとして管理している場合がある。

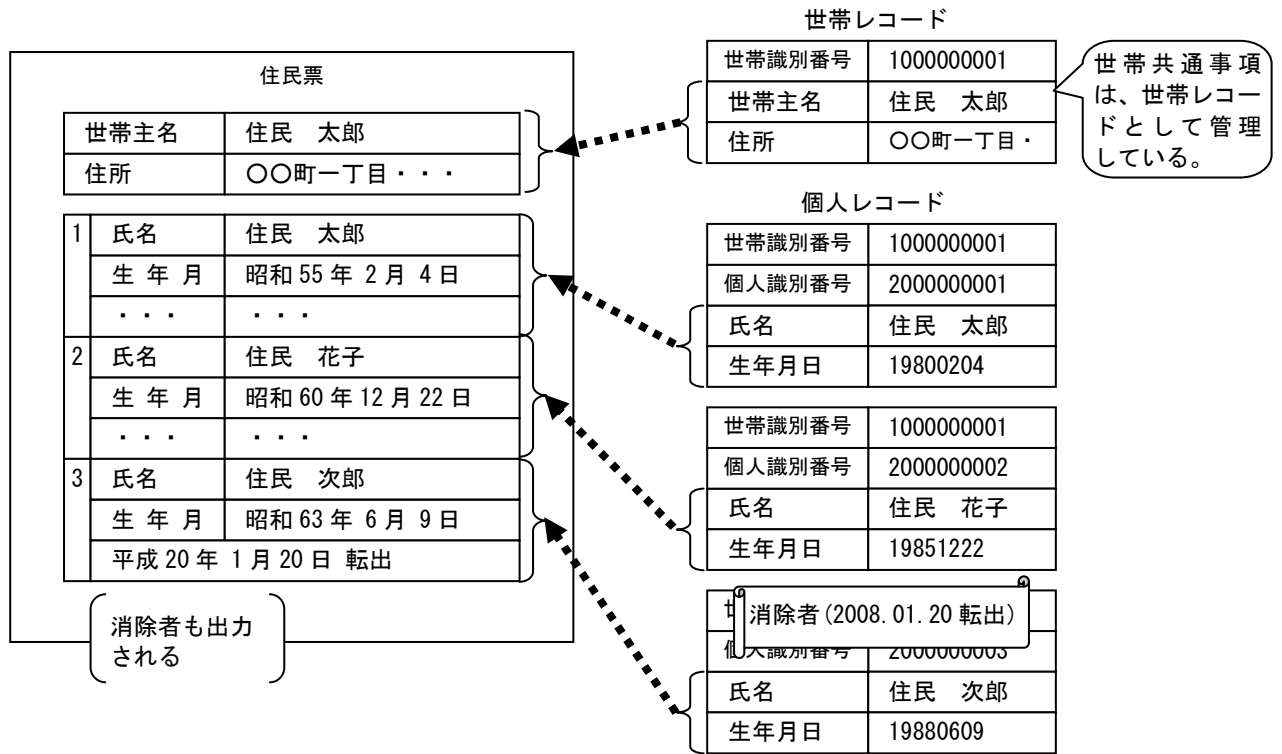


図 4-4 世帯レコードと世帯員別の個人レコードを用いて管理している住民票のデータ項目

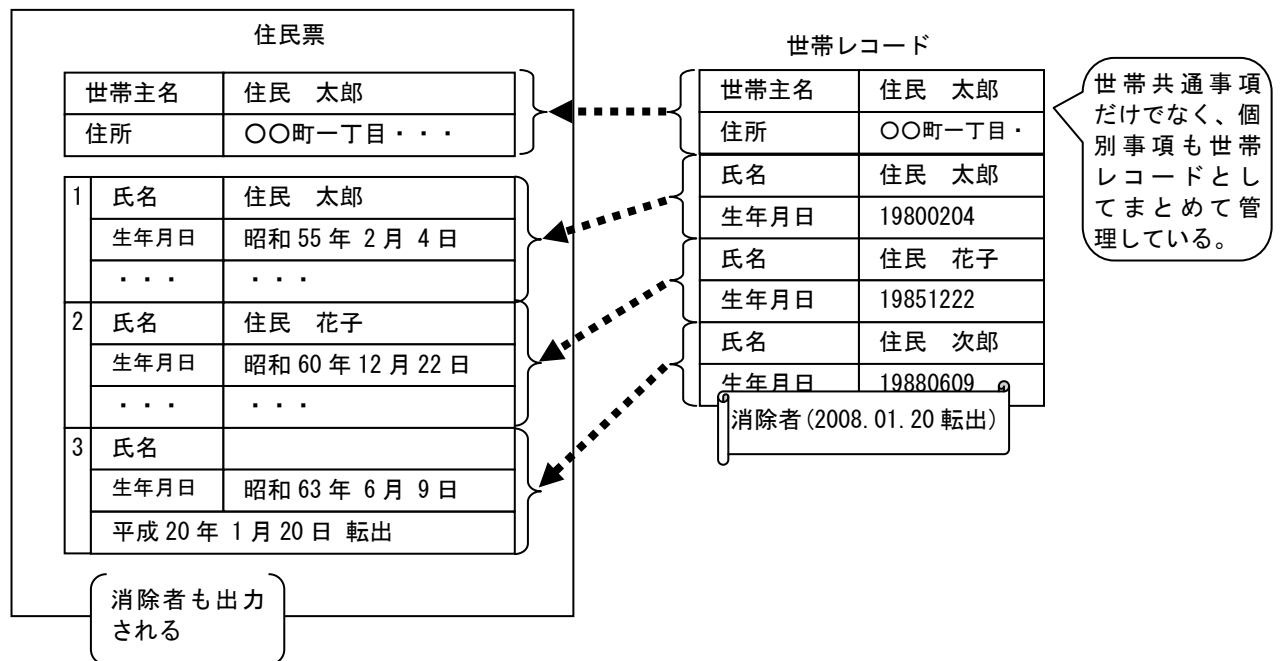


図 4-5 共通事項と世帯員別の事項をまとめて世帯レコードとして管理している住民票のデータ項目

以下では、前掲の住基システムの改修に係る類型に関するアンケート調査結果を確認する。

ア 住基システムのハードウェア

住基システムのハードウェアと住民基本台帳人口（以下、クロス集計の際には「自治体規模」という）のクロス集計結果は次のとおりである。

10万人以下の市町村ではオープン系サーバの割合が高く約7割に達している。一方で、10万人超の市町村ではオープン系サーバの採用割合が5割未満であった。

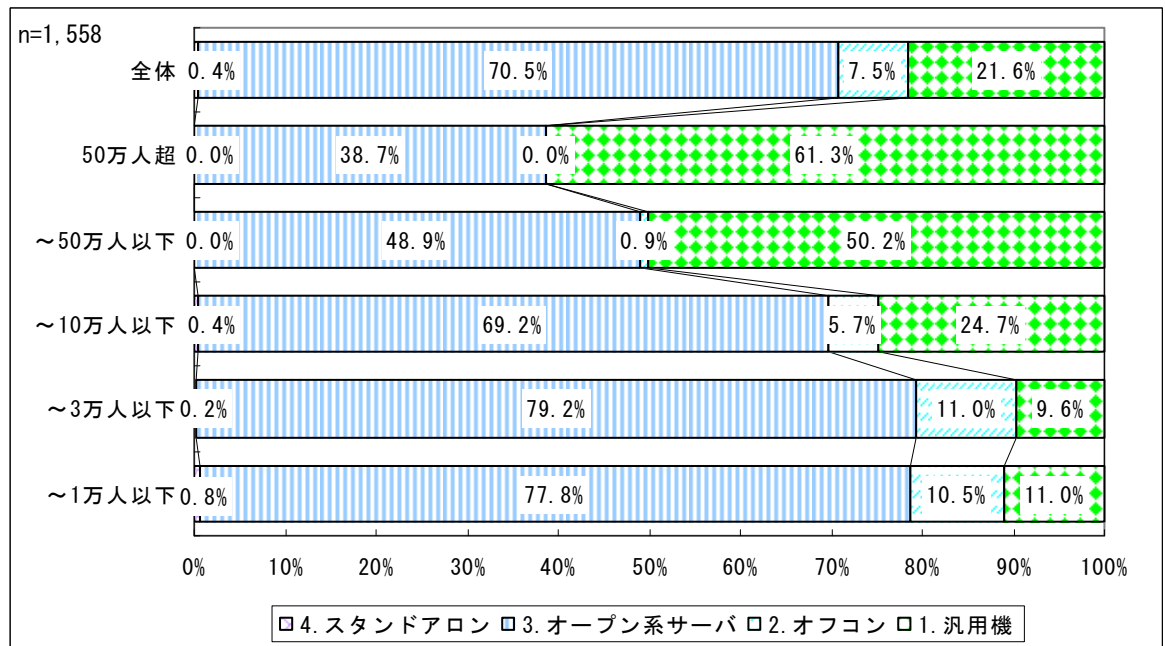


図 4-6 住基システムのハードウェアと自治体規模

イ 住基システムの導入方式

住基システムの導入方式と自治体規模のクロス集計結果では、10万人以下の市町村では57.7%、10万人超の市町村では84.4%が独自開発を行っており、自治体規模が大きくなるほど独自開発の割合が高くなる傾向が見られる。

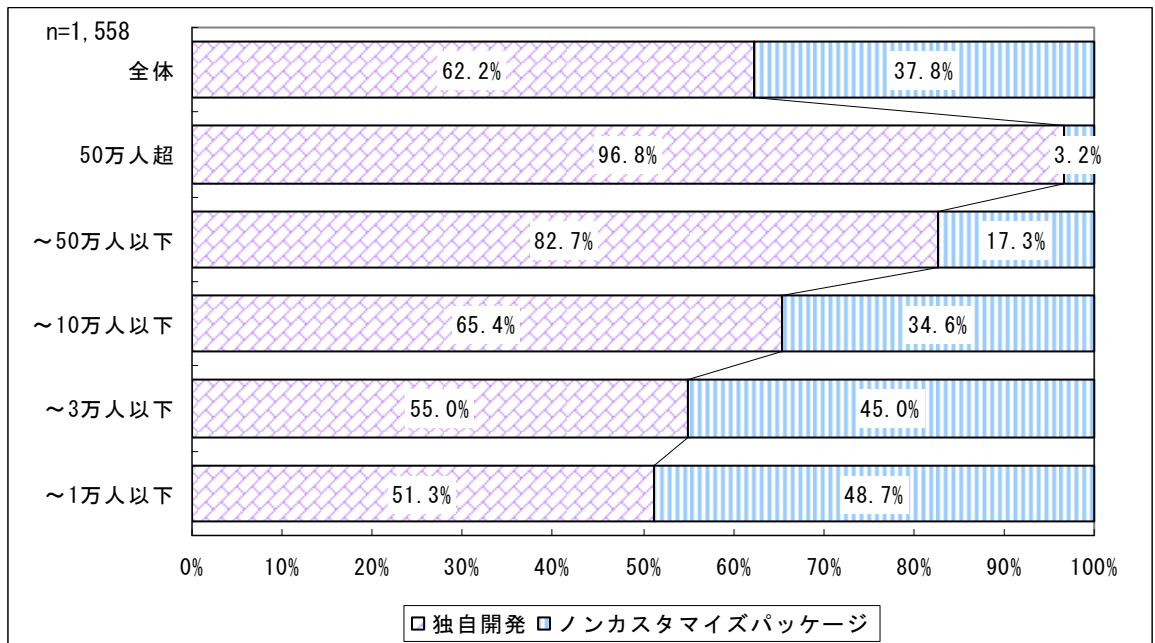


図 4-7 住基システムの導入方式と自治体規模

住基システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果を見ると、汎用機(オフコンを含む)では、85.6%が独自開発であるのに対し、オープン系サーバでは約半数がノンカスタマイズパッケージの利用となっている。

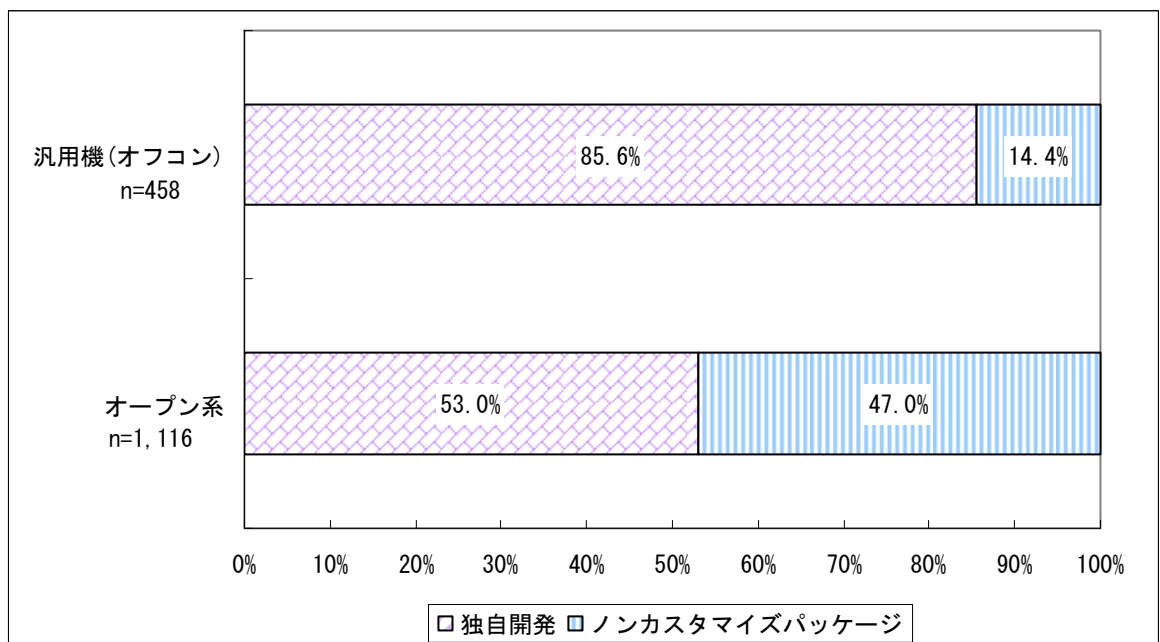


図 4-8 住基システムの導入方式とハードウェア

ウ 住基システムのデータ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)

住基システムのデータ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)と自治体規模のクロス集計結果を確認すると、個人レコードのみで管理されている市町村は、自治体規模が10万人以下では約6割であるのに対し、50万人超では約3割に過ぎず、自治体規模が大きくなるほど個人レコードのみで管理されている市町村は少なくなる傾向が確認される。

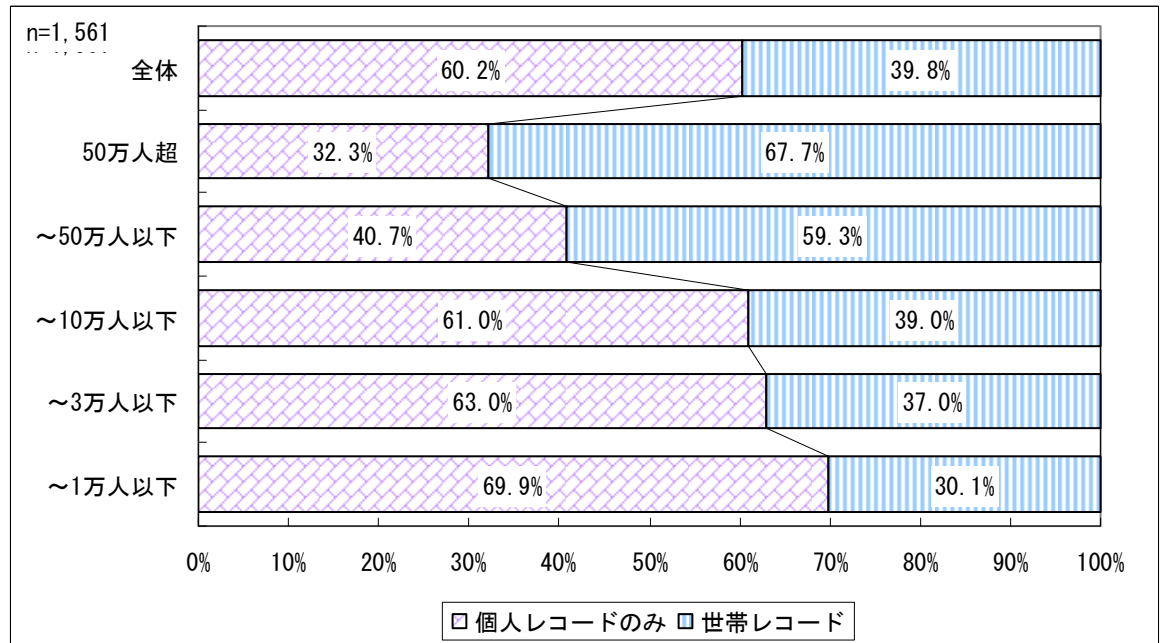


図4-9 住基システムのデータ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)と自治体規模

次に、住基システムのデータ管理(個人レコードのみ・世帯レコード)とハードウェアのクロス集計結果を見ると、個人レコードのみの割合は、汎用機(オフコンを含む)より、オープン系サーバの方が高い傾向が確認される。

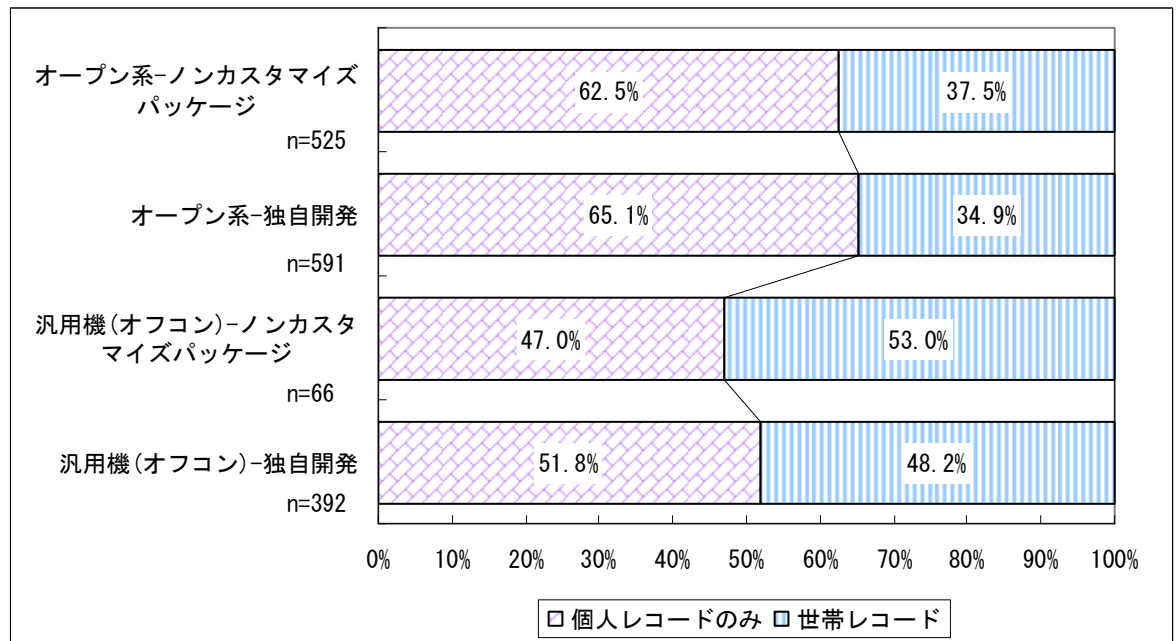


図 4-10 住基システムのデータ管理(個人記録のみ・世帯記録)とハードウェア

図 4-7、図 4-9 及び図 4-10 の結果から、データ管理(個人記録のみ・世帯記録)については、世帯記録管理が、汎用機を採用している大規模自治体で多くなる傾向があり、大規模自治体においてシステムのオープン化が遅れる一因となっていることが推察される。

エ 住基システムのシステム導入年(更改年)

住基システムのシステム導入年(更改年)を確認すると、1995年以前にシステムを導入又は更改している市町村の約8割が汎用機を利用している一方、近年システム導入又は更改した市町村の多く(約8割)はオープン系サーバであった。

「図4-6 住基システムのハードウェアと自治体規模」の関係と併せて考えると、規模が大きな市町村でシステムのオープン化が遅れる傾向があることが推察される。

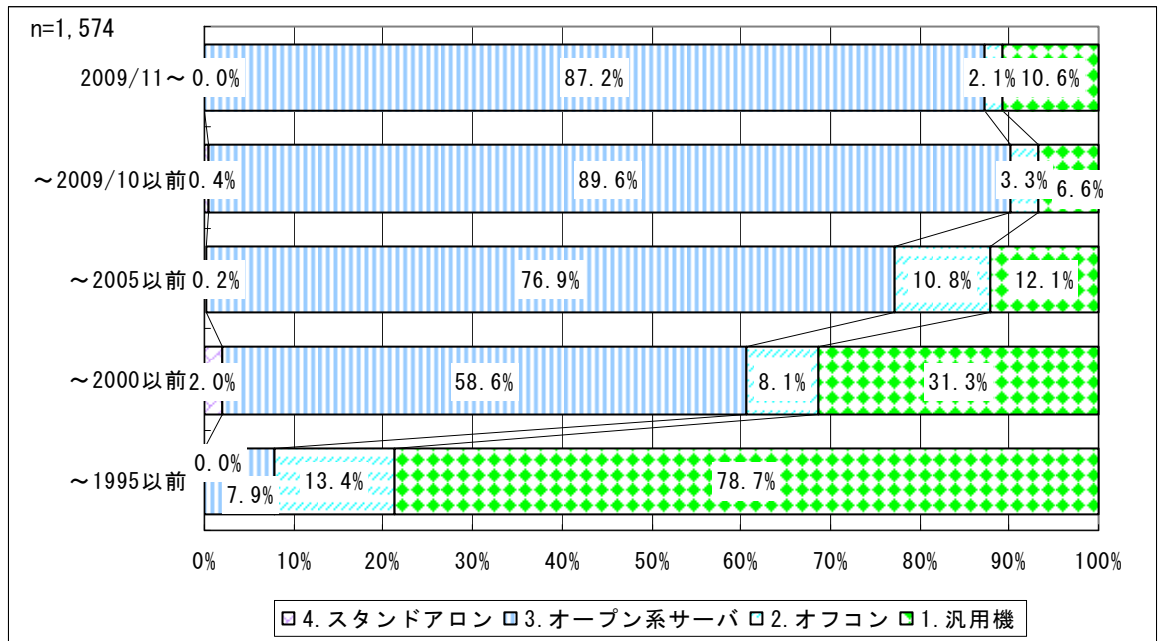


図4-11 住基システムの導入年とハードウェア

また、オープン系サーバの割合は2000年以前で約6割、2005年以前で約8割となっている。1996年から2005年に汎用機からオープン系サーバに切替えた市町村が多かったと推察される。

市町村全体での住基システムの導入年の内訳は以下のとおりである。

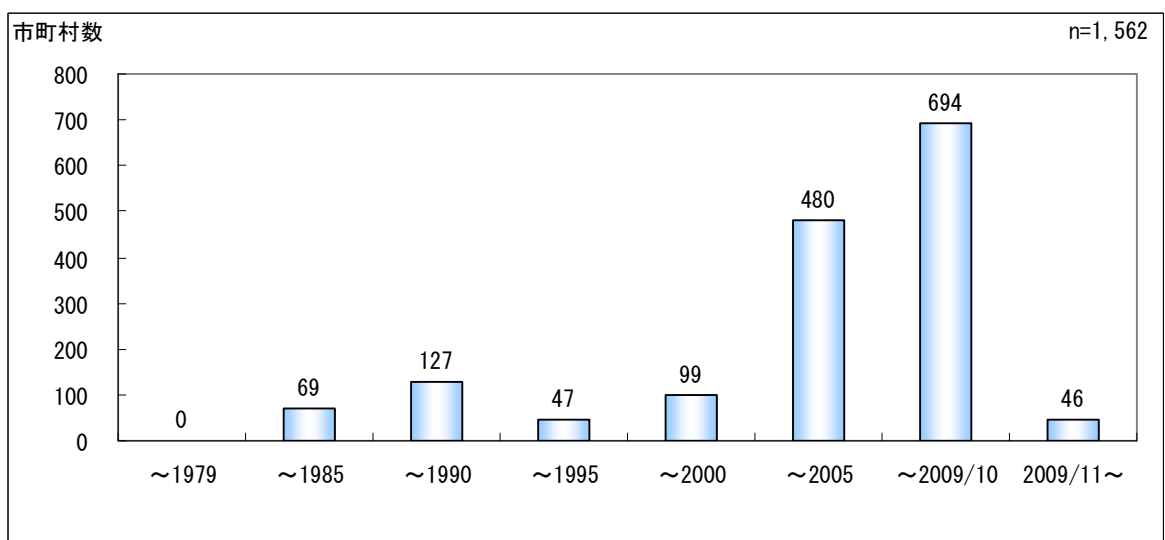


図4-12 住基システムの導入年

オ 住基システムとデータベース管理

住基システムのデータベース管理についてのアンケート調査結果は、RDBの割合が高く、全体で8割を超えている。

また、RDBであると回答した市町村のうち約8割がオープン系サーバを利用している一方、RDBでないと回答した市町村のうち約8割は汎用機を利用しているとの回答であり、データベース管理とハードウェアに想定された相関関係が見られる。

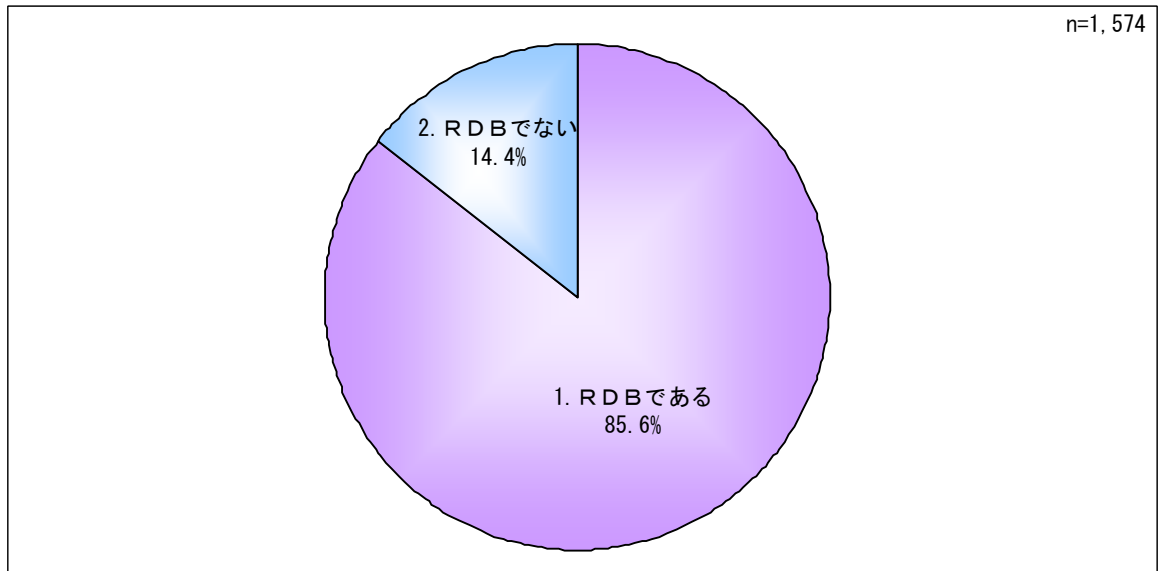


図 4-13 住基システムのデータベース管理

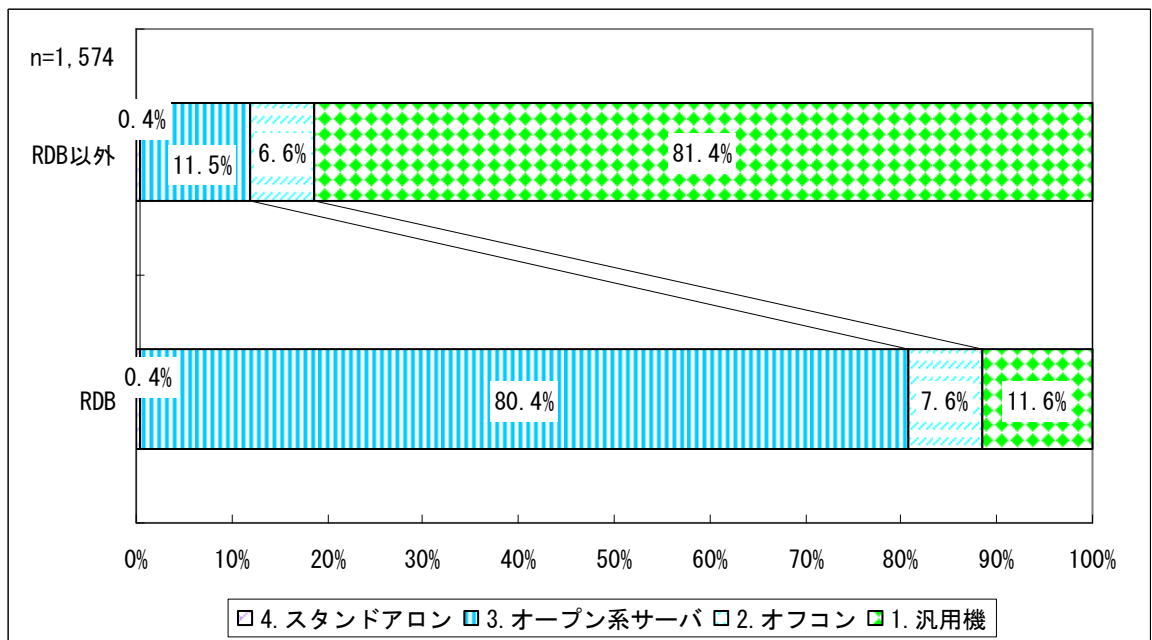


図 4-14 住基システムのデータベース管理とハードウェア

カ 住基システムのシステム導入年とデータ管理（個人記録のみ・世帯レコード）

次に住基システムのシステム導入年(更改年)とデータ管理（個人記録のみ・世帯レコード）についてクロス集計結果を確認すると、個人記録のみで「1995年以前」は約1割にすぎないが、世帯レコードで「1995年以前」は約2割を占めている。

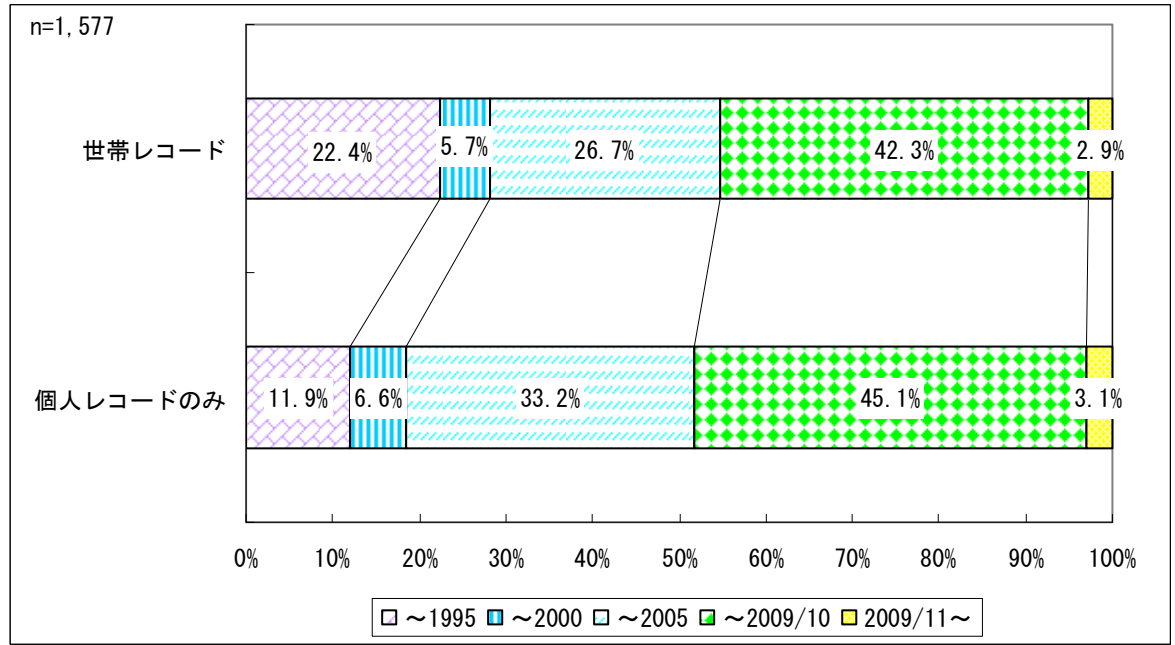


図 4-15 住基システムのシステム導入年とデータ管理（個人記録のみ、世帯レコード）

キ 住基システムの改修に係る類型の市町村割合

上記の住基システムの改修に係る類型のそれぞれの類型に該当する市町村の割合等の調査結果については、以下のとおりである。

表 4-1 住基システムの改修に係る類型の市町村割合

住基システムのハードウェア	住基システムの導入方式	住基システムのデータ管理	住基システムの改修に係る類型	構成比
汎用機・オフコン	独自開発	個人レコードのみ	A-1 汎用機系独自開発 (個人レコードのみ)	12.9%
		世帯レコード	A-2 汎用機系独自開発 (世帯レコード)	12.0%
	ノンカスタマイズパッケージ	/	A-3 汎用機系ノンカスタマイズ パッケージ	4.2%
オープン系サーバ ・スタンドアロン	独自開発		B-1 オープン系独自開発	37.5%
	ノンカスタマイズパッケージ	B-2 オープン系ノンカスタマイズ パッケージ	33.4%	

(注) 標本数 1,574

(2) データ移行に係る類型

データ移行については、外国人登録者数により対応が異なると考えられる。また、アンケート調査結果から、外国人登録システムの導入有無が外国人登録者数と密接な関係があることがわかった。このような観点から、データ移行に係る類型として、外国人登録システムの有無によって市町村を分類する。

また、外国人登録システムの導入がない市町村については、さらに住基システムの住登外管理や表計算ソフト等の汎用的なソフトウェアといった何らかの電子データで外国人登録者のデータを管理している場合と、外国人登録原票(紙)のみで管理している場合で、移行負荷が異なると考えられることから、類型を細分化した。

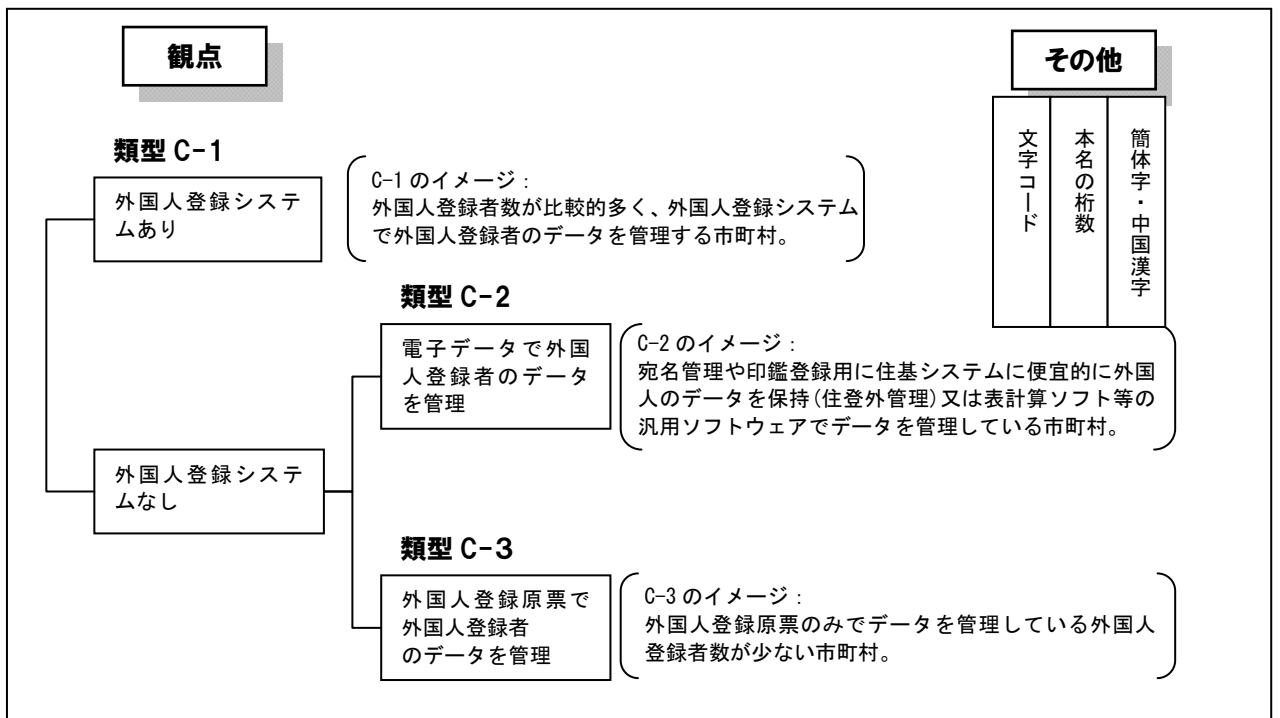


図 4-16 データ移行に係る類型

以下で、このデータ移行に係る類型に関するアンケート調査結果を確認する。

ア 外国人登録システムの有無

(7) 外国人登録システムの有無

外国人登録システムの有無と外国人登録者数をクロス集計した結果は、次のとおりであった。

外国人登録者数が多い自治体では外国人登録システムの導入割合が高くなっている。また、外国人登録者数が3百人を超えると7割超の市町村、5百人を超えると8割超の市町村が外国人登録システムを導入している。

仮住民票の調製やデータ移行等、法制度改正対応を検討する上で、外国人登録システムの有無が基準の一つになると考えられる。

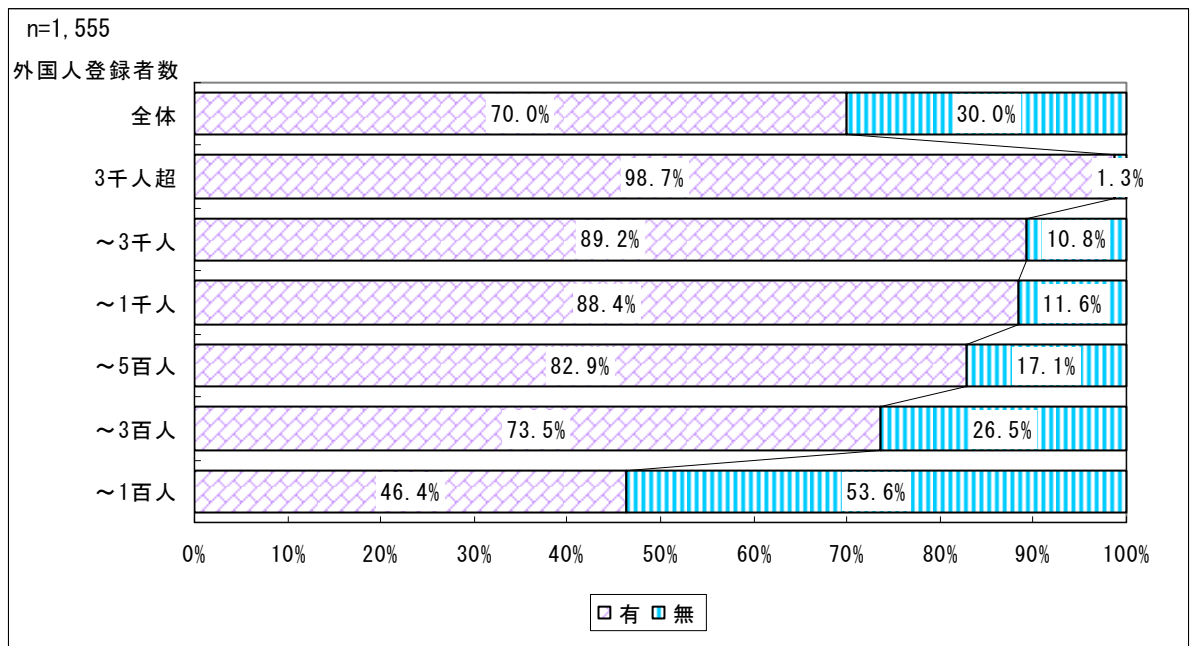


図 4-17 外国人登録システムの有無と外国人登録者数

なお、市町村の外国人登録者数のアンケート調査結果は次のとおりである。

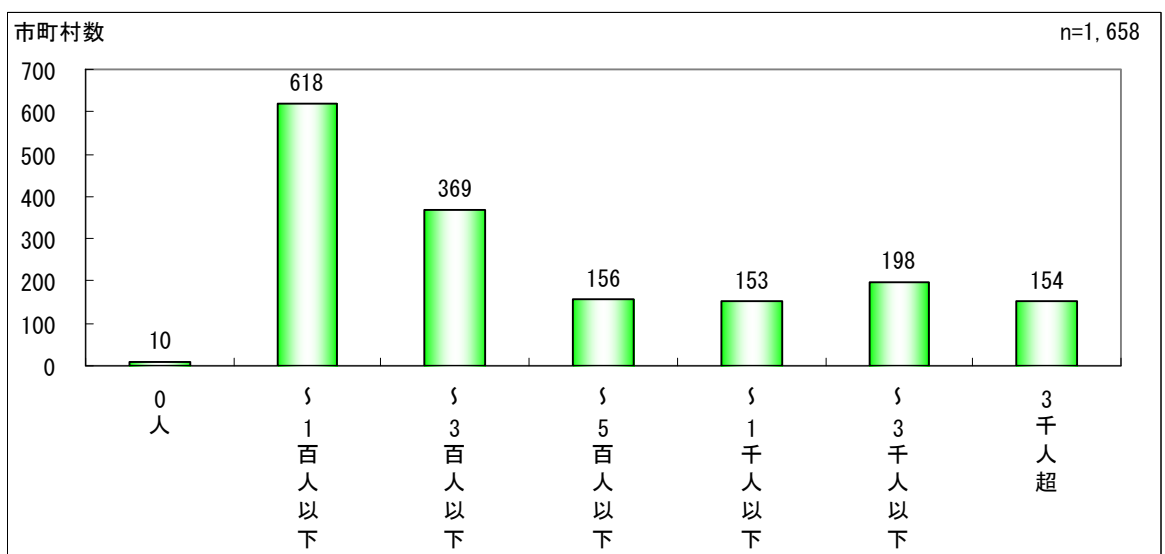


図 4-18 外国人登録者数

(イ) 外国人登録システムがない市町村の外国人情報の管理

外国人登録システムがないと回答した市町村に対して、どのように関連システムへの外国人情報の連携を行っているかを確認すると、7割超の市町村が「3. 住登外管理」（住基システムに便宜的に外国人情報を保持している）と回答している。

このような住登外管理の市町村が、類型C-2のうち同程度の割合を占めていると考えられる。

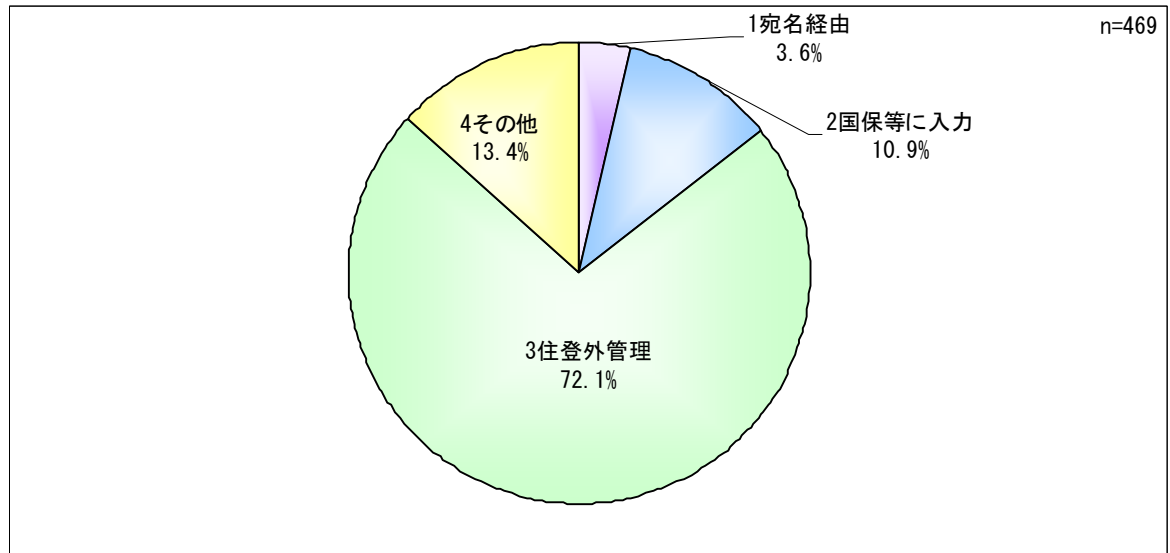


図 4-19 外国人登録システムがない場合の関連システムへの外国人情報の連携方法

イ 住基システムと外国人登録システムの文字等の差異

データ移行に係る類型は上記のとおりであるが、次にデータ移行の検討で留意が必要な住基システムと外国人登録システムの差異について取り上げる。

(7) 住基システムと外国人登録システムのハードウェア区分

住基システムと外国人登録システムのハードウェア区分のクロス集計結果を確認すると、市町村の90%超が同一のハードウェア区分となっている。

ハードウェア区分が異なる場合（例えば、住基システムのハードウェア区分が汎用機、外国人登録システムのハードウェアがオープン系サーバのような場合）、ハードウェア区分が同一である場合に比べて、移行負荷は高いと考えられるが、そのような市町村は全体の1割程度である。

表 4-2 住基システムと外国人登録システムのハードウェア区分の組合せ

		外国人登録システムのハードウェア区分			
		1. 汎用機	2. オフコン	3. オープン系サーバ	4. スタンドアロン
住基システムのハードウェア区分	1. 汎用機	175	6	34	17
	2. オフコン	2	36	14	4
	3. オープン系サーバ	9	1	781	15
	4. スタンドアロン	0	0	2	3

(注) 標本数 1,099。表中の数値は該当する市町村数。

(イ) 文字コード

住基システムと外国人登録システムの文字コードのクロス集計結果を確認すると、市町村の80%超が同一の文字コード区分となっている。

文字コードが異なる場合、文字コードが同一である場合に比べて移行ツール設計の負荷が高くなると考えられるが、そのような市町村は全体の2割程度である。

表 4-3 住基システムと外国人登録システムの文字コードの組合せ

		外国人登録システムの文字コード			
		1. シフト JIS	2. Unicode	3. ベンダコード	4. その他
住基システムの文字コード	1. シフト JIS	296	5	22	2
	2. Unicode	23	351	11	0
	3. ベンダコード	17	6	246	6
	4. その他	0	2	104	104

(注) 標本数 1,195。表中の数値は該当する市町村数。

(ウ) 本名の桁数

住基システムの本名の桁数(文字数)が外国人登録システムの本名の桁数(文字数)より小さい場合、桁あふれする文字への対応として、データ項目のデータベース上の桁数を拡張する、別のデータ項目を追加するといった対応が考えられる。その場合、画面・帳票上の変更対応、アプリケーションの見直し、データベース設計の見直し、システムディスクの拡張などが発生し得る。

住基システムの本名の桁数、外国人登録システムの本名の桁数のクロス集計結果は次のとおりであった。

住基システムの本名の桁数が外国人登録システムの本名の桁数より小さい市町村は全体の7割程度となっており、それらの市町村で移行ツールの設計等の負荷が高くなると考えられる。

表 4-4 住基システムと外国人登録システムの本名(カナ)の桁数の組合せ

		外国人登録システム・本名カナ					
		~20桁	~40桁	~60桁	~80桁	~100桁	100桁超
住基システム 本名	~20桁	25	82	27	26	13	0
	~40桁	18	107	12	142	7	26
	~60桁	3	10	50	87	81	17
	~80桁	2	28	5	52	0	5
	~100桁	0	5	30	24	80	49
	100桁超	0	2	0	0	0	36

(注) 標本数 1,061。表中の数値は該当する市町村数。

		外国人登録システム・本名カナ					
		~20桁	~40桁	~60桁	~80桁	~100桁	100桁超
住基システム 本名	~20桁	25	82	27	26	13	0
	~40桁	18	107	12	142	7	26
	~60桁	3	10	50	87	81	17
	~80桁	2	28	5	52	0	5
	~100桁	0	5	30	24	80	49
	100桁超	0	2	0	0	0	36

本名の桁数 < 本名カナの桁数であれば、桁差異の影響は大きい
 本名の桁数 ≥ 本名カナの桁数であれば、桁差異の影響は軽微

(I) 簡体字・中国漢字

住基システム及び外国人登録システムの簡体字・中国漢字の入力、外字管理についてのアンケート調査結果は次のとおりである。

表 4-5 住基システムと外国人登録システムの簡体字・中国漢字の入力の組合せ

		外国人登録システムの簡体字・中国漢字入力	
		1. 可	2. 不可
住基システムの簡体字・中国漢字入力	1. 可	344	6
	2. 不可	172	574

(注) 標本数 1,096。表中の数値は該当する市町村数。

表 4-6 住基システムと外国人登録システムの外字管理の組合せ

		外国人登録システムの外字管理			
		1. 標準文字コード	2. ベンダコード	3. イメージ紐付け	4. その他
住基システムの外字管理	1. 標準文字コード	0	1	1	0
	2. ベンダコード	0	273	16	13
	3. イメージ紐付け	7	34	654	8
	4. その他	1	89	89	89

(注) 標本数 1,275。表中の数値は該当する市町村数。

また、自治体規模と簡体字・中国漢字の入力可否(住基システム)のクロス集計結果は次図で、自治体規模が大きいほど簡体字・中国漢字の入力が可能となる傾向となっている。

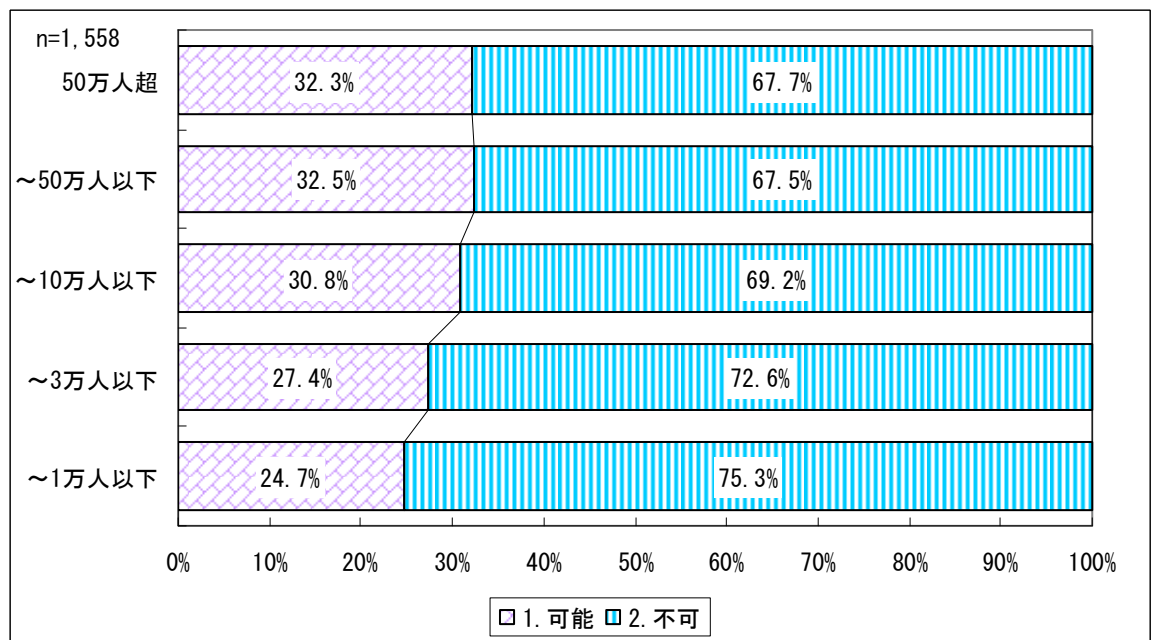


図 4-20 住基システムの簡体字・中国漢字の入力可否と自治体規模

住基システムや外国人登録システムで簡体字・中国漢字の入力が可能な場合の多くは、市町村職員が外字を登録するものであり、当該文字のイメージデータを文字コードの空き領域と紐付けして管理している。

住基システムと外国人登録システムのハードウェアや文字コードの組合せや住基システムの外字領域の空き状況等に応じて、対応経費が異なると想定されるが、当該イメージデータについては必要に応じて外国人登録システムのイメージデータを住基システムに登録し直すなどの対応が必要になる可能性がある。

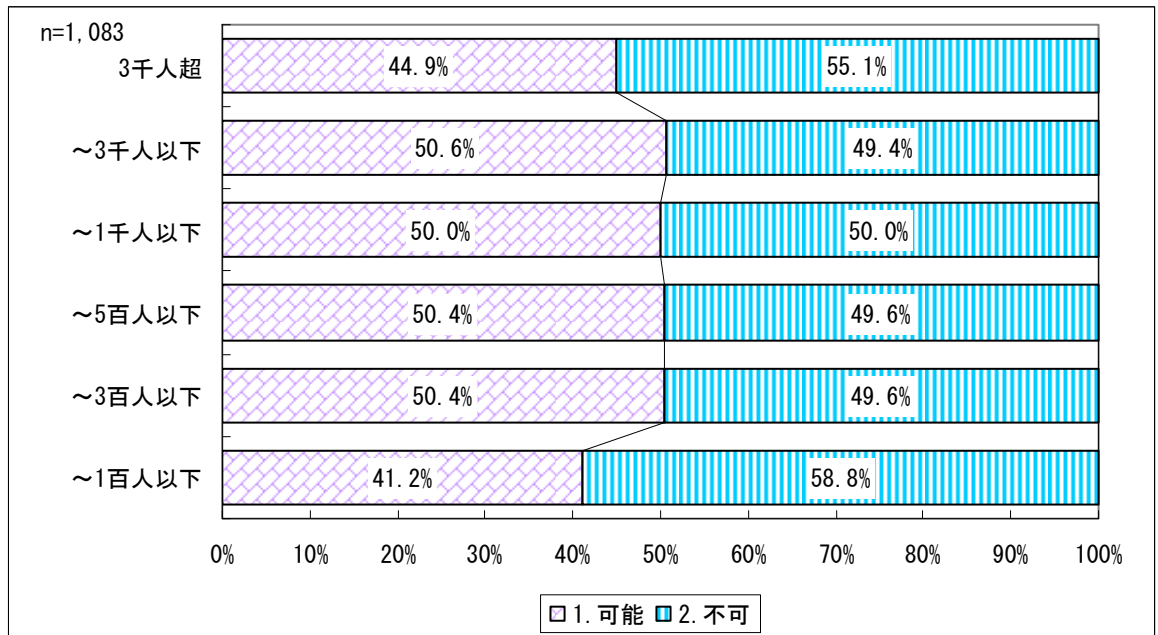


図 4-21 外国人登録システムの簡体字・中国漢字の入力と外国人登録者数

(3) 関連システムの改修の際に考慮すべき事項

ア 個人識別番号、世帯識別番号、複数国籍世帯の関連付け

住基システムに登録された日本人と外国人登録システムに登録された外国人にシステム上付番されている識別番号の重複があり得る市町村は、データの移行に際し、識別番号の重複の解消を図り、移行したデータに矛盾が発生しないように留意する必要がある。

そこで、外国人登録システムがある場合に、同システムの個人識別番号、世帯識別番号について、住基システムの日本人の個人識別番号と世帯番号が重複しないような番号体系になっているかを確認した。

データ移行を手作業で行うケースでは、新たな番号を付番することで重複が解消されるが、移行ツール等を用いて行うケースでは、上記に留意した移行ツール作成が求められる。

なお、新たな番号を付番する際には、関連システム連携上も支障のないよう留意する必要がある。また、過去の履歴等を利用する場合には、履歴データの移行も考慮した移行ツールの設計が必要となる。

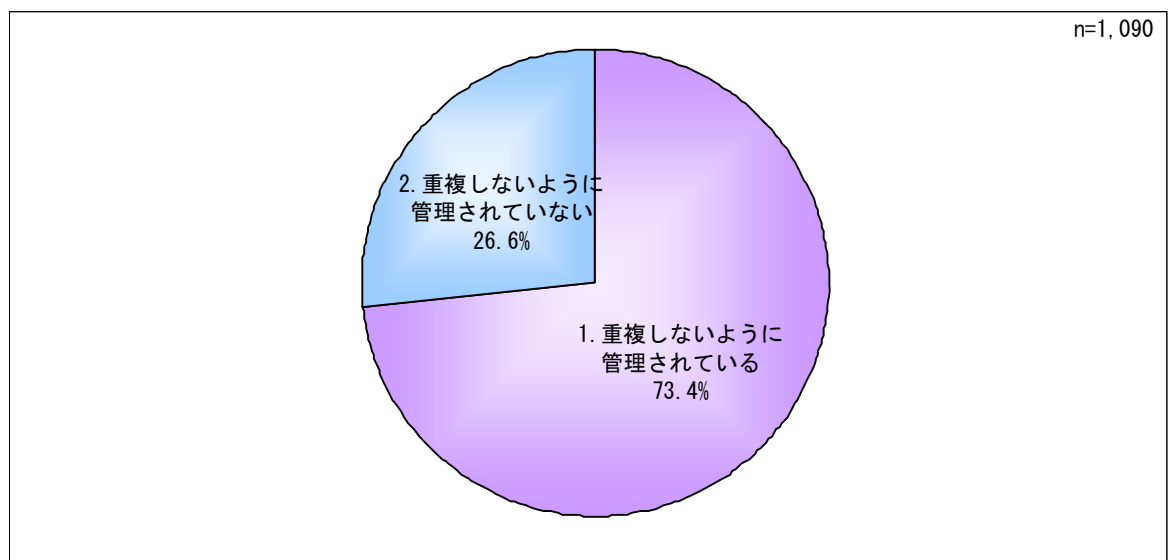


図 4-22 住基システムと外国人登録システムの個人（世帯）識別番号の重複管理

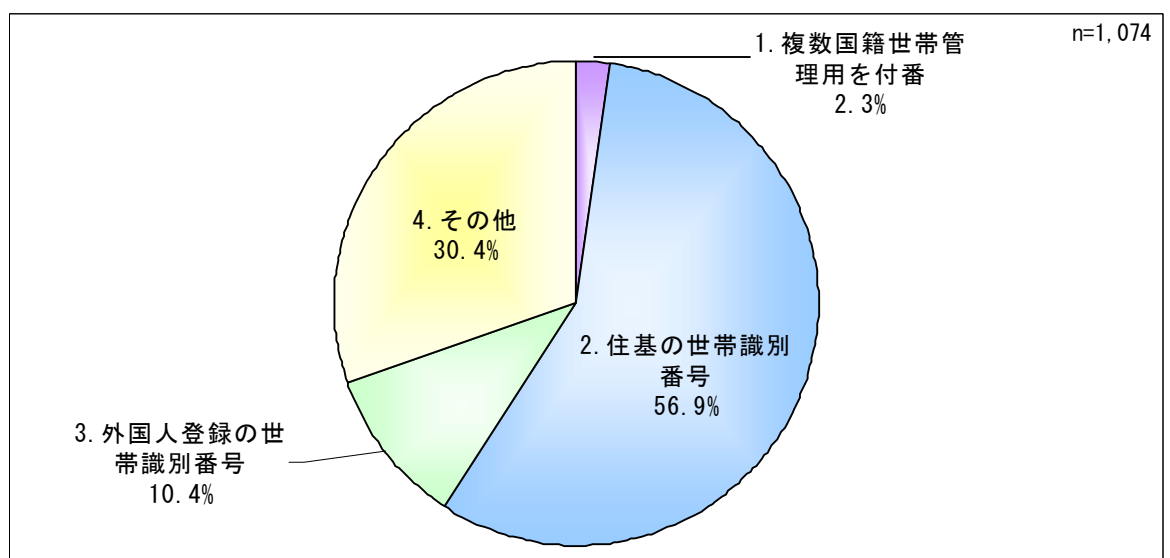


図 4-23 外国人登録システムにおける複数国籍世帯の関連付け方法

イ 住基システムと関連システムの連携

次に、関連システムの連携と自治体規模をクロス集計すると、住基システムが関連システムとシステム連携せず、関連システムに直接入力しなければならないシステムの割合は低く、自治体規模に関わらず多くの市町村で住基システムと関連システムとのシステム連携がなされていることが確認できる。

また、自治体規模が大きくなるほど、宛名システムを経由して情報連携する市町村の割合が低下している。このことは、大規模市町村であるほどシステムが複雑になり、宛名システムだけではシステム間の十分な連携が難しい傾向を示唆していると考えられる。

どのような連携方法を行っているかによって、関連システムの改修ポイントと影響範囲が異なってくると考えられる。

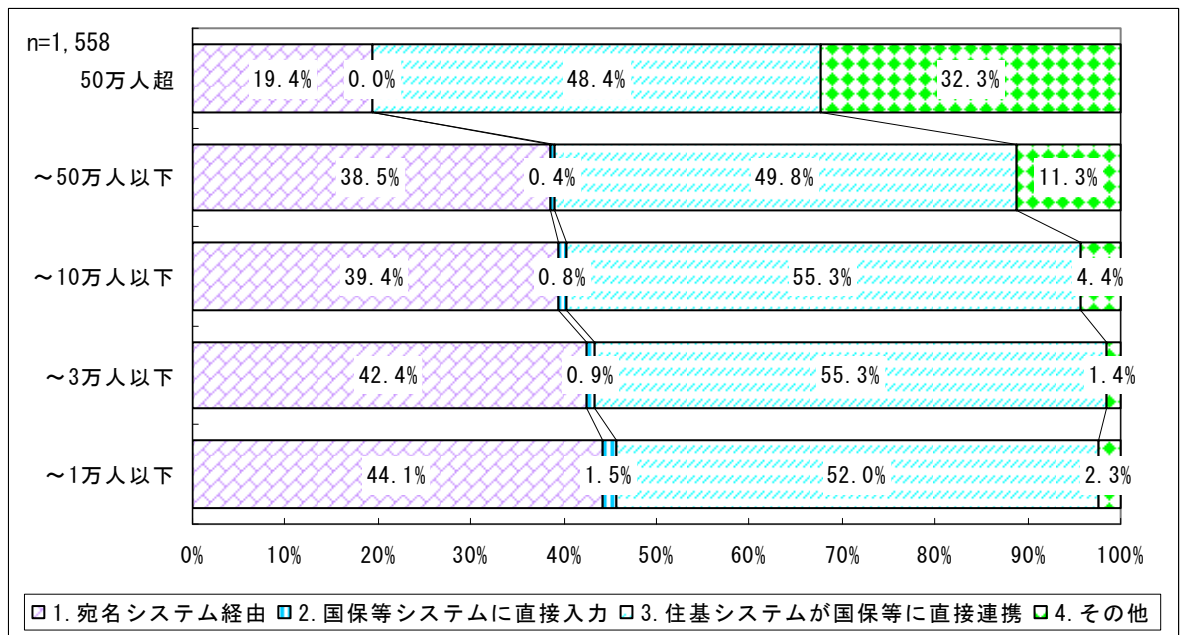


図 4-24 住基システムと関連システムの連携と自治体規模

住基システムのハードウェアと関連システムへの連携方法のクロス集計結果を以下に示す。汎用機は国保等の関連システムに直接連携している割合が多く、オープン系サーバは宛名システム経由と国保等の関連システムに直接連携している割合が拮抗している。

関連システムとのシステム連携に関しては、宛名システムで共通的に連携しているケースより、それぞれの関連システムと個別に連携しているケースの方が、システム改修負荷が高くなると考えられるが、ハードウェアが汎用機・オフコンであるとそのようなケースに該当する市町村の割合が高くなるといえる。

表 4-7 住基システムのハードウェアと関連システム連携の組合せ

		外国人登録システムの宛名システム、関連システム連携			
		1. 宛名システム経由	2. 関連システムに直接入力	3. 関連システムに直接連携	4. その他
住基システムのハードウェア	1. 汎用機	74	3	236	27
	2. オフコン	29	3	76	10
	3. オープン系サーバ	540	8	527	35
	4. スタンドアロン	2	1	3	0

(注) 標本数 1,574。表中の数値は該当する市町村数。

(4) 住基システム経費

ア 導入経費、運用・保守経費

住基システムの導入経費、運用・保守経費を分析した結果は以下のとおりであり、自治体規模に比例して経費が増大する傾向が見られる。(注1)

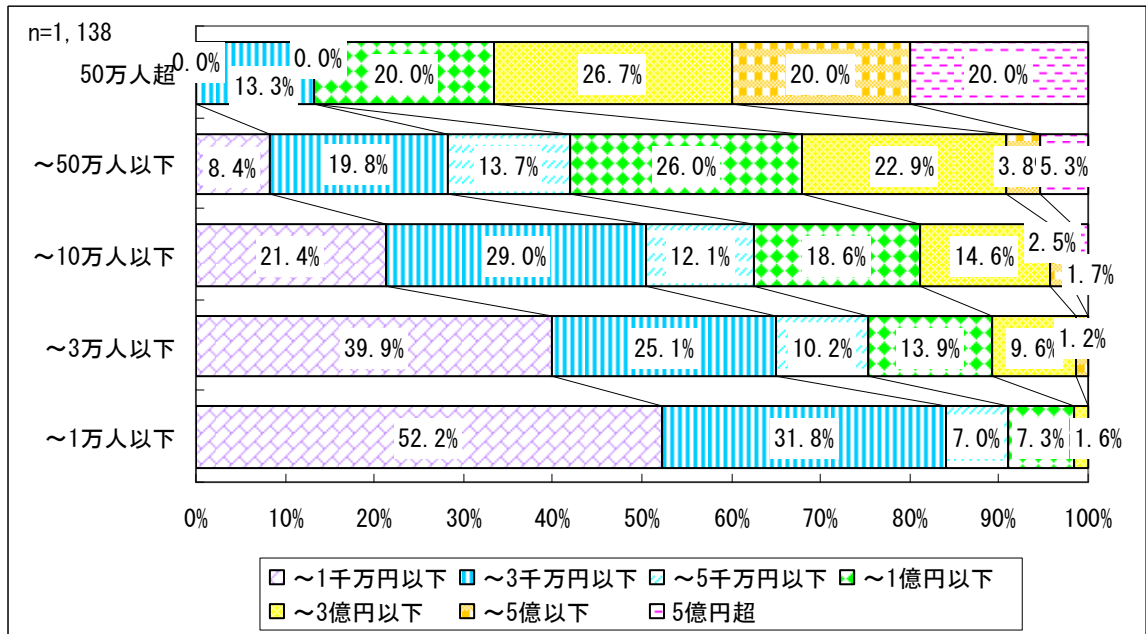


図 4-25 住基システムの導入経費と自治体規模

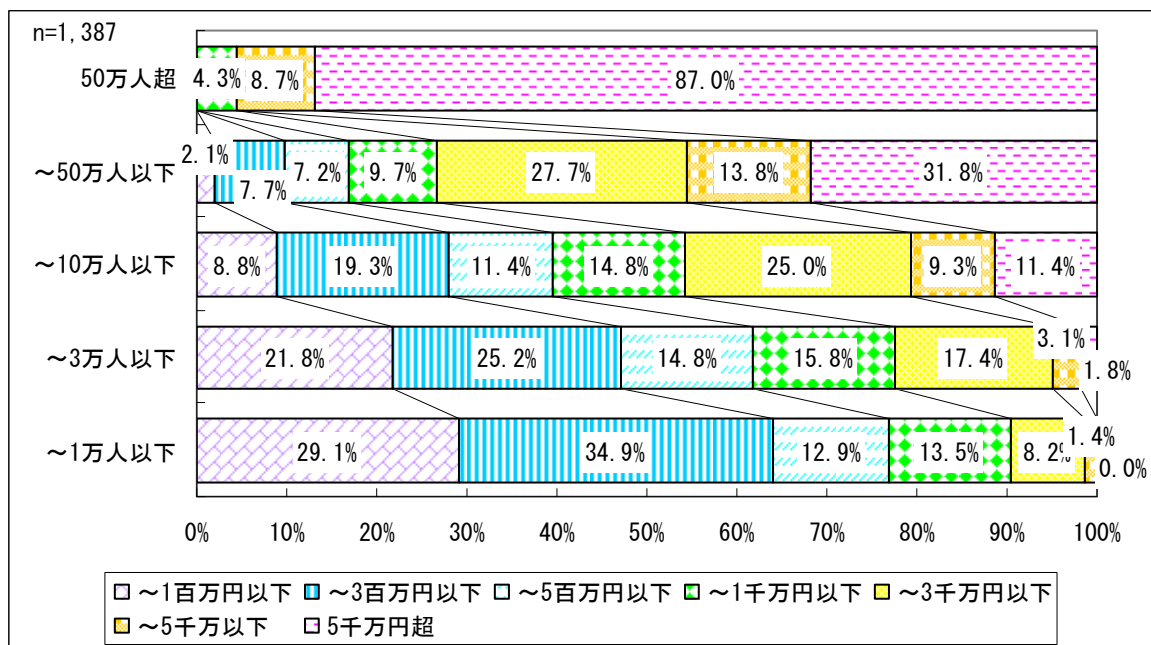


図 4-26 住基システムの運用・保守経費と自治体規模

イ 住基システムのハードウェアと経費

住基システムのハードウェアと住基システムの経費をクロス集計すると、以下のとおりであり、汎用機・オフコンは導入経費、運用・保守経費が高くなる傾向が確認される。(注1)

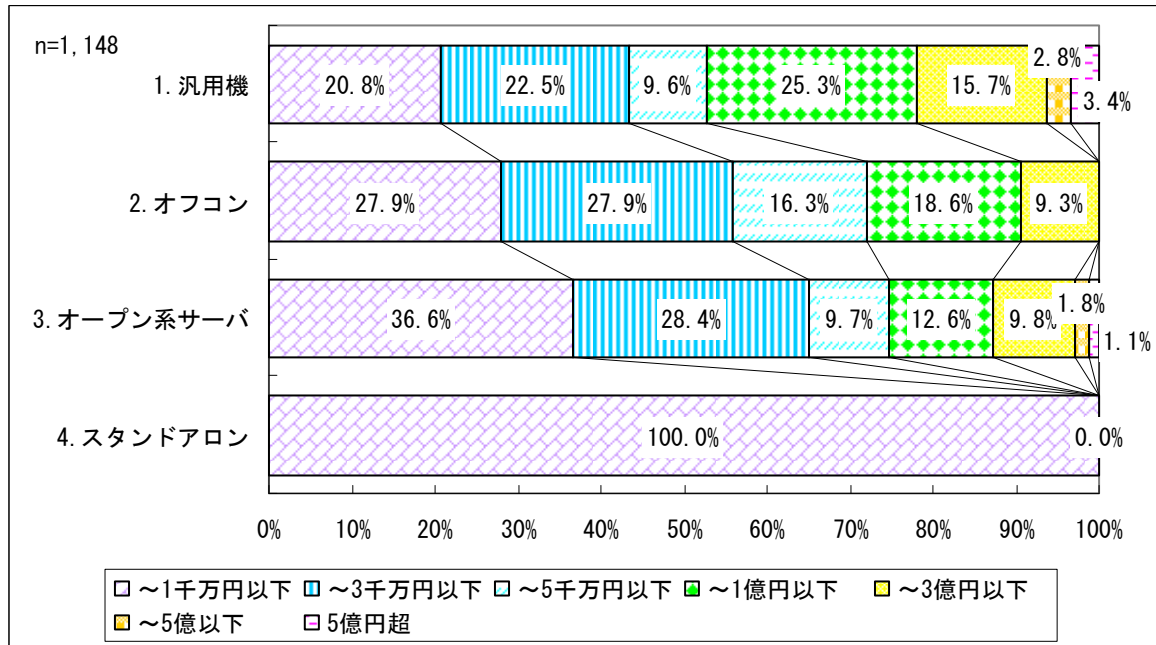


図 4-27 住基システムのハードウェアと導入経費

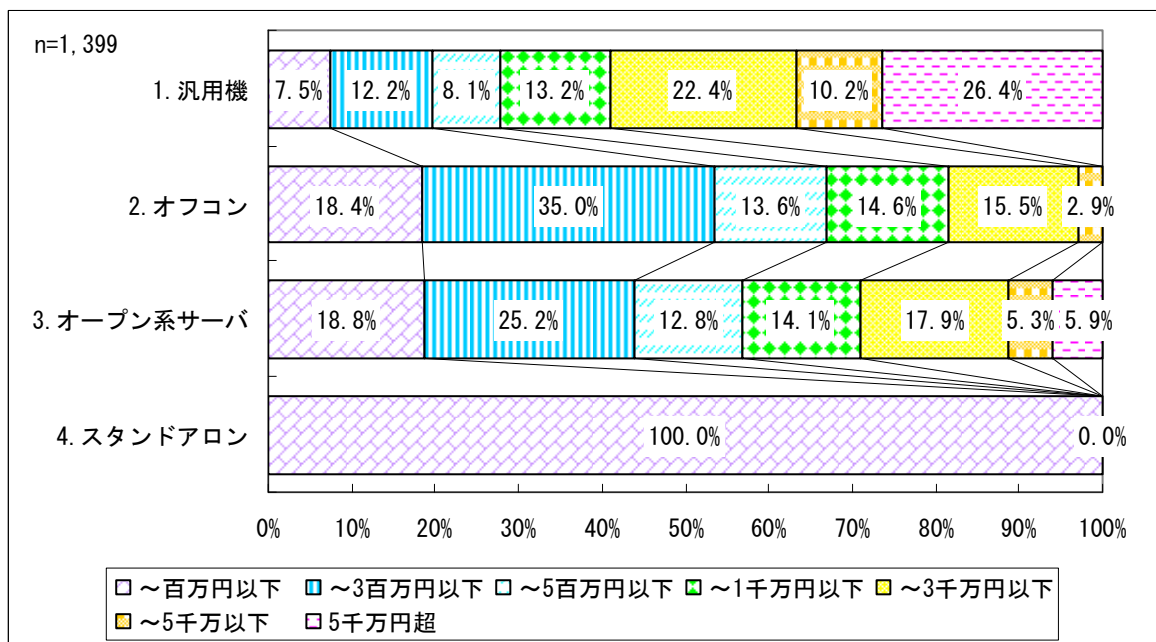


図 4-28 住基システムのハードウェアと保守・運用経費

(注 1) ただし、全国の市町村のシステム経費は、各市町村の住民基本台帳人口などだけで説明し切れるものではない(注 2)。

その理由として、自治体間で電子自治体等の取組み(契約形態の見直しを含む)の進捗に差があることのほか、大規模自治体では規模の経済性が働く一方、現状では大規模自治体はレガシー・システムなどのシステム制約があることなどが考えられる。

(注 2) 例えば次の結果。決定係数(R²)が高くないため、下記の変数で住基システム経費を説明できるとは言い難い。

$$\begin{aligned} & \ln(\text{住基システム経費}) \\ & = 7.42 + 0.42 \times \ln(\text{住民基本台帳人口}) + 0.18 \times \ln(\text{正規職員数}) + 0.20 \times \ln(\text{住基システム経過年数}) \\ & (66.55)*** (8.49)*** \quad (3.14)*** \quad (5.4)*** \\ & (\text{住基システム経費} = \text{住基システム導入経費} \div \text{ライフサイクル(注 3)} + \text{住基システム運用・保守経費}) \\ & \text{標本数 } 1,075 \\ & R^2 = 0.30 \\ & (\text{カッコ内は } t \text{ 値。***は変数が } 1\% \text{ 水準で有意であることを示す。}) \end{aligned}$$

(注 3) ライフサイクルは、「減価償却試算の耐用年数等に関する省令」において、「電子計算機(その他)」が5年とされていることを参考に、5年間とした。

(注 4) 本調査研究で使用する統計表現に関する注記

標準偏差：標本の集合について、集合の中心からの平均的なばらつきを指す。値が大きいほどばらつきが大きい。

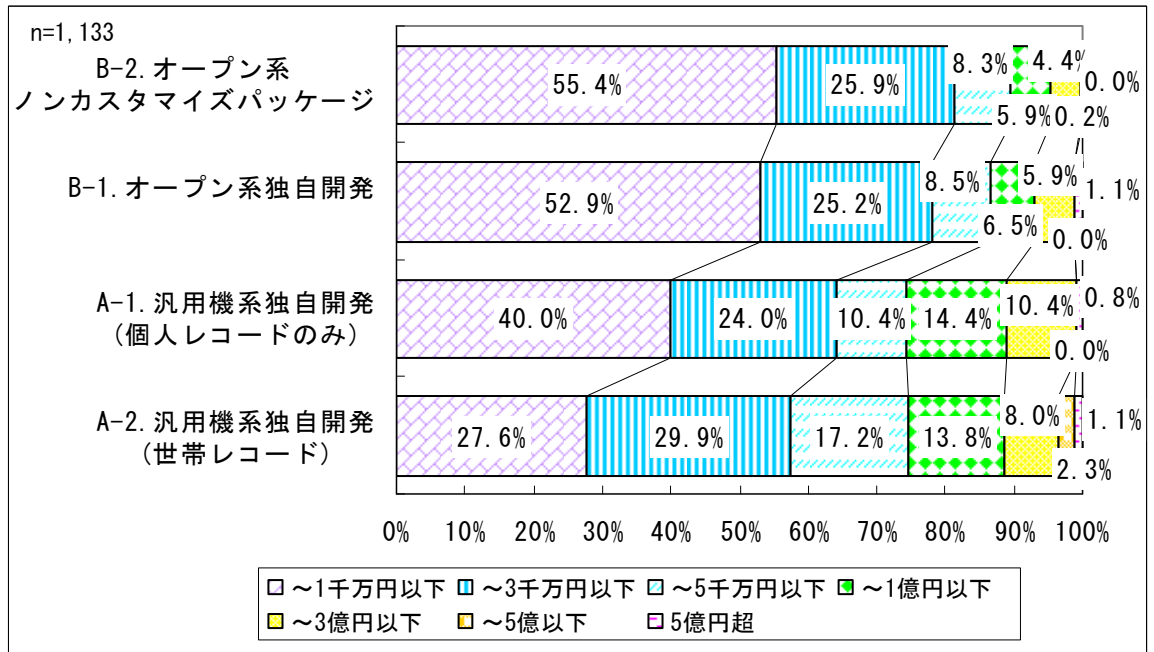
決定係数(R²)：標本の集合のばらつきのうち、変数で説明されるばらつきの割合を示す。0 から 1 までの間の値を取る。値が大きいほど変数で説明可能な割合が大きい。

t 値：標本数が 30 以上の時に標本の集合が正規分布に近似されることを利用した検定(t 検定)において有意性を判断する値。その絶対値が大きいほど有意性が高い。通常 2.0 より大きいかどうかで有意性が判断される。

自然対数(ln)：ネイピア数 e (およそ 2.72) を底とする対数。ln(a) = b であるとき、e の b 乗が a という関係になる。

ウ 住基システムの改修に係る類型と住基システムのシステム経費

住基システムの改修に係る類型と住基システムのシステム経費をクロス集計すると、B-2. オープン系ノンカスタマイズパッケージ、B-1. オープン系独自開発、A-1. 汎用機系独自開発（個人レコードのみ）、A-2. 汎用機系独自開発（世帯レコード）の順で住基システム経費が安価になる傾向が確認できる。



(注) 住基システム経費=住基システム導入経費÷5(年間)+住基システム運用・保守経費とした。

図 4-29 住基システムの改修に係る類型と住基システム経費

次に、住基システムの改修に係る類型と自治体規模をクロス集計した結果を見ると、自治体規模が大きいほど、A-2. 汎用機系独自開発（世帯レコード）とB-1. オープン系独自開発の割合が高く、B-2 のノンカスタマイズパッケージの割合が低い傾向が確認できる。

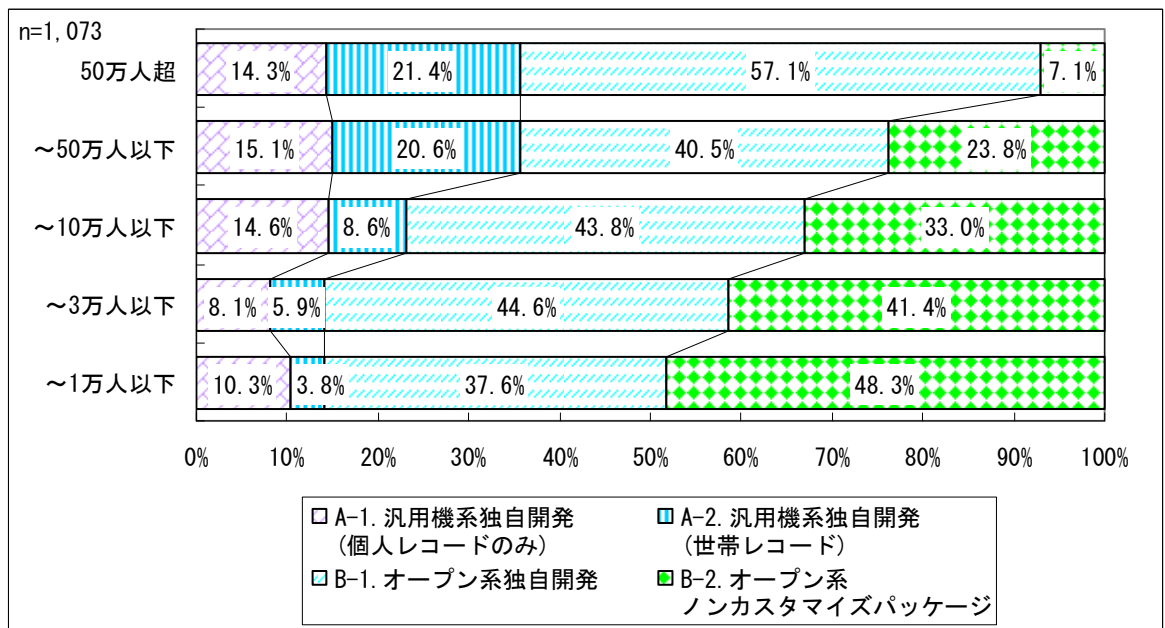


図 4-30 住基システムの改修に係る類型と自治体規模

また、住基システムの改修に係る類型ごとの住基システム経費の平均値を取った結果は次表である。

平均値は、高い順に A-2、A-1、B-1、B-2 であり、「汎用機＞オープン系」、「汎用機（世帯記録）＞汎用機（個人記録のみ）」、「独自開発＞ノンカスタマイズパッケージ」の傾向が確認できる。

表 4-8 住基システムの改修に係る類型ごとの住基システム経費の平均値（単位：千円）

住基システムの改修に係る類型	システム経費の平均値
A-1. 汎用機系独自開発(個人記録のみ)	39,420
A-2. 汎用機系独自開発(世帯記録)	46,327
B-1. オープン系独自開発	26,124
B-2. オープン系ノンカスタマイズパッケージ	20,827

(注 1) 標本数 1,059

類型ごとの標本数、標準偏差は以下のとおり。

	A-1	A-2	B-1	B-2
標本数	123	84	444	408
標準偏差	68,135	74,175	60,738	37,919

(注 2) 人口 50 万人超の市町村については、標本数が少なく、住基システムのシステム経費のばらつき及び絶対額が大きいため、試算のベースから除外した。

5 市町村における移行スケジュールの検討

本章では、前章までに説明した法制度改正が業務・システムに与える影響や、住基システム改修に係る類型やデータ移行に係る類型を踏まえ、市町村がその実情に応じて法制度改正に対応した業務・システムの移行が計画的かつ円滑に進められるよう、全体スケジュールや移行プロセスの全体像について記載する。

(1) 全体スケジュールイメージ

まずは、法制度改正の概要及び市町村における現行制度から新制度への移行作業を踏まえ、想定される全体スケジュールについて以下に示す。

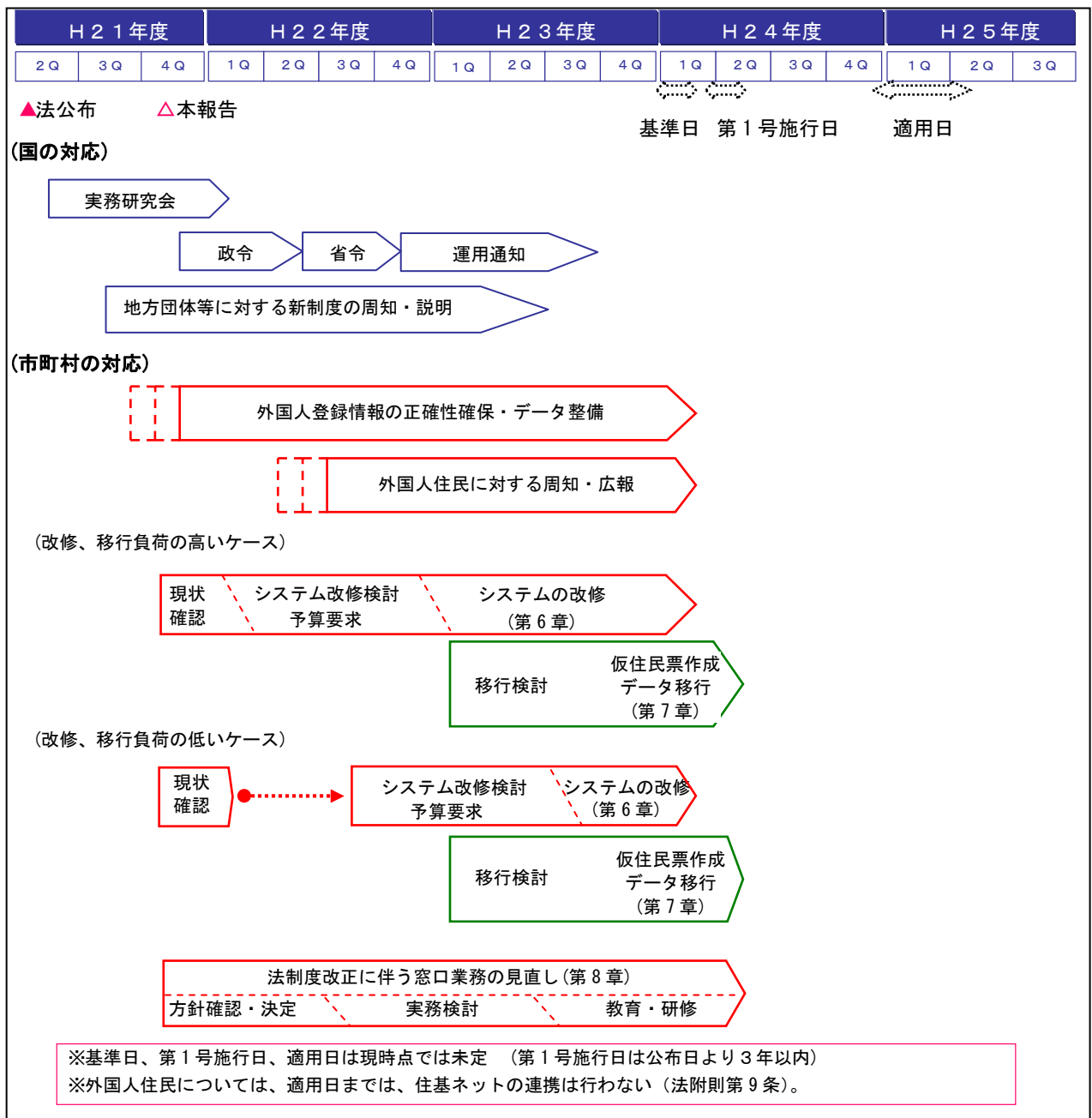
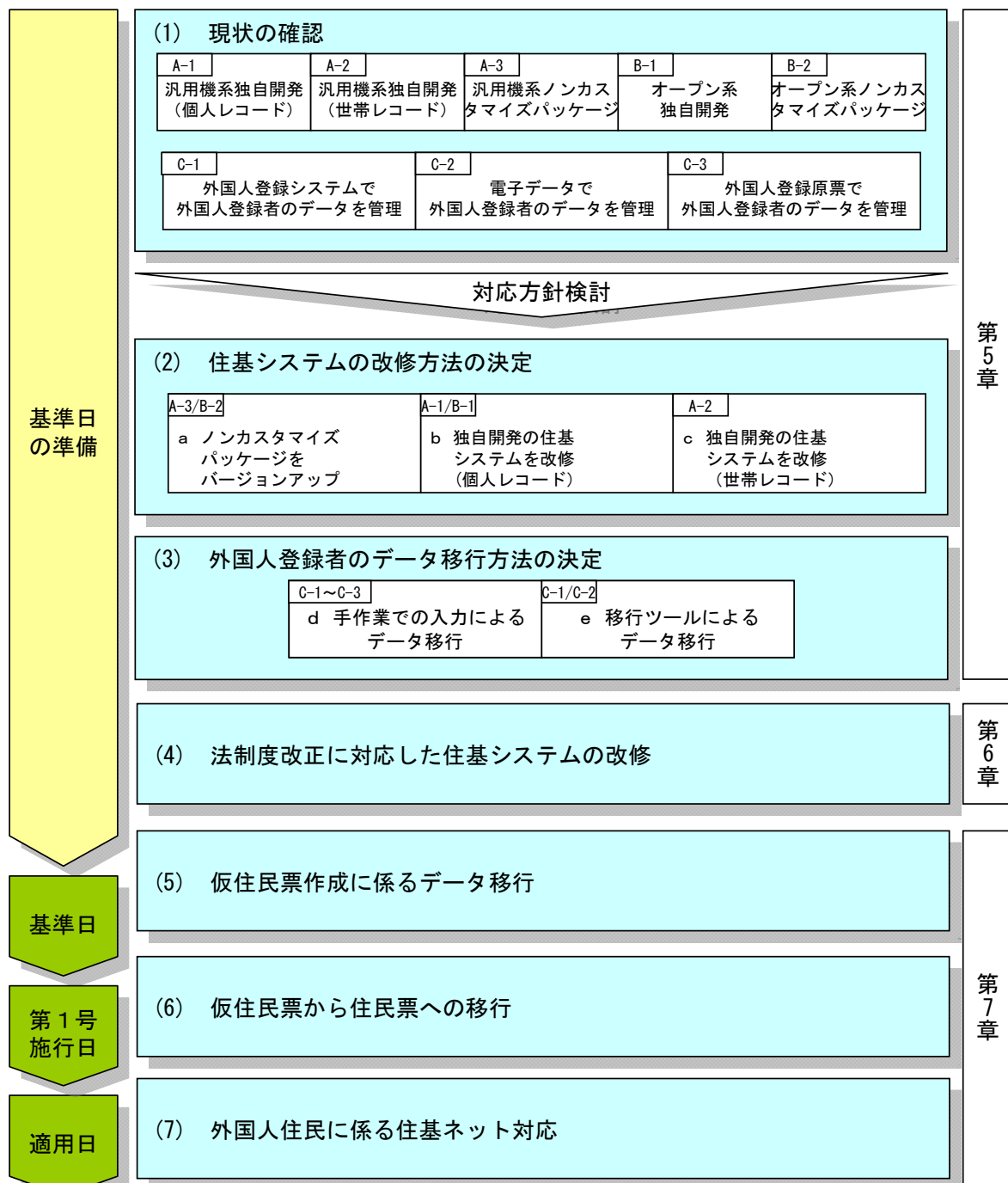


図 5-1 想定スケジュール

(2) 移行プロセスフロー

市町村は、住基システム改修に係る類型やデータ移行に係る類型等、それぞれの実情に応じた適切な対応方法を、本書で記載する検討事項や留意事項を勘案の上、フェーズごとに決定する必要がある。

なお、本報告における移行プロセスは、住基システムの移行方法を主体として記載している。そのため、外国人登録システム、宛名システム、関連システムについては、住基システムの移行について記載するために必要な範囲のみ記載している。



(注) 「(2) 住基システムの改修方法の決定」においては、a～c以外に、住基システム自体を入れ替えるケースがあり得る。

図 5-2 移行プロセスフロー

(3) 現状の確認

ア システム改修に係る類型の確認

各市町村はまず、自らの市町村の住基システムが以下の住基システムの改修に係る類型でどの類型に当てはまるかを確認する。

表 5-1 改修に係る類型と類型のイメージ

	類 型	類型のイメージ
住基システムの改修に係る類型	A-1 汎用機系独自開発 (個人レコードのみ)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模市町村で、1995年以前にシステム導入又は更改されている市町村等の割合が比較的高い。 パッケージを用いないスクラッチ開発やパッケージへのカスタマイズが多いシステムで、改修、移行負荷が高くなる。
	A-2 汎用機系独自開発 (世帯レコード)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模市町村で、1995年以前にシステム導入又は更改されている市町村等の割合がA-1以上に高い。住基システムが長年にわたり利用されているため、仕様変更や追加が重なり導入初期のデータベース構造が温存されている。 パッケージを用いないスクラッチ開発やパッケージへのカスタマイズが多いシステムで、A-1以上にシステム経費が高くなる傾向があり、改修、移行負荷がさらに高いと考えられる。
	A-3 汎用機系 ノンカスタマイズパッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 中小規模の市町村で、1995年以前にシステム導入又は更改されている市町村の割合が比較的高い。 汎用機系であるにも関わらず、カスタマイズを加えていない少ないケース。 汎用機系であっても、パッケージにカスタマイズを加えてないため、システムベンダに法制度改正に合わせたパッケージのバージョンアップの対応をさせる場合、市町村の改修、移行負荷はあまり高くはないと考えられる。
	B-1 オープン系独自開発	<ul style="list-style-type: none"> システムのオープン化がなされた中規模・大規模市町村の割合が高い。 汎用機系に比べ、システム経費が低く、また標準的に構築されているため、改修、移行負荷は低くなると考えられるが、パッケージを用いないスクラッチ開発やパッケージへのカスタマイズの程度などシステムの実情によって、改修、移行負荷が高くなる場合もあると考えられる。
	B-2 オープン系 ノンカスタマイズパッケージ	<ul style="list-style-type: none"> システムのオープン化がなされた中小規模の市町村の割合が高い。 汎用機系に比べ、システム経費が低く、また標準的に構築されているため、改修、移行負荷は低くなると考えられる。さらにパッケージにカスタマイズを加えてないため、システムベンダに法制度改正に合わせたパッケージのバージョンアップの対応をさせる場合、市町村の改修、移行負荷はあまり高くはないと考えられる。

イ データ移行に係る類型の確認

各市町村は、自らの市町村の外国人登録原票の管理について以下のデータ移行に係る類型でどの類型に当てはまるかを確認する。

表 5-2 移行に係る類型と類型のイメージ

	類 型	類型のイメージ
データ移行に係る類型	C-1 外国人登録システムあり	<ul style="list-style-type: none"> 外国人登録者数が比較的多く、外国人登録原票に加えて、外国人登録システムでも外国人登録者のデータを管理する市町村。
	C-2 外国人登録システムなし、電子データで外国人登録者のデータを管理	<ul style="list-style-type: none"> 宛名管理や印鑑登録用に住基システムに便宜的に外国人のデータを保持(いわゆる住登外管理)、又は汎用的な表計算ソフト等のソフトウェアで外国人登録者のデータを管理している市町村。
	C-3 外国人登録原票のみで外国人登録者のデータを管理	<ul style="list-style-type: none"> 外国人登録原票のみで外国人登録者のデータを管理している外国人登録者数が少ない市町村。

(4) システム改修方法の決定

住基システムの改修に際し、類型に応じて想定される方法の組合せを以下に示す。

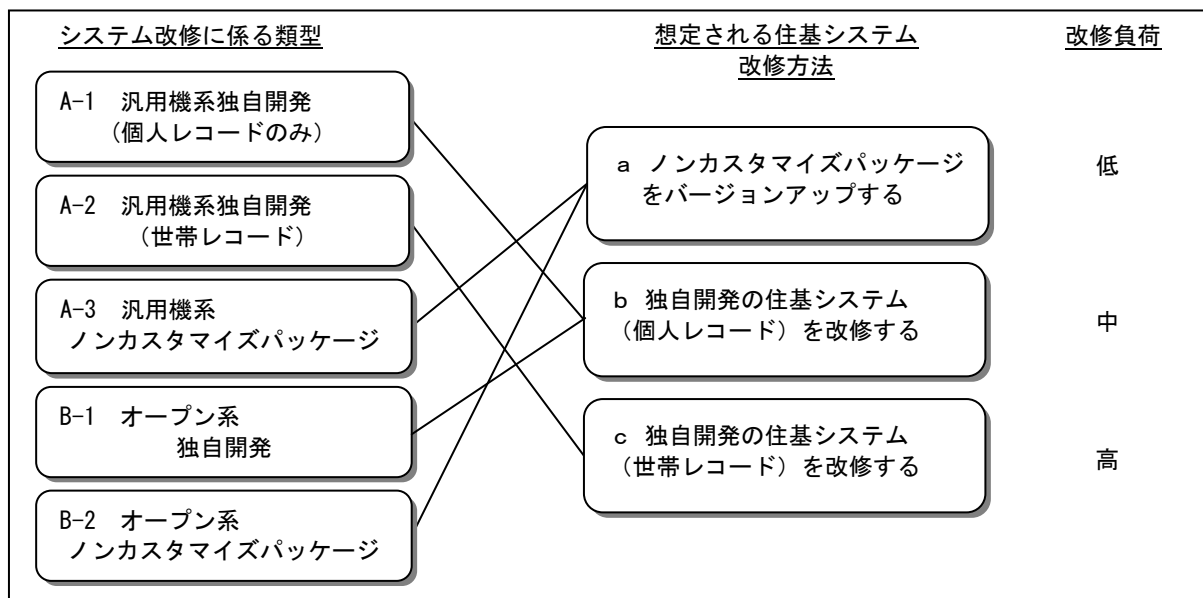


図 5-3 類型に応じて想定されるシステム改修方法の組合せ

類型に応じた住基システムの改修方法は、以下 a～c のとおりである。

「a ノンカスタマイズパッケージをバージョンアップするケース」

- ・パッケージにカスタマイズを加えてないため、システムベンダに法制度改正に合わせたパッケージのバージョンアップの対応をさせる場合、市町村の改修、移行負荷はあまり高くはならないと考えられる。
- ・システムベンダが提供するオプション製品等を適用する対応が基本となる。

「b 独自開発の住基システム（個人レコード）を改修するケース」

- ・独自開発の住基システムを改修する（個別対応）。
- ・パッケージを用いないスクラッチ開発されたシステムやパッケージへのカスタマイズが多いシステムの改修であるため、改修、移行負荷が高くなる。

「c 独自開発の住基システム（世帯レコード）を改修するケース」

- ・独自開発の住基システムを改修する（個別対応）。
- ・パッケージを用いないスクラッチ開発やパッケージへのカスタマイズが多いシステムで、長年にわたり利用されているため、仕様変更や追加が重なり導入初期のデータベース構造が温存されているため、b以上に改修、移行負荷がさらに高くなることが多い。

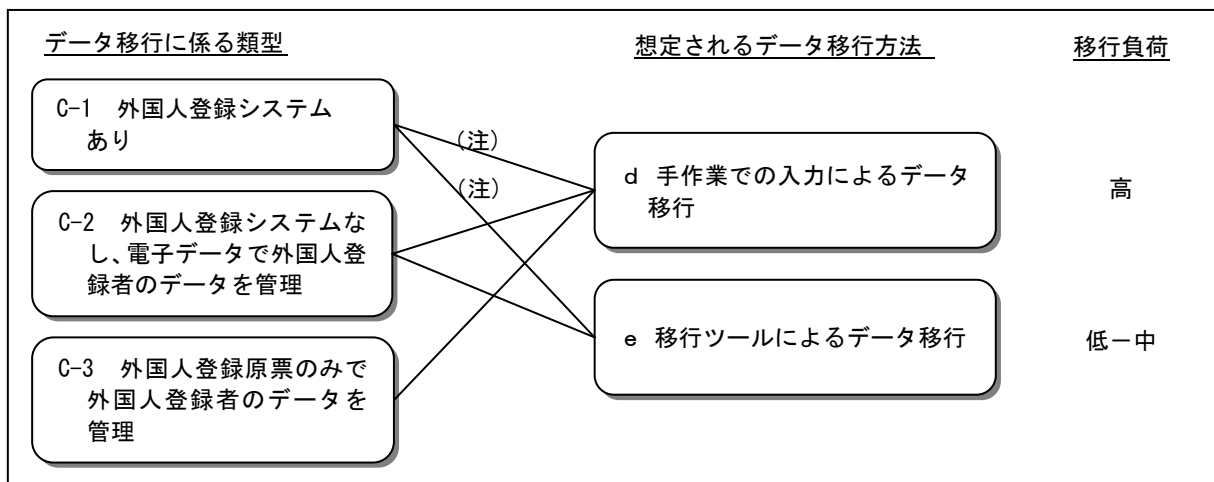
また、法制度改正対応に要するシステム改修経費や、長年にわたり利用された住基システムの更改等を併せて検討し、住基システムを入れ替えるケースもあり得る。

なお、入れ替えにあたっては、「新電子自治体推進指針」（平成 19 年 3 月 20 日 総務省）で示されるように、複数の団体が共同して情報システムの構築・運用を行う共同化によって、低コストで効率的にシステム構築を行うことや、共同調達等について、併せて検討することが考えられる。この点については、総務省が実施中の「自治体クラウドの開発実証」の動向等に留意する。

また、関係者が共通に参照できるオープンな標準仕様や共通的な仕様を活用することも考えられる。これについては、財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の地域情報プラットフォーム等の動向に留意する。

(5) データ移行方法の決定

データ移行に際し、類型に応じて想定される方法の組合せを以下に示す。



(注) 外国人登録者のデータを、外国人登録システム又は電子データで管理していても、データの網羅性などの実情により、当該データをあえてデータ移行しない場合など。

図 5-4 類型に応じて想定されるデータ移行方法の組合せ

「d 手作業での入力データ移行」に際し、以下の作業を行う。

- ・外国人登録者のデータは、外国人登録原票に基づき、手作業での入力を行う。
- ・関連システムに登録されている外国人の情報は、関連システムから出力されたリストなどに基づき、手作業での入力を行う。(注)

「e 移行ツールによるデータ移行」に際し、以下の作業を行う。

- ・外国人登録者のデータは、外国人登録システム又は住登外管理のデータや表計算ソフトなどの汎用ソフトウェアで管理している電子データを移行ツールで移行する。
- ・関連システムに登録されている外国人登録原票の情報は、関連システムから、移行ツールを用いて移行する。

なお、必要に応じて、仮住民票の記載事項の一部について、情報提供を法務大臣に請求することがある。

(注) 関連システムに登録されている外国人の情報については、移行ツールを用いて移行するケースもある。

6 市町村の実情に応じたシステム改修の標準仕様

本章では、法制度改正に対応したシステム改修の標準的な仕様について、以下に取りまとめる。構成としては、外国人住民の住民票記載処理全般に係る基本要件、住民票記載処理に係る主要機能要件、住民票の写し等の主要帳票要件、データベース等への格納項目を定めた主要データ項目要件などに加え、第4章で説明した市町村のシステムの実情に応じた個別の留意点にも触れる。

なお、本章で記述対象とする範囲は、「図 6-1」の点線で囲まれた部分である。住基システムは、①～③のシステム連携をするものであるが、以下のとおり本標準仕様における主たる記述範囲とはなっていないので、留意が必要である。

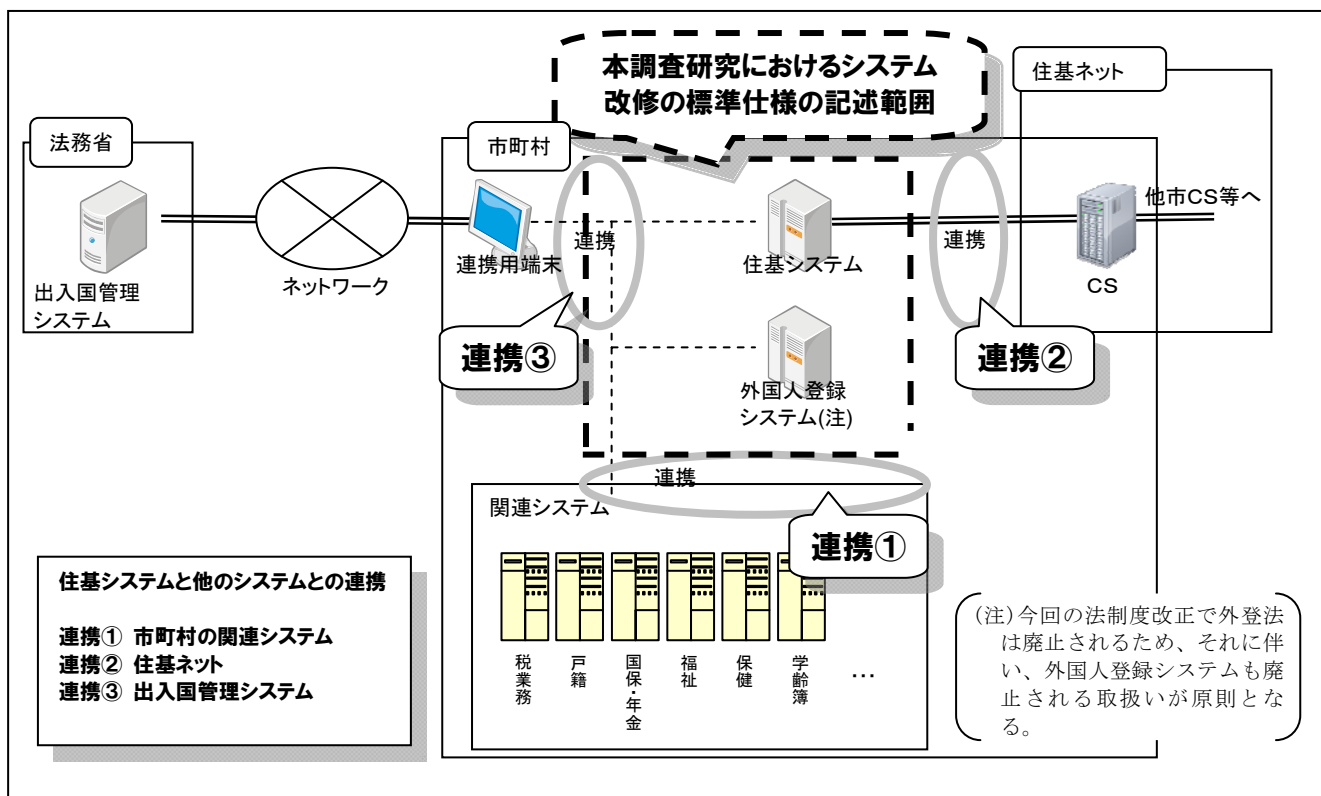


図 6-1 改修の標準仕様の記述範囲

連携①：住基システムと市町村の関連システムとの連携

住基システムと関連システムとのインタフェース仕様はそれぞれの市町村のシステムで異なるものであり、市町村において個別具体的なシステム改修検討を行う際には、住基システムの改修が関連システムに与える影響についても調査する必要がある。

連携②：住基システムと住基ネットとの連携

住基システムと住基ネットのCS（コミュニケーション・サーバ）とのインタフェース仕様は、財団法人 地方自治情報センター（LASDEC）にて別途検討される。

連携③：出入国管理システムとの連携

想定される法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係るデータ項目（想定）については本標準仕様に記載するが、個別の事務ごとの通知事項など出入国管理システムのインタフェース仕様の詳細については、法務省側で別途検討される見込みである。

(1) 基本要件

ここでは、市町村の実情に応じたシステム改修の標準仕様を説明するにあたり、基本となる要件の概要について説明する。

ア 外国人住民固有項目への対応

外国人住民を住民票に記載するにあたり、国籍等、外国人住民となった年月日、中長期在留者等である旨、在留資格、在留期間など、住基法に定められた外国人住民固有項目に対応する。

イ 複数国籍世帯への対応

外国人住民を住民票に記載するにあたり、外国人住民のみの世帯、及び日本人住民と外国人住民が混在する複数国籍世帯に対応する。

ウ 外国人住民の住民情報履歴管理への対応

現状、外国人登録に関する情報に修正が生じた場合、外国人登録原票に記載することで履歴管理しているが、今後は、日本人住民と同様に、外国人住民に係る住民票への履歴記載に対応する。

(2) 主要機能要件

ここでは、法制度改正に伴い必要となる住基システムの主要機能要件を示す。

主要機能要件には、それぞれ検討すべき事項があり、ここでは、先に示した住基システムのシステム改修に係る種類のうち、B-1（オープン系独自開発）を中心に説明する。市町村においては、機能要件ごとの検討事項や方向性及び留意事項を踏まえ、住基システムの改修を進める必要がある。

なお、住基システムはノンカスタマイズパッケージの類型についても、ここで示す検討事項について、パッケージ機能で網羅されていることを確認する必要がある。

また、「(2) 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 6-1」に示す。

表 6-1 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	法制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ア 異動処理機能

(7) 各異動処理共通

異動処理機能のうち、各異動処理で共通となる機能について、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 6-2 各異動処理における共通機能要件及び検討事項(1/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	各異動処理共通	住基システムのデータベース（住民票）に、外国人住民固有項目を追加する。	住民票データベースへの外国人住民固有項目の追加	「(4)主要データ項目要件」に示した項目に基づき、現行の住民票データベースに不足している項目を追加する。	◎
				上記以外の項目については、使用する住基システムの実情などを踏まえて、必要に応じて追加する。	●
				外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」は、画面及び帳票においては西暦表示であるため留意すること。	●
2			関連するデータベースへの外国人住民固有項目の追加	異動累積データなど、住民票データベースに関連する各データベース・ファイルなどについても、住民票データベースと同様に、不足している項目を追加する。	◎
				施行日から適用日までの間、住民票データベースなどに住民票コードが登録されていない場合に、住基システムへ影響を及ぼす箇所を調査して対応する。	◎
3			バックアップ、システム環境見直し	外国人住民の追加に伴い、住民票に係る情報が追加されるため、特に外国人登録者数の多い市町村は、データベース等のバックアップ時間、バックアップ用の外部媒体の容量変更などについても留意する必要がある。	●
				住民票データベースの格納件数が増加することに伴い、必要に応じて、システム環境（ディスク容量、表領域設定など）の見直しを行う。	●

表 6-2 各異動処理における共通機能要件及び検討事項(2/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
4	各異動処理共通	住基システムの各異動処理を行う画面について、外国人住民固有項目の登録及び表示を可能とする。	外国人住民固有項目の各入出力画面	「(4)主要データ項目要件」に示した項目に基づき、現行の各入出力画面に不足している外国人住民固有の項目を追加する。	◎
				上記以外の項目については、住基システムの実情などを踏まえて、必要に応じて追加する。	●
5			外国人住民固有項目の各入出力画面を制御するアプリケーション	外国人住民固有項目を追加した各入出力画面を制御するアプリケーションを調査し、追加した項目の入出力ロジック、項目チェック(必須チェック、項目間チェック、項目長や属性チェック、コード仕様など)、コード変換の追加などの改修を行う。	◎
				氏名欄にアルファベット文字を出力できるように対応すると共に、出力文字数についても、アルファベットの氏名を考慮する必要がある。	●
				外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」については、西暦表示とする。	◎
				外国人住民の「出生の年月日」については、不詳の場合の対応を行う。	●
6			複数国籍世帯の対応	複数国籍世帯を構成する世帯への対応を検討する。具体的には、複数国籍世帯を構成する世帯員には、同じ世帯識別番号を付番することにより、世帯構成を表示する画面においては、同一世帯として表示できるようにする方法を検討する。	◎
7		住民票コードは、適用日までは付番しない。そのため、住民票コード未付番の状態でも、住基システムへ登録可能とする。	住民票コードの未付番対応(注1)	適用日までは、外国人住民に係る住民票に、住民票コードが付番されないことを前提とした改修を行う。 具体的には、外国人住民の情報を入力する画面で、住民票コードの必須チェックを解除することや、住民票データベースなどの設定で、住民票コードをキー項目として設定(ユニーク属性など)している場合に、当該設定を変更することなどが考えられる。	◎
8		氏名は、本名のみを登録し、通称名については、運用上、住民票の備考欄に記載できることとする。	住民票データベースへの外国人住民固有項目の追加	外国人住民の通称名を、市町村の判断で、送付物の宛先などに利用する場合は、登録した通称名を明確に判別できるように、データベース上で管理する。	●

(注1) 当該検討すべき事項に関する具体的な方向性については、現時点の想定であり、別途、LASDEC から提示される予定。

(イ) 増処理

外国人住民の増処理における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 6-3 増処理における機能要件及び検討事項(1/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	転入(国内転入)	転入届、転出証明書または転出証明書情報に基づき、氏名、出生の年月日、男女の別、住所など、日本人住民と共通の項目に加えて、国籍等、在留資格などの外国人住民固有項目を登録し、住民票を作成する。	「転入(国内転入)」処理を制御するアプリケーション	外国人住民の「転入(国内転入)」の場合も、日本人住民と同じく、新規に住民票を作成できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎
2		第30条の45に規定する区分により、登録する外国人住民固有項目が異なるため、登録要否のチェックを行う。	第30条の45に規定する区分に伴う入力チェックの対応	第30条の45に規定する区分に従い、在留資格、在留期間など、外国人住民固有項目の入力要否をチェックする必要がある。 具体的には、「(4)主要データ項目要件」の「表6-20」に示した項目の格納要否に基づき、第30条の45に規定する区分に応じて、入力不要な項目をマスクングするなどが考えられる。	◎
3		転入通知情報を編集し、住基ネットを通じて、転出地市町村へ送信する。	複数国籍世帯に係る「転入」処理を制御するアプリケーション(注1)	適用日までは、複数国籍世帯の転入の届出を受けた場合、日本人住民は転入通知情報を住基ネットへ連携し、外国人住民については転入通知書を印刷して送付することがあり得る。	◎
4	転入(国外転入)	転入届、在留カード等に基づき、氏名、出生の年月日、男女の別、住所など、日本人住民と共通の項目に加えて、国籍等、在留資格などの外国人住民固有項目を登録し、住民票を作成する。	「転入(国外転入)」処理を制御するアプリケーション	外国人住民の「転入(国外転入)」の場合も、日本人住民と同じく、新規に住民票を作成できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎
5		第30条の45に規定する区分により、登録する外国人住民固有項目が異なるため、登録要否のチェックを行う。	第30条の45に規定する区分に伴う入力チェックの対応	第30条の45に規定する区分に従い、在留資格、在留期間など、外国人住民固有項目の入力要否をチェックする必要がある。 具体的には、「(4)主要データ項目要件」の「表6-20」に示した項目の格納要否に基づき、第30条の45に規定する区分に応じて、入力不要な項目をマスクングするなどが考えられる。	◎

(注1) 当該検討すべき事項に関する具体的な方向性については、現時点の想定であり、別途、LASDECから提示される予定。

表 6-3 増処理における機能要件及び検討事項(2/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
6	出生	出生届（届出地市町村からの住民票記載事項通知も含む）、その他添付資料に基づき、氏名、出生の年月日、男女の別、住所など、日本人住民と共通の項目に加えて、国籍等、外国人住民となった年月日、第30条の45に規定する区分を登録し、住民票を作成する。	「出生」処理を制御するアプリケーション	外国人住民の「出生」処理の場合も、日本人住民と同じく、住民票を記載できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎
7		外国人住民固有項目として国籍等、外国人住民となった年月日、第30条の45に規定する区分が記載されていることをチェックする。	第30条の45に規定する区分に伴う入力チェックの対応	出生の場合、第30条の45に規定する区分は、「出生による経過滞在者」となるため、国籍等、外国人住民となった年月日、第30条の45に規定する区分（出生による経過滞在者である旨）のみ入力可能とし、在留資格、在留期間など、入力不要な項目をマスキングするなどが考えられる。 なお、中長期在留者等に移行する場合、在留資格、在留期間などについては、別途、法務大臣からの通知に基づき、職権にて修正する。	◎
8	職権記載等（出生を除く。）	職権により、氏名、出生の年月日、男女の別、住所など、日本人住民と共通の項目に加えて、国籍等の外国人住民固有項目を登録し、住民票を作成する。	「職権記載等」処理を制御するアプリケーション	外国人住民の「職権記載等」の場合も、日本人住民と同じく、住民票を新規に作成できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎
9		第30条の45に規定する区分により、登録する外国人住民固有項目が異なるため、登録要否のチェックを行う。	第30条の45に規定する区分に伴う入力チェックの対応	第30条の45に規定する区分に従い、在留資格、在留期間など、外国人住民固有項目の入力要否をチェックする必要がある。 具体的には、「(4)主要データ項目要件」の「表6-20」に示した項目の格納要否に基づき、第30条の45に規定する区分に応じて、入力不要な項目をマスキングするなどが考えられる。	◎

(ウ) 減処理

外国人住民の減処理における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 6-4 減処理における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	転出(国内転出)	転出届に基づき、転出予定年月日、転出先住所など、転出に係る項目を記録し、転出予定年月日に住民票を削除する。	「転出(国内転出)」処理を制御するアプリケーション	外国人住民の「転出(国内転出)」の場合も、日本人住民と同じく、住民票を削除できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎
2		(住基カードの交付を受けていない者の場合)外国人住民固有項目を追加した転出証明書を作成し、交付する。	転出証明書印刷を制御するアプリケーション	外国人住民を含む転出証明書の作成については、「イ(イ)転出証明書発行処理」を参照のこと。	◎
3		(住基カードの交付を受けている者の場合)外国人住民固有項目を追加した転出証明書情報を編集し、CSに格納する。	複数国籍世帯に係る「転出」処理を制御するアプリケーション(注1)	適用日までは、複数国籍世帯から「転出(国内転出)」の届出を受けた場合、日本人住民である世帯主が住基カードを保持している場合でも、日本人住民のみ、転出証明書情報を住基ネットへ連携し、外国人住民には転出証明書を交付することがあり得る。	◎
4	転出(国外転出)	転出届に基づき、転出予定年月日、転出先住所など、転出に係る項目を記録し、転出予定年月日に住民票を削除する。	「転出(国外転出)」処理を制御するアプリケーション	外国人住民の「転出(国外転出)」の場合も、日本人住民と同じく、住民票を削除できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎
5	死亡	死亡届(届出地市町村からの住民票記載事項通知も含む)に基づき、消除事由(死亡)、事由の生じた年月日を記録し、住民票を削除する。	「死亡」処理を制御するアプリケーション	外国人住民の「死亡」の場合も、日本人住民と同じく、住民票を削除できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎
6	職権消除等(死亡を除く。)	職権により、消除事由、事由の生じた年月日を記録し、住民票を削除する。	「職権消除等」処理を制御するアプリケーション	外国人住民の「職権消除等」の場合も、日本人住民と同じく、住民票を削除できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎
7			出入国管理システムとの連携機能(注2)	外国人住民については、法務大臣からの通知に基づき、消除事由、事由の生じた年月日を記録し、住民票を削除する場合がある。 当該通知については、出入国管理システムを通じて受信し、住基システムに反映させることが想定される。 なお、システムとしての機能は用意せずに、手入力により対応する方法も考えられる。	●

(注1) 当該検討すべき事項に関する具体的な方向性については、現時点の想定であり、別途、LASDECから提示される予定。

(注2) 当該検討すべき事項に関する具体的な方向性については、現時点の想定であり、別途、法務省から提示される予定。

(イ) 増減なし処理

外国人住民の増減なし処理における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 6-5 増減なし処理における機能要件及び検討事項(1/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	転居	転居届に基づき、転居年月日、転居先住所など、転居に係る項目を修正する。	「転居」処理を制御するアプリケーション	外国人住民の「転居」の場合も、日本人住民と同じく、住民票を修正できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎
2	世帯変更	世帯変更届又は外国人住民に係る世帯主との続柄の変更届に基づき、世帯主の氏名、世帯主との続柄など、世帯変更に係る項目を修正する。	「世帯変更」処理を制御するアプリケーション	外国人住民の「世帯変更」の場合も、日本人住民と同じく、住民票を修正できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎
3	帰化・国籍取得	帰化又は日本国籍取得に伴う届出に基づき、氏名の修正や、本籍地及び筆頭者などの日本人固有項目を追記するとともに、国籍等、在留資格などの外国人住民固有項目を削除する。	「帰化」「国籍取得」処理を制御するアプリケーション	従来の「帰化」「国籍取得」は増事由ではなく、増減なしの異動事由となる。この点を踏まえて、異動処理を制御するアプリケーションの見直しを行う。具体的には、「帰化」「国籍取得」の場合、新規に住民票を作成するのではなく、既存の外国人住民当時の住民票の内容を、日本人住民の内容に修正する異動処理とする。併せて、個人識別番号及び世帯識別番号は、外国人住民当時の番号を引き継ぐ。	◎
4	国籍喪失	日本国籍喪失に伴う届出に基づき、氏名の修正や、本籍地及び筆頭者などの日本人住民固有項目を削除するとともに、国籍等、外国人住民となった年月日、第30条の45に規定する区分を追記する。	「国籍喪失」処理を制御するアプリケーション	従来の「国籍喪失」は減事由ではなく、増減なしの異動事由となる。上記の点を踏まえて、異動処理を制御するアプリケーションの見直しを行う。具体的には、「国籍喪失」の場合、住民票を削除するのではなく、日本人住民当時の住民票の内容を、外国人住民の内容に修正する異動処理とすることが考えられる。併せて、個人識別番号及び世帯識別番号は、日本人住民当時の番号を引き継ぐ。	◎
5		外国人住民固有項目として国籍等、外国人住民となった年月日、第30条の45に規定する区分が記載されていることをチェックする。	第30条の45に規定する区分に伴う入力チェックの対応	国籍喪失の場合、第30条の45に規定する区分は、「国籍喪失による経過滞在者」となるため、国籍等、外国人住民となった年月日、第30条の45に規定する区分(国籍喪失による経過滞在者である旨)のみ入力可能とし、在留資格、在留期間など、入力不要な項目をマスキングするなどが考えられる。なお、中長期在留者等に移行する場合、在留資格、在留期間などについては、別途、法務大臣からの通知に基づき、職権にて修正する。	◎

表 6-5 増減なし処理における機能要件及び検討事項(2/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
6	職権修正等（帰化・国籍取得、国籍喪失は除く。）	職権により、修正事由、事由の生じた年月日を記録し、住民票を修正する。	「職権修正等」処理を制御するアプリケーション	外国人住民の「職権修正等」の場合でも、日本人住民と同じく、住民票を修正できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎
7			出入国管理システムとの連携機能（注1）	外国人住民については、法務大臣からの通知に基づき、氏名、出生の年月日、男女の別など、日本人住民と共通の項目に加えて、国籍等、在留資格などの外国人住民固有項目を修正する場合がある。当該通知については、出入国管理システムを通じて受信し、住基システムに反映させることが想定される。（注2） なお、システムとしての機能は用意せずに、手入力により対応する方法も考えられる。	●
8			第30条の45に規定する区分により、修正する外国人住民固有項目が異なるため、修正要否のチェックを行う。	第30条の45に規定する区分に伴う入力チェックの対応	第30条の45に規定する区分に従い、在留資格、在留期間など、外国人住民固有項目の入力要否をチェックする必要がある。 具体的には、「(4)主要データ項目要件」の「表6-20」に示した項目の格納要否に基づき、第30条の45に規定する区分に応じて、入力不要な項目をマスクするなど考えられる。

（注1） 当該検討すべき事項に関する具体的な方向性については、現時点の想定であり、別途、法務省から提示される予定。

（注2） 出入国管理システムとの間で、文字コード等の変換などが必要となる場合がある。

イ 証明発行処理機能

(7) 住民票の写し発行処理

外国人住民に係る住民票の写しの発行処理における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 6-6 住民票の写しの発行処理における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	住民票の写し発行処理	外国人住民からの申請等に基づき、外国人住民固有項目を追加した住民票の写しを作成し交付する。	住民票の写しのレイアウト変更	「(3)主要帳票要件」に示した項目に基づき、現行の住民票の写しに不足している外国人住民固有項目を追加する。	◎
				上記以外の項目については、住基システムの実情などを踏まえて、必要に応じて追加する。	●
				氏名欄にアルファベット文字を出力できるように対応する。併せて、出力文字数についても、アルファベットの氏名を考慮する必要がある。	●
				外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」については、西暦表示とする。	◎
				外国人住民の「出生の年月日」については、不詳の場合の対応を行う。	●
2			外国人住民固有項目の帳票出力を制御するアプリケーション	外国人住民固有項目を追加した各帳票を制御するアプリケーションを調査し、追加した項目の出力ロジック、項目チェック(必須チェック、項目間チェックなど)、コード変換の追加などの改修を行う。追加する項目の、項目長や属性、コード仕様など、具体的な仕様については、基本的に「(3)主要帳票要件」の該当項目に準拠する。 なお、法務大臣から通知される事項については、別途法務省から詳細な仕様が提示される予定である。	◎
				氏名欄にアルファベット文字を出力できるように対応する。あわせて、出力文字数についても、アルファベットの氏名を考慮する必要がある。	●
				外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」については、西暦表示とする。	◎
				外国人住民の「出生の年月日」については、不詳の場合の対応を行う。	●
3			複数国籍世帯の対応	現行で世帯単位の住民票の写しや転出証明書の出力を行っている場合は、複数国籍世帯の世帯員構成員全員の出力も可能とする。 具体的には、複数国籍世帯を構成する世帯員には、同じ世帯識別番号を付番することにより、世帯構成を出力する帳票においては、同一世帯として出力できるようにする方法が考えられる。	◎

(イ) 転出証明書発行処理

外国人住民に係る転出証明書発行処理における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 6-7 転出証明書発行処理における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	転出証明書発行処理	転入届の特例によらない転出の場合は、外国人住民固有項目を追加した転出証明書を作成し交付する。	転出証明書のレイアウト変更	「(3)主要帳票要件」に示した項目に基づき、現行の転出証明書に不足している外国人住民固有項目を追加する。	◎
				氏名欄にアルファベット文字を出力できるように対応する。併せて、出力文字数についても、アルファベットの氏名を考慮する。	●
				外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」については、西暦表示とする。	◎
				外国人住民の「出生の年月日」については、不詳の場合の対応を行う。	●
2			外国人住民固有項目の帳票出力を制御するアプリケーション	外国人住民固有項目を追加した各帳票を制御するアプリケーションを調査し、追加した項目の出力ロジック、項目チェック(必須チェック、項目間チェックなど)、コード変換の追加などの改修を行う。追加する項目の、項目長や属性、コード仕様など、具体的な仕様については、基本的に「(3)主要帳票要件」の該当項目に準拠する。 なお、法務大臣から通知される事項については、別途法務省から詳細な仕様が提示される予定である。	◎
				氏名欄にアルファベット文字を出力できるように対応する。併せて、出力文字数についても、アルファベットの氏名を考慮する必要がある。	●
				外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」については、西暦表示とする。	◎
				外国人住民の「出生の年月日」については、不詳の場合の対応を行う。	●
3			複数国籍世帯の対応	現行で世帯単位の住民票の写しや転出証明書の出力を行っている場合は、複数国籍世帯の世帯員構成員全員の出力も可能とする。 具体的には、複数国籍世帯を構成する世帯員には、同じ世帯識別番号を付番することにより、世帯構成を出力する帳票においては、同一世帯として出力できるようにする方法が考えられる。	◎

(注1) 通称名を備考として記載できるようにすることも想定される。

ウ 通知機能

市町村間の通知機能について、外国人住民の対応を行う。

外国人住民に係る通知機能における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

なお、戸籍の附票記載事項通知については、外国人住民には戸籍が編製されないことから適用されない（本通知に係る法制度改正に伴う住基システムの改修については、「(参考) 戸籍の附票記載事項通知」を参照のこと）。

表 6-8 通知機能における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	転入通知	日本人住民・外国人住民ともに、転出地市町村に、住基ネットを経由して、転入通知を行う。通知内容は、従来と同じ。	転入通知情報の編集機能	適用日以降は、外国人住民に係る転入通知情報を住基ネットへ連携するため、転入通知情報の編集において、外国人住民も編集の対象とする。	◎
2			転入通知書の出力機能 (注1)	適用日までは、外国人住民に係る転入通知情報を住基ネットへ連携しないため、代わりに転入通知書(紙媒体)を出力する。	◎

(注1) 当該検討すべき事項に関する具体的な方向性については、現時点の想定であり、別途、LASDEC から提示される予定。

エ 一括処理機能

(7) 削除後5年経過住民情報削除機能

住民票が削除されてから保存期間の5年を経過後に、当該住民情報を削除する機能に関して、外国人住民についても同様に対応する。

外国人住民に係る削除後5年経過住民情報削除機能における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 6-9 削除後5年経過住民情報削除機能における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	削除後5年経過住民情報削除機能	外国人住民の住民情報を、削除後5年を経過したら、削除する。	削除後5年経過住民情報削除を制御するアプリケーション	外国人住民の住民情報においても、日本人住民と同じく、削除後5年経過したら住民票を削除できるようアプリケーションの見直しを行う。	◎

(イ) その他

「(3)主要帳票要件」の「イ 名簿・通知等」～「エ その他」に示す統計関係の帳票印刷など、その他一括で処理している機能に関しては、外国人住民に係る部分についての調査が必要であり、状況に応じて対応する。

外国人住民に係るその他一括処理機能における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 6-10 その他一括処理機能における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	その他一括処理	外国人住民を出力するその他帳票において、外国人住民の氏名及び出生の年月日の出力文字数等を変更する。	その他帳票の出力文字数等の変更	閲覧用の住民票（名簿）や転入通知未受理者一覧など、外国人住民を出力する可能性のある帳票について、氏名欄にアルファベット文字を出力できるように対応する。あわせて、出力文字数についても、アルファベットの氏名を考慮する。	●
				外国人住民の「出生の年月日」「在留期間の満了の日」については、西暦表示とする。	◎
				外国人住民の「出生の年月日」については、不詳の場合の対応を行う。	●

オ 関連システム連携処理機能

国民健康保険業務や介護保険業務など、住基システムから連携する他業務の関連システムについて、外国人住民に係る住民票を作成することに伴うインタフェースの変更など、外国人住民に係る部分についての調査が必要であり、状況に応じて対応する。

外国人住民に係る関連システム連携処理における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 6-11 関連システム連携処理における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	関連システム連携機能	住基システムと関連システムとの連携において、外国人住民を連携することに伴い、影響を受ける機能を調査して対応する。	関連システムとのインタフェース(注1)	必要に応じて、外国人住民の固有項目を、住基システムと宛名システム、関連システムとのインタフェース・ファイルなどに追加する。	●
2	関連システム連携機能	住基システムと関連システムとの連携において、外国人住民を連携することに伴い、影響を受ける機能を調査して対応する。	関連システムとの連携を制御するアプリケーション(注1)	第1号施行日以降、外国人住民のデータを、住基システムから宛名システム、関連システムへ連携するように改修する。	●
				住基システムと宛名システム、関連システムとの連携を制御するアプリケーションを調査し、追加する外国人住民の固有項目の項目チェック(必須チェック、項目間チェックなど)、コード変換の追加など、必要に応じて改修を行う。	●
				追加する項目の、項目長や属性、コード仕様など、具体的な仕様については、基本的に住民票データベースの該当項目に準拠する。	●

(注1) 外国人住民の情報を関連システムへ直接入力している市町村は対象外となる。

カ 住基ネット連携機能

本人確認情報の通知など、住基システムと住基ネットで連携する機能について、外国人住民の対応を行う。

なお、住基システムと住基ネットとの連携機能に関する具体的な内容については、現時点の想定であり、別途、LASDEC から詳細が示される予定。

外国人住民に係る住基ネット連携処理における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 6-12 住基ネット連携処理における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	住基ネット連携機能	住基システムと住基ネットとの連携において、外国人住民を連携することに伴い、影響を受ける機能を調査して対応する。	住基ネットとのインタフェース	転出証明書情報や広域交付住民票の記載事項に係る外国人住民の固有項目を、住基システムと住基ネットとのインタフェース、ファイルなどに追加する。	◎
2			住基ネットとの連携を制御するアプリケーション	住基システムと住基ネットとの連携を制御するアプリケーションを調査し、追加する外国人住民の固有項目の項目チェック（必須チェック、項目間チェックなど）、コード変換の追加などの改修を行う。	◎
3			外国人住民の住基ネット連携抑止機能	適用日までは、外国人住民に係る住基ネットへの連携を抑止する必要がある。 複数国籍世帯の場合は、日本人住民については今まで通り住基ネットへ連携し、外国人住民のみ連携しないように制御する必要がある。	◎
4			外国人住民の住民票コード一括付番機能	適用日をもって、外国人住民に係る住民票に、住民票コードを一括付番する必要がある。	◎
5			外国人住民の住基ネットへのセットアップ	適用日をもって、外国人住民に係る本人確認情報を、住基ネットへセットアップする必要がある。	◎

キ その他

ここでは、先に示したア～カの検討事項以外に、住基システムのシステム改修に係る類型ごとに、個別に検討が必要となる事項について説明する。

個別に検討が必要となる事項とシステム改修に係る類型の関連について、「表 6-13」に示す。

なお、システム改修に係る類型及び類型の観点については、「4 (1) 住基システムの改修に係る類型」を参照のこと。

表 6-13 個別に検討が必要となる事項とシステム改修に係る類型の関連

個別に検討が必要となる事項	システム改修に係る類型				
	A-1	A-2	A-3	B-1	B-2
(ア) 住基システムを汎用機で運用している場合の検討事項	○	○	○	—	—
(イ) ノンカスタマイズパッケージのバージョンアップでの検討事項	—	—	○	—	○
(ウ) 独自開発の住基システム（世帯レコード）の改修での検討事項	—	○	—	—	—
(エ) 参考：住基システムの入替えでの検討事項	△	△	△	△	△
(オ) 参考：住基システムのデータ管理方法の変更（世帯レコード→個人レコード）での検討事項	—	△	—	—	—

○：検討の対象となるシステム改修の類型

△：市町村の判断によっては追加的に検討する可能性があるシステム改修の類型

—：検討の対象とならないシステム改修の類型

(7) 住基システムを汎用機で運用している場合の検討事項

法制度改正対応に際し、住基システムを汎用機で運用している場合に、検討すべき事項を取り上げる。

この場合の検討すべき事項は、先のア～カで示した検討事項に加えて、住基システムを汎用機で運用している場合に必要となる検討事項となる。

そのため、ここでは先のア～カで示した検討事項については割愛し、住基システムを汎用機で運用している場合に必要となる検討事項を主として「表 6-14」に示す。

表 6-14 住基システムを汎用機で運用している場合における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	住基システムを汎用機で運用	住基システムを汎用機で運用している場合に、法制度改正の対応に必要な事項を確認する。	ベンダ固有の文字コードへの対応	汎用機の場合、オープン系サーバなどとは異なり、ベンダ固有の文字コードを使用しているケースが多い。 そのため、関連システムとデータ連携を行う際には、文字コード変換が必要となる場合が多く、また、そのために文字コード変換テーブルなどを作成しているケースも考えられる。 外国人住民を住民票の記載対象に加えることに伴い、新たな文字が増える可能性があるため、事前に影響箇所を調査しておくことが望ましい。文字コードについては、「7 (4) ア 文字コード変換と文字同定について」を参照。	●
2			項目桁数の拡張	汎用機の場合、データベースの項目は、基本的に固定長となっているケースが多い。 外国人住民を住民票の記載対象に加えることに伴い、特に氏名については、項目桁数を拡張することなどが予想されるが、大半を占める日本人住民の氏名を考慮すると、固定長の場合は桁数を拡張すると無駄な領域を占有することになる。 そのため、ある程度の桁数以降は、オーバーフロー用の別データベースに格納するなどの考慮が必要となる。	●

(イ) ノンカスタマイズパッケージのバージョンアップでの検討事項

ノンカスタマイズパッケージを導入している住基システムにおいては、ベンダが提供する住基法改正に対応するオプション製品等（以下「法改正対応オプション」という。）を適用することが基本的な対応になると考えられる。

その場合、市町村が検討すべき事項は、住基法改正の対応に必要な機能の確認など製品の適用を中心とする基本的な事項に限られるため、市町村側の移行負荷は高くなりならず、またスケジュールについても他のケースに比べて余裕がある。

ただし、市町村の調達方針によっては、システムを入れ替えることも考えられる。その場合、スケジュールを中心に実行可能性について十分な検討が必要である（「(エ) 参考：住基システムの入れ替えでの検討事項」を参照）。

表 6-15 ノンカスタマイズパッケージのバージョンアップにおける機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	ノンカスタマイズパッケージのバージョンアップ	ベンダが提供する法改正対応オプションで、法制度改正に対応できることを確認する。	法改正対応オプション適用スケジュール	住基システムへ法改正対応オプションの適用スケジュールを検討する。	●
				宛名システム、関連システムも含めて、適用スケジュールの調整を行う。	●
2			パッケージ機能の確認	ベンダが提供する法改正対応オプションに当該市町村が想定する必要な機能が包含されていることを確認する。	●
				法改正対応オプションを適用することにより、住基システムによっては、各種設定（パラメタ等）がパッケージ導入時点の状態に戻る可能性があることに留意する。	●
3			関連システム連携機能の確認	住基システムと宛名システム、関連システムが連携している場合、ベンダが提供する法改正対応オプション適用後も、宛名システム、関連システムと連携できることを確認する。	●
4			住基ネット法改正対応機能の確認	ベンダが提供する法改正対応オプションに当該市町村が想定する住基ネット連携に必要な機能が包含されていることを確認する。	●

(ウ) 独自開発の住基システム（世帯レコード）の改修での検討事項

独自開発の住基システム（世帯レコード）の改修においては、当該住基システムは長年にわたり利用されているため、仕様変更や追加が重なり、導入初期のデータベース構造が温存されているシステムであることが想定され、その場合には、改修、移行負荷がさらに高くなる。

この場合の検討すべき事項は、先のア～カで示した検討事項に加えて、住民票が世帯レコードである場合に必要となる検討事項となる。

そのため、ここでは先のア～カで示した検討事項については割愛し、住民票が世帯レコードである場合に必要となる検討事項を主として「表 6-16」に示す。

表 6-16 独自開発の住基システム（世帯レコード）の改修における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	独自開発の住基システム（世帯レコード）の改修	独自開発の住基システム（世帯レコード）に対して、法制度改正の対応に必要となる事項を確認する。	住民票の写しのレイアウト変更	世帯レコードでデータを保持している場合は、特殊な帳票レイアウトを採用しているケースが多く、特に住民票の写しについて留意する必要がある。	●
				日本人住民と外国人住民で、住民票の写しに出力する項目が異なる。そのため、住民票の写しの個人欄に出力する項目を統一せず、それぞれの住民に応じて、個人欄のレイアウトを可変にすることが考えられる。 具体的には、日本人住民と外国人住民の世帯全員が記載された住民票の写しにおける個人欄の組合せ（個人欄の1人目・2人目は日本人住民、3人目は外国人住民など）に応じて、複数の帳票レイアウトを用意することが想定される。用意した複数の帳票レイアウトから、住民票の写しの出力順序に応じた帳票レイアウトを選択することが考えられる。 なお、処理が煩雑になることを回避するために、世帯員全員が記載された住民票の写しにおける個人欄の項目自体を統一することも考えられる。	●
				住民票の写しに交差抹消線などを引いて消除者を表している場合、交差抹消線を引いた状態の帳票レイアウトを用意している場合がある。その場合、上記に示す世帯全員が記載された住民票の写しにおける個人欄の組合せに応じた帳票レイアウトに加えて、交差抹消線などの組合せも考慮する。	●
2			住民票の改製の契機	住民票の改製の契機に、外国人住民の固有項目による改製（在留資格記載欄の満欄による改製など）が加わる。氏名や住所など、日本人住民と共通となる項目以外に、国籍等や在留資格など、外国人住民の固有項目においても、改製の契機となり得ることに留意する。	●
				在留資格、在留期間などしばしば変更される外国人の固有項目であっても、世帯員のいずれか一人でも住民票の改製の契機となった場合、世帯全員を含めた改製となる。	●
3			世帯レコードの対応	出力順序などを変更するための機能を設けたり、外国人住民を当該世帯の世帯員として追加した後に改製を行う。	●

(I) 参考：住基システムの入れ替えでの検討事項

法制度改正対応に要するシステム改修経費や、長年にわたり利用された住基システムの更改等を併せて検討し、住基システムを入れ替えるケースもあり得るが、ここでは参考として、住基法改正に対応した新しい住基システム（ノンカスタマイズパッケージを想定）に入れ替えることを選択した際に、検討すべき事項を取り上げる。

この場合の検討すべき事項は、「(イ) ノンカスタマイズパッケージのバージョンアップでの検討事項」で示した検討事項に加えて、住基システムを入れ替える場合の検討事項が必要となる。

そのため、ここでは「(イ) ノンカスタマイズパッケージのバージョンアップでの検討事項」に記載した検討事項については割愛し、住基システムを入れ替える場合に必要となる検討事項を主として「表 6-17」に示す。

表 6-17 住基システムの入れ替えにおける機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	住基システムの入れ替え	ベンダが提供するノンカスタマイズパッケージの住基システムへ入れ替えることによって、法制度改正に対応できることを確認する。	住基システム入れ替えスケジュール	スケジュールの検討に際しては、住基システムの入替に伴い影響を受ける宛名システム、関連システムも含めて、スケジュールの検討を行う。必要に応じて、関連システムの担当部署の職員や関連システムを提供している現行ベンダなども含めて調整する。 なお、契約面、調達面の適正化などシステムのオープン化の取組みがなされ、WTO 協定等に則った競争入札などによる調達がなされる場合には、入札準備や意見招請等に十分な期間が必要になることに留意する。	●
				現行システムの実情により、必要な調査、設計開発のボリュームは大きく異なると考えられるが、特に大規模自治体におけるレガシー・システムのオープン化などのケースでは、スケジュールを含む実行可能性について十分な検討が必要である。	●
2			関連システムとのインタフェース	従来の住基システムと、宛名システム、関連システムとのインタフェースが異なると想定されるので、必要に応じて、関連システムの担当部署の職員や関連システムを提供している現行ベンダなども含めて影響するインタフェースの調査及び対応を十分検討する。	●
				宛名システム、関連システムとのインタフェースについては、住基システムから送信するインタフェースだけではなく、関連システムから受信するインタフェースについても留意する。	●
3			データベースの形式変更	住基システムのデータベース管理を変更する場合（NDBからRDBへの変更など）は、データベース構造なども併せて変更になるので、十分な検討が必要である。	●
4			個人識別番号及び世帯識別番号の桁数	住基システムの個人識別番号及び世帯識別番号の番号体系・桁数などが変更となる場合は、宛名システム、関連システムとの関連性を踏まえて、十分な検討が必要である。	●

(注) 上記以外に、基準日以降に住基システムを入れ替える場合は、入れ替え前の住基システムと新しい住基システムを並行運用させるなどの検討も必要である。

(カ) 参考：住基システムのデータ管理方法の変更（世帯レコード→個人レコード）での検討事項

法制度改正対応に伴う住基システムの改修・入れ替え等に合わせて、住民票のデータ管理の方法を、世帯レコードから個人レコードに変更することを選択した際に、検討すべき事項を取り上げる。

この場合の検討すべき事項は、先のア～カで示した検討事項に加えて、住民票のデータベースの管理方法を、世帯レコードから個人レコードに変更する場合に必要な検討事項となる。

そのため、ここでは先のア～カで示した検討事項については割愛し、住民票のデータベースの管理方法を、世帯レコードから個人レコードに変更する場合に必要な検討事項を主として「表 6-18」に示す。

表 6-18 住基システムのデータ管理方法の変更（世帯レコード→個人レコード）における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	住基システムのデータ管理方法の変更（世帯レコード→個人レコード）	住基システムのデータ管理方法を変更（世帯レコード→個人レコード）に伴い、法制度改正の対応に必要な事項を確認する。	住所を定めた年月日の対応	世帯レコードの場合、当該世帯に対する「住所を定めた年月日」については、個人単位ではなく、世帯単位で管理している場合があるため、個人レコードに変更する際には、各個人欄に設定されている情報から「住所を定めた年月日」を設定すること。	●
			住基システムによっては、「住所を定めた年月日」以外に、「住所を定めた年月日」に対する届出の年月日を管理している場合がある。これらの日付についても、上記の検討事項と同様に、個人レコードに変更する際には、「住所を定めた年月日」に対する届出の年月日の設定に留意すること。	●	
2			住民票の写しの出力順序の対応	世帯レコードにおいて、住民票の写しの出力順序のとおり、各世帯員のデータを登録している場合、個人レコードに変更した後の住民票の出力順序について留意する必要がある。 具体的には、個人レコードに住民票の写しの出力順序を管理する項目を付加することや、続柄などでソートして住民票を出力するなどの対応を検討する。	●
3			消除者の対応	世帯レコードの場合、既に当該世帯から消除となった者についても、住民票に出力している場合がある。 この場合、個人レコードに変更する際、当該消除者について、除票の写しの交付を求められることがあるため、データ移行の際に留意する（少なくとも、保存期間内にある消除後 5 年以内のデータは移行する。）。	●

(3) 主要帳票要件

ここでは、外国人住民を住民票の記載対象とすることに伴い、必要となる住基システムの主要帳票要件を示す。

ア 住民票の写し等**(7) 外国人住民に係る住民票の写し記載項目**

外国人住民に係る住民票の写しの記載項目について以下に示す。

各記載項目の具体的な記載内容については、「(4) 主要データ項目要件」の「表 6-22」を参照すること。

表 6-19 外国人住民に係る住民票の写しの記載項目（本人等請求の場合）

項番	記載項目	外国人住民の第 30 条の 45 に規定する区分			
		中長期 在留者	特別 永住者	一時庇護 許可者 ／仮滞在 許可者	経過 滞任者 (注 1)
1	氏名（注 2）	○	○	○	○
2	出生の年月日	○	○	○	○
3	男女の別	○	○	○	○
4	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄	△	△	△	△
5	住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	○	○	○	○
6	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所	○	○	○	○
7	各種行政サービス（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当、米穀の配給）の被保険者である旨	△	△	△	△
8	住民票コード	△	△	△	△
9	前各号に掲げる事項の他、政令で定める事項	△	△	△	△
10	国籍等	△	△	△	△
11	外国人住民となった年月日	○	○	○	○
12	中長期在留者等である旨	△	△	△	△
13	在留資格	△	—	—	—
14	在留期間等	△	—	△	—
15	在留期間等の満了の日	△	—	—	—
16	在留カード等の番号	△	△	—	—

凡例 ○：記載必須 △：請求の内容により記載要否が異なる —：記載不要

(注 1) 「経過滞任者」は、「出生による経過滞任者又は国籍喪失による経過滞任者」を指す。

(注 2) 氏名の他に、通称名の記載を希望する場合は、備考欄に記載することが想定される。

a 本人だけでなく世帯構成員も一葉に表示される住民票の写しの場合

世帯連記式など、本人だけでなく世帯構成員も一葉に表示される住民票の写しの場合、上記の外国人住民における住民票の写しの記載項目への対応のため、日本人住民のみの世帯、外国人住民のみの世帯、複数国籍世帯での調整が必要となる。

b 氏名等の表示文字数の拡大

外国人住民の氏名などに関して、文字数が多いと想定されるため、表示文字数の拡大に対応する。

c 出生の年月日の西暦表示

日本人住民の出生の年月日は和暦表示であり、外国人住民の場合は西暦表示に対応する。

d 在留期間等の満了する日の西暦表示

外国人住民の在留期間等の満了する日は、西暦表示に対応する。

(イ) 外国人住民に係る転出証明書記載項目

外国人住民に係る転出証明書の記載項目について以下に示す。

詳細は住基法施行令で定められるが、以下に示す項目を追加すると想定する。

各記載項目の具体的な記載内容については、「(4) 主要データ項目要件」の「表 6-22」を参照すること。

なお、住基ネットへの転出証明書情報の送信については、別途、LASDEC から詳細が示される予定。

表 6-20 外国人住民における転出証明書の記載項目（想定）

項番	記載項目	外国人住民の第 30 条の 45 に規定する区分			
		中長期 在留者	特別 永住者	一時庇護 許可者 ／仮滞在 許可者	経過 滞任者 (注 1)
1	氏名（注 2）	○	○	○	○
2	出生の年月日	○	○	○	○
3	男女の別	○	○	○	○
4	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄	○	○	○	○
5	住所	○	○	○	○
6	転出先及び転出の予定年月日	○	○	○	○
7	各種行政サービス（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当、米穀の配給）の被保険者である旨	○	○	○	○
8	住民票コード	○	○	○	○
9	国籍等	○	○	○	○
10	中長期在留者等である旨	○	○	○	○
11	在留資格	○	—	—	—
12	在留期間等	○	—	○	—
13	在留期間等の満了の日	○	—	—	—
14	在留カード等の番号	○	○	—	—

凡例 ○：記載必須 —：記載不要

(注 1) 「経過滞任者」は、「出生による経過滞任者又は国籍喪失による経過滞任者」を指す。

(注 2) 氏名の他に、通称名については、備考として記載しておくことが適当である。

a 氏名等の表示文字数の拡大

外国人住民の氏名などに関して、文字数が多いと想定されるため、表示文字数の拡大に対応する。

b 出生の年月日の西暦表示

日本人住民の出生の年月日は和暦表示であり、外国人住民の場合は西暦表示に対応する。

c 在留期間等の満了する日の西暦表示

外国人住民の在留期間等の満了する日は、西暦表示に対応する。

イ 名簿・通知等

(7) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

a 氏名等の表示文字数の拡大

外国人住民の氏名等に関して、文字数が多いと想定されるため、住民基本台帳の一部の写しの表示文字数拡大に対応する。

b 出生の年月日の西暦表示

日本人住民の出生の年月日は和暦表示であり、外国人住民の場合は西暦表示に対応する。

(4) 職権記載等通知・住民異動届受理通知・その他通知書

a 氏名等の表示文字数の拡大

外国人住民の氏名等に関して、文字数が多いと想定されるため、各種通知書の表示文字数の拡大に対応する。

b 出生の年月日の西暦表示

日本人住民の出生の年月日は和暦表示であり、外国人住民の場合は西暦表示に対応する。

ウ 統計資料

(7) 住民基本台帳関係年報報告

a 外国人住民の統計の追加

男女別人口、年齢5階級別人口、世帯数など、住民基本台帳関係年報報告で調査する事項について、外国人住民も統計の対象とする。

b 世帯区分の追加

外国人住民のみの世帯や複数国籍世帯など、世帯別に統計の対象とするかについては検討中である。対象とする場合、世帯ごとの区分（世帯区分）が必要となる。

c 住民区分の追加

日本人住民と外国人住民など、住民別に統計の対象とするかについては検討中である。対象とする場合、住民ごとの区分（住民区分）が必要となる。

エ その他

(7) 異動者一覧・転入通知未受理者一覧

a 氏名等の表示文字数の拡大

外国人住民の氏名等に関して、文字数が多いと想定されるため、各種一覧表の表示文字数の拡大に対応する。

(4) 主要データ項目要件

ここでは、外国人住民を住民票の記載対象とすることに伴い、必要となる住基システムの主要データ項目要件を示す。

ア データベース等格納項目

(7) 外国人住民に係るデータベース等への格納項目

外国人住民に係るデータベース等への格納項目について「表 6-21」に示す。

表 6-21 外国人住民に係るデータベース等への格納項目

項番	格納項目	格納要否				
		日本人 住民	外国人住民の第 30 条の 45 に規定する区分			
			中長期 在留者	特別 永住者	一時庇護 許可者 ／仮滞在 許可者	経過 滞任者 (注 1)
1	氏名	○	○	○	○	○
2	出生の年月日	○	○	○	○	○
3	男女の別	○	○	○	○	○
4	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄	○	○	○	○	○
5	戸籍の表示	○	—	—	—	—
6	住民となった年月日	○	—	—	—	—
7	住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	○	○	○	○	○
8	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所	○	○	○	○	○
9	選挙人名簿に登録された者については、その旨	○	—	—	—	—
10	各種行政サービス（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当、米穀の配給）に関する事項で政令で定めるもの	○	○	○	○	○
11	住民票コード	○	○	○	○	○
12	前各号に掲げる事項の他、政令で定める事項	○	○	○	○	○
13	国籍等	—	○	○	○	○
14	外国人住民となった年月日	—	○	○	○	○
15	中長期在留者等である旨	—	○	○	○	○
16	在留資格	—	○	—	—	—
17	在留期間等	—	○	—	○	—
18	在留期間の満了の日	—	○	—	—	—
19	在留カード等の番号（注 2）	—	○	○	—	—

凡例 ○：格納必須 —：格納不要

(注 1) 「経過滞任者」は、「出生による経過滞任者又は国籍喪失による経過滞任者」を指す。

(注 2) 一時庇護許可者については「一時庇護許可書の番号」、仮滞在許可者については「仮滞在許可書の番号」が格納されることが想定される。

(イ) 外国人住民に係るデータベース等格納項目の設定内容

外国人住民に係るデータベース等格納項目の設定内容について「表 6-22」に示す。

表 6-22 外国人住民に係るデータベース等格納項目設定内容

項番	格納項目	設定内容
1	氏名	外国人住民の氏名欄には本名のみを記載する。氏名は、原則としてアルファベット表記となるが、漢字圏の外国人住民については漢字氏名もあわせて記載される。漢字表記のみとなる外国人のデータも存在することに留意する。なお、通称名については、運用上、住民票の備考欄に記載することを可能とする。
2	出生の年月日	日本人住民と同様に設定する。(注 1)
3	男女の別	日本人住民と同様に設定する。
4	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄	複数国籍世帯に対応した続柄を設定する。
5	戸籍の表示	外国人住民のため設定不要。
6	住民となった年月日	外国人住民のため設定不要。
7	住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	日本人住民と同様に設定する。
8	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日(職権で住民票の記載をした者については、その年月日)及び従前の住所	日本人住民と同様に設定する。
9	選挙人名簿に登録された者については、その旨	外国人住民のため設定不要。
10	各種行政サービス(国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当、米穀の配給)に関する事項で政令で定めるもの	日本人住民と同様に設定する。
11	住民票コード	外国人住民への住民票コードの付番は、住民票コードの適用日に行われるため、法制度改正直後は付番しない。そのため、住民票コード未付番の状態でも、住基システムに外国人住民を登録できるように改修する。
12	前各号に掲げる事項の他、政令で定める事項	日本人住民と同様に設定する。
13	国籍等	法務省が指定するコードを用いることが適当である。
14	外国人住民となった年月日	外国人住民となった年月日を設定する。(注 1)
15	第 30 条の 45 に規定する区分	第 30 条の 45 に規定する区分コードを設定する。 第 30 条の 45 に規定する区分コードの例を以下に示す。 1: 中長期在留者 2: 特別永住者 3: 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 4: 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者
16	在留資格	法務省が指定するコードを用いることが適当である。
17	在留期間等	設定する期間は、第 30 条の 45 に規定する区分により異なる。 第 30 条の 45 に規定する区分により、以下に示す期間を設定する。 中長期在留者 : 在留期間を設定する。 一時庇護許可者 : 上陸期間を設定する。 仮滞在許可者 : 仮滞在期間を設定する。
18	在留期間の満了の日	在留期間の満了の日を設定する。(注 1)
19	在留カード等の番号(注 1)	設定する番号は、第 30 条の 45 に規定する区分により異なる。 第 30 条の 45 に規定する区分により、以下に示す番号を設定する(各々の番号の桁数は未定)。 中長期在留者 : 在留カード番号を設定する。 特別永住者 : 特別永住者証明書番号を設定する。

(注 1) 出生の年月日及び在留期間の満了日は西暦表示となる。また、外国人住民となった年月日は和暦表示となる。

(注 2) 一時庇護許可者については「一時庇護許可書の番号」、仮滞在許可者については「仮滞在許可書の番号」が記載されることが想定される(各々の番号の桁数は未定)。また、外国人登録証明書から、在留カード/特別永住者証明書に切り替える間は、現行の外国人登録証明書に記載された登録番号を記載することが想定される。

(5) 法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係る機能要件

住基法及び入管法・入管特例法の規定による、法務大臣と市町村長との情報のやりとりについては、法務省の出入国管理システムを通じて行われる予定であるが、当該出入国管理システムを通じたやりとりについて、市町村の実情に応じて、住基システムにおける事務処理との連携を図る可能性がある。

当該連携については、回線を接続するのか、媒体によるデータ交換を行うのかなど、その方法については市町村の判断によることが想定される。

具体的には、今後法務省から提示される予定の出入国管理システムに係る仕様に基づくことになるが、以下に示す機能を追加することが想定される。

(注) 法務大臣と市町村長との情報のやりとりに当たっては、法務省から市町村に対して連携用の端末が配付され、当該端末及びLWANを利用して、日次の頻度で送受信が行われることが、現時点で想定される。

ア 法務大臣から市町村長への通知に係る機能

出入国管理システムから以下に示す通知項目を住基システムで取り込み、外国人住民に係る住民票の記載の修正等の異動処理を、職権で行うことが想定される。

表 6-23 法務大臣から市町村長への通知項目（想定）

項番	通知項目	備考
1	異動年月日	
2	異動事由	
3	氏名	変更があった場合
4	生年月日	変更があった場合
5	性別	変更があった場合
6	国籍等	変更があった場合
7	在留資格	変更があった場合
8	在留期間等	在留期間、上陸期間、仮滞在期間のいずれか（変更があった場合）。
9	在留期間の満了の日	変更があった場合
10	在留カード等の番号（注）	在留カードの番号、特別永住者証明書の番号のいずれかを設定する。

(注) 一時庇護許可者については「一時庇護許可書の番号」、仮滞在許可者については「仮滞在許可書の番号」を送信することが想定される（各々の番号の桁数は未定）。また、外国人登録証明書から、在留カード／特別永住者証明書に切り替える間は、現行の外国人登録証明書に記載された登録番号を設定することが想定される。

イ 市町村長から法務大臣への通知に係る機能

転入や転居など、外国人住民の住所変更に伴う異動処理を住基システムで処理し、入管法等に定める住居地届出等に基づき、以下に示す通知項目を送信することが想定される。

表 6-24 市町村長から法務大臣への通知項目（想定）

項番	通知項目	備考
1	異動年月日	
2	住所（住居地）	
3	在留カード等の番号 （注）	在留カードの番号、特別永住者証明書の番号のいずれかを設定する。

（注） 一時庇護許可者については「一時庇護許可書の番号」、仮滞在許可者については「仮滞在許可書の番号」を送信することが想定される。また、外国人登録証明書から、在留カード／特別永住者証明書に切り替える間は、現行の外国人登録番号を設定することが想定される。

ただし、出生、死亡など一定の事由により、住民票の記載、削除又は記載の修正があったときに、これ以外の項目を送信することもありうる。

例えば、出生により本邦に在留することとなる外国人について、出生届を受理した場合、「出生による経過滞在者」として住民票が作成される。この場合、法務大臣が市町村長への上記通知を正確に行うため、入管法第 61 条の 8 の 2 の規定により、市町村長は、法務大臣に氏名、住所等を通知することが想定される。

（注） 具体的などのような事由により市町村長から法務大臣に通知するかについては、今後、入管法を受けた政令において提示される。

(参考) 住基システムの標準的な改修経費等の試算

ここでは、参考として、本調査研究で住基システムの標準的な改修経費等について試算した結果について説明する。

市町村は本制度改正に対応するために市町村の基幹システムである住基システムの改修が必要となる。

以下ア及びイで、市町村個別の住基システムの標準的な改修経費並びに標準的な移行経費について記載する。

ア 標準的な住基システムの改修経費、移行経費の試算

ここでは、標準的な住基システムの改修経費、移行経費の試算を行う。

市町村が自らのパターンに合った標準的な経費を参照することで、必要な財政措置や調達準備を講ずる上での参考となる資料の提供を意図している。

住基システムについては、「4 (1) 住基システムの改修に係る類型」でその類型を整理したが、標準的な住基システムの改修経費等の考察にあたっては、アンケート調査結果で該当市町村が多かったA-1、A-2、B-1、B-2を対象とする。（「表 4-1 住基システムの改修に係る類型の市町村割合」参照）

(7) 標準的な改修経費の試算

住民基本台帳人口約 3 万人から 10 万人の市町村の標準的な改修経費について、以下の手順により試算する。なお、「4 (4) 住基システム経費」で既存システムの経費については自治体間での差が見られるところであり、改修経費についてもカスタマイズの範囲等複数の変動要素により自治体間で異なることが想定されるので留意されたい。

a 試算の手順

試算の手順は以下のとおりとした。

- ① 住民基本台帳人口約 3 万人から 10 万人の市町村を試算のベースとして改修経費を積算する。その上で、類型ごとに共通となる前提を以下に示す。

(類型 A-1～B-2 で共通となる試算の前提)

- ・住基システムと市町村内の宛名システム、関連システムとの連携機能（データ連携など）については、市町村により連携するシステムが異なるため、本試算には含めない。
- ・住基システムと出入国管理システムとの連携機能（データ連携などに係る改修）については、文字コードの変換や簡体字等の対応を含め、本試算には含めない。
- ・現地適用費については、住基システムが 1 体のハードウェアで構成されていることを前提とする。また、端末については、人口規模に応じて設置される端末台数が増えることとし、10 万人規模で 10 台の端末が設置されることとする。
- ・システムテスト費については、基となるパッケージソフトの部分がパッケージベンダによりテスト確認済みであることを前提とする。
- ・システム改修に係るプロジェクト管理費等の人的経費及びハードウェア経費は含まない。

- ② 上記①の共通となる前提を踏まえた上で、ハードウェアがオープン系サーバで独自開発された住基システム(類型 B-1)の改修経費を積算する。また、試算にあたっては以下を前提とする。

(類型 B-1 における試算の前提)

- ・類型 B-1 を試算のベースとするものの、完全な独自開発ではなく、基となるパッケージソフトに市町村の要望を反映したカスタマイズを行っているものとする。
- ・パッケージソフトの法制度改正バージョンアップ費については、システムベンダごとに価格が異なるが、本試算においては、「表 6-27」に示す機能が提供されること前提として 5,000 千円とする。
- ・パッケージソフトのカスタマイズ費については、住民票の写し及び転出証明書のレイアウト変更(項目配置変更)と、用紙サイズの変更を行った場合のみの経費とする。ただし、住民票の写しの形式変更(例：世帯票様式から個人票様式への変更)や、項目桁数拡張などによる住民票の写しへの記載人数変更は、上記レイアウト変更には含めない。

- ③ 類型 B-1 以外については、上記①で積算したベースとなる類型 B-1 の改修経費に加え、B-1 以外の類型を積算する際に必要となる事項を加味して積算する。また、積算にあたっては以下を前提とする。

(類型 B-1 以外における試算の前提)

- ・類型 A-1 及び A-2 では、独自に住基システムを開発する以外に、基となるパッケージソフトを素材として提供を受け、その素材に市町村の要望を反映したカスタマイズを行って導入しているケースも含むものとする。
- ・類型 A-1 及び A-2 で、素材として提供を受けているパッケージソフトの法制度改正バージョンアップ費については、システムベンダごとに価格が異なり、かつオープン系(B-1 及び B-2)と比べ、一般的に開発規模及び経費が大きくなる傾向が認められることから、本試算においては、8,000 千円とする。
- ・類型 A-1 及び A-2 で、素材として提供を受けているパッケージソフトのカスタマイズ費については、汎用機系であること及びデータの管理方法の違い(個人レコードのみ・世帯レコード)を加味して経費を算出する。
- ・類型 A-2 では、データ管理方法が世帯レコードであり、世帯票様式の住民票の写しを採用していることが想定されるため、世帯レコード対応経費として、本試算においては、3,000 千円とする。

b 試算の結果

試算の結果は以下のとおりである。

類型ごとの経費試算内訳を「表 6-25」、類型ごとの経費試算額(合計額)を「表 6-26」、各経費に含まれる対応機能を「表 6-27」に示す。

表 6-25 改修に係る類型ごとの改修経費内訳 (単位:千円)

改修に係る類型	法制度改正バージョンアップ費	カスタマイズ費	世帯レコード対応費
A-1. 汎用機系独自開発 (個人レコード)	8,000	2,000	—
A-2. 汎用機系独自開発 (世帯レコード)	8,000	3,000	3,000
B-1. オープン系独自開発	5,000	1,000	—
B-2. オープン系 ノンカスタマイズパッケージ	5,000	—	—

表 6-26 改修に係る類型ごとの経費試算額（単位：千円）

改修に係る類型	3～10万人以下	合計額
A-1. 汎用機系独自開発 (個人レコード)	10,000	16,900
A-2. 汎用機系独自開発 (世帯レコード)	14,000	20,900
B-1. オープン系独自開発	6,000	12,900
B-2. オープン系 ノンカスタマイズパッケージ	5,000	11,900
現地適用（類型共通）	5,000	
システムテスト（類型共通）	1,900	

表 6-27 経費に含まれる対応機能

経費項目	対応機能	各経費に占める 構成比率
法制度改正バージョンアップ費	異動処理機能（増処理） ・転入（国内転入・国外転入） ・出生 ・職権記載等（出生を除く）	10%
	異動処理機能（減処理） ・転出（国内転出・国外転出） ・死亡 ・職権消除等（死亡を除く）	5%
	異動処理機能（増減なし処理） ・転居 ・世帯変更等 ・帰化・国籍取得 ・国籍喪失 ・職権修正等（帰化・国籍取得・ 国籍喪失は除く）	30%
	証明発行処理機能 ・住民票の写し発行処理 ・転出証明書発行処理	20%
	通知機能 ・転入通知	5%
	仮住民票の作成・修正・通知・削除機能 ※仮住民票の作成には、新規登録の機能を含む。 ※住基システムを改修して対応することを想定する。	20%
	続柄一括変換機能（主に日本人住民）	5%
	住民票コード一括付番機能（外国人住民） ※住民票コード通知書の出力を含む。	5%
カスタマイズ費	住民票の写しのレイアウト変更（個人票形式）	60%
	転出証明書のレイアウト変更	40%
世帯レコード対応費	住民票の写しのレイアウト変更（世帯票形式）	100%

（注）通常パッケージソフト価格は、設計開発（研究開発含む）にかかる経費だけでなく、市場動向やシステムベンダの市場動向予測等を踏まえた価格戦略に依存する。

(イ) 標準的な移行ツール等の開発経費の試算**a 試算の手順**

試算の手順は以下のとおりとした。

- ① 外国人登録者のデータを外国人登録システムで管理（類型 C-1）又は電子データで管理（類型 C-2）している市町村を試算のベースとして移行経費を積算する。また、試算にあたっては以下を前提とする。

(類型 C-1、C-2 における試算の前提)

- ・本試算にあたっては、移行ツール等の設計開発にかかる経費を試算の対象とし、移行ツール等の利用や手作業による入力などに必要な人件費は、試算の対象としない。
- ・外国人登録者のデータを住基システムへ登録するにあたり、住基システムに外字の追加等が必要な場合の追加作業や、外字の置換えで必要な入力作業等は、試算の対象としない。また、法務大臣からの情報提供を元にデータ移行が行われることは想定しない。
- ・試算の対象とする移行ツールの機能は、外国人登録システムや電子データから、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主名、続柄、住所、個人識別番号、世帯識別番号等を抽出する機能（以下、外国人登録者データ抽出機能という。）、関連システムから、外国人の個人識別番号を基に各資格情報を抽出する機能（以下、関連システムデータ抽出機能という。）を対象とし、それぞれの機能について試算する。
- ・類型 C-2 における抽出の対象となる電子データは、住基システムに便宜的に登録しているデータを試算の対象とする（表計算ソフトなどの汎用ソフトウェアで管理しているデータは、試算の対象としない）。
- ・抽出の対象となるシステムやデータ間におけるデータの整合性チェック等の機能及び不備・不足項目への対応経費は、試算の対象としない。
- ・抽出の対象とする外国人登録者のデータは、基準日現在において当該市町村で外国人登録されており、かつ施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれる者を抽出する。
- ・移行ツールの処理時間はデータ数に比例するが、そのデータ数は外国人登録者数であり、処理時間に影響を与えるほどの差異はないため、市町村の人口規模による差異は生じないものとして試算する。
- ・コード変換が必要となる項目（国籍等、在留資格など）については、変換に必要なテーブルなどが、事前に用意されているものとする（テーブルなどの整備については試算の対象としない）。
- ・住基法第 30 条の 45 の表の上欄に規定する区分は、外国人登録システムや電子データから抽出した在留資格及び在留期間等に基づいて、移行ツールで設定する。
- ・文字コードは、住基システムと、外国人登録システム又は電子データとで、同一であるものとする（文字コードの違いによる対応経費については、試算の対象としない）。
- ・外国人登録者の個人識別番号は、外国人登録システムと関連システムで、同一であるものとする（個人識別番号の相違による対応経費については、試算の対象としない）。

6 市町村の実情に応じたシステム改修の標準仕様

- ② 外国人登録原票で管理（類型 C-3）については、「(ア) a 標準的な改修経費の試算」で提示した仮住民票に関する機能を使用し、外国人登録原票や関連システムから出力したリストなどに基づき、手作業による入力でデータ移行することを想定している。そのため、当該作業の経費は、全て人件費として計上されるため、本試算においては、外国人登録原票で管理（類型 C-3）は、試算の対象としない。

b 試算の結果

試算の結果は以下のとおりである。

類型ごとの経費内訳を「表 6-28」に示す。

表 6-28 移行に係る類型ごとの移行経費内訳(単位:千円)

移行に係る類型	外国人登録者 データ抽出機能	関連システム データ抽出機能
C-1. 外国人登録システムで管理	1,000	2,000
C-2. 電子データで管理(住登外管理など)		

7 市町村の実情に応じた移行方法等

現行制度から新制度への円滑な移行を図るためには、前章で説明した法制度改正に対応したシステム改修を行うとともに、業務・システムの移行で必要となる作業の内容について理解し、市町村の実情も踏まえつつ自らの市町村における対応の方針を決定しておく必要がある。

本章では、法制度改正に対応したシステムへの移行作業を正確かつ効率的に行うことを目的に、基準日における仮住民票の作成、施行日における仮住民票から住民票への移行、適用日における住基ネットや住基カードに係る運用開始の各段階で想定される移行作業の内容やその流れについて説明する。

(1) 基準日における仮住民票作成の際のデータ移行に係る作業

仮住民票作成の際のデータ移行については、手作業での入力によるデータ移行を行うケース(d)、移行ツールによるデータ移行を行うケース(e)にわけることができることを第5章で述べた。

本節では、その分類にしたがって「ア 手作業での入力によるデータ移行」と「イ 移行ツールによるデータ移行」に分けて記載を行う。なお、仮住民票データベースに関する格納項目等の仕様に関しては、「6 (4) 主要データ項目要件」の住基システムのデータベースに準ずるものとする。

移行に係るシステム検討事項の全体イメージを次に示す。

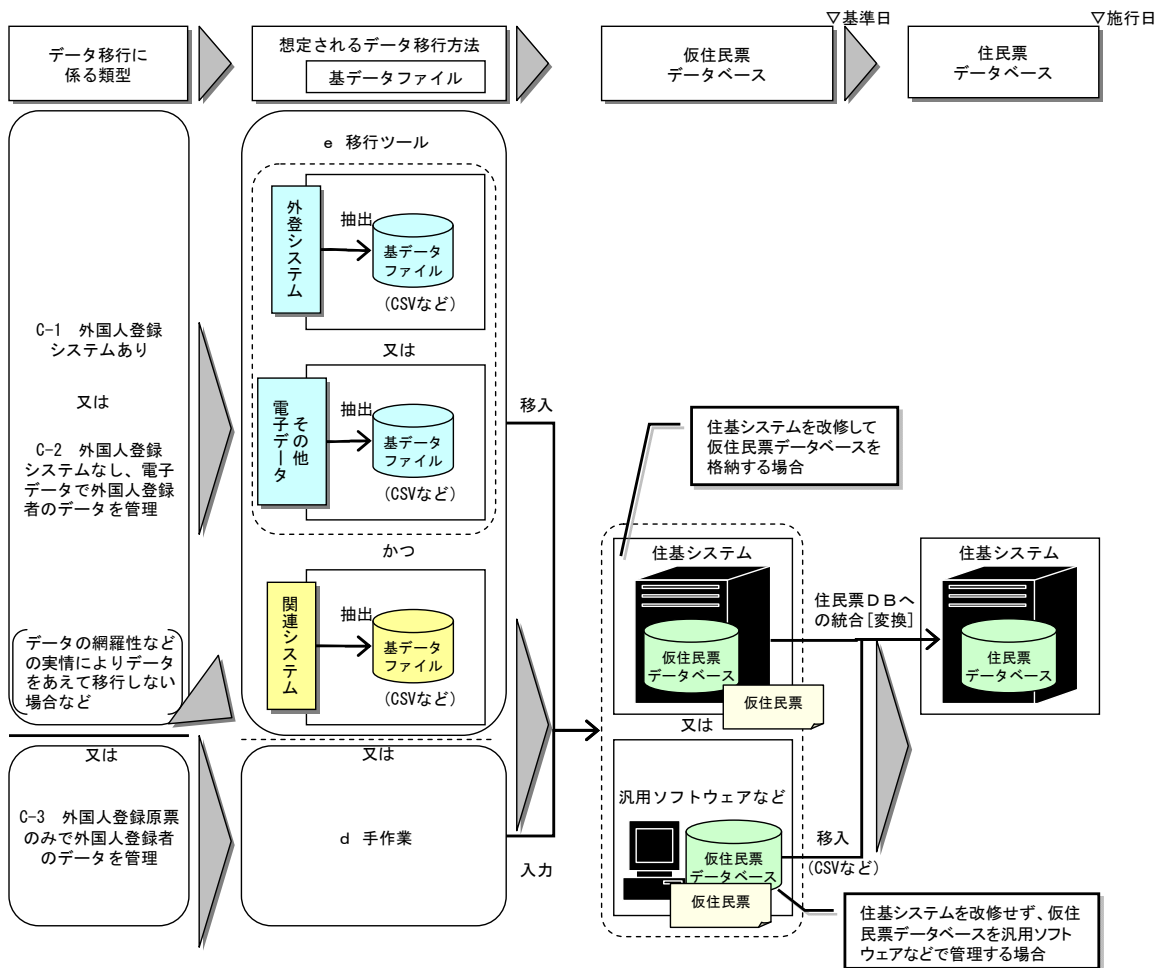


図 7-1 移行に係るシステム検討事項の全体イメージ

移行作業は、法制度改正の対応に必要な外国人住民等のデータ整備であるが、その検討は、施行日に必要な住民票データベースの作成、基準日に必要な仮住民票データベースの作成を、どのような方法で、いかに効率的に実施するかが主な内容となる。

市町村は、既存システムの状況や外国人登録者数の多寡など、それぞれの実情に応じた検討を行う。

また、仮住民票データベースについては、住基システムを改修して仮住民票に必要な機能を仮住民票作成の前に実装する対応と、住基システムを改修せず汎用ソフトウェア等で簡易に管理する対応にわかれる。

以下で、これら移行作業等について詳述する。

ア 手作業での入力によるデータ移行

(7) 手作業での入力による移行作業の内容

外国人登録原票(C-3)を基に手作業での入力によるデータ移行を行う場合、

- ・ 仮住民票を作成する対象者の外国人登録原票を抽出し、外国人登録原票を参照しながら、仮住民票データベースとなるデータを入力する。
- ・ 国民健康保険等他業務の情報に関しては、関連システムで出力された帳票や画面等を参照しながら、仮住民票データベースとなるデータを入力する。(注)
- ・ 仮住民票作成に関し、必要に応じて法務大臣からの情報提供を受け、仮住民票データベースとなるデータを入力する。

等の作業が想定される。

外国人登録者数等によっては、データ整備期間の作業負荷を考慮し、十分余裕のあるスケジュールとする必要がある。

その具体的な作業イメージを、「図 7-2」と「表 7-1」に後述する。

(注) 関連システムに登録されている外国人住民の情報については、移行ツールを用いて移行するケースもある。

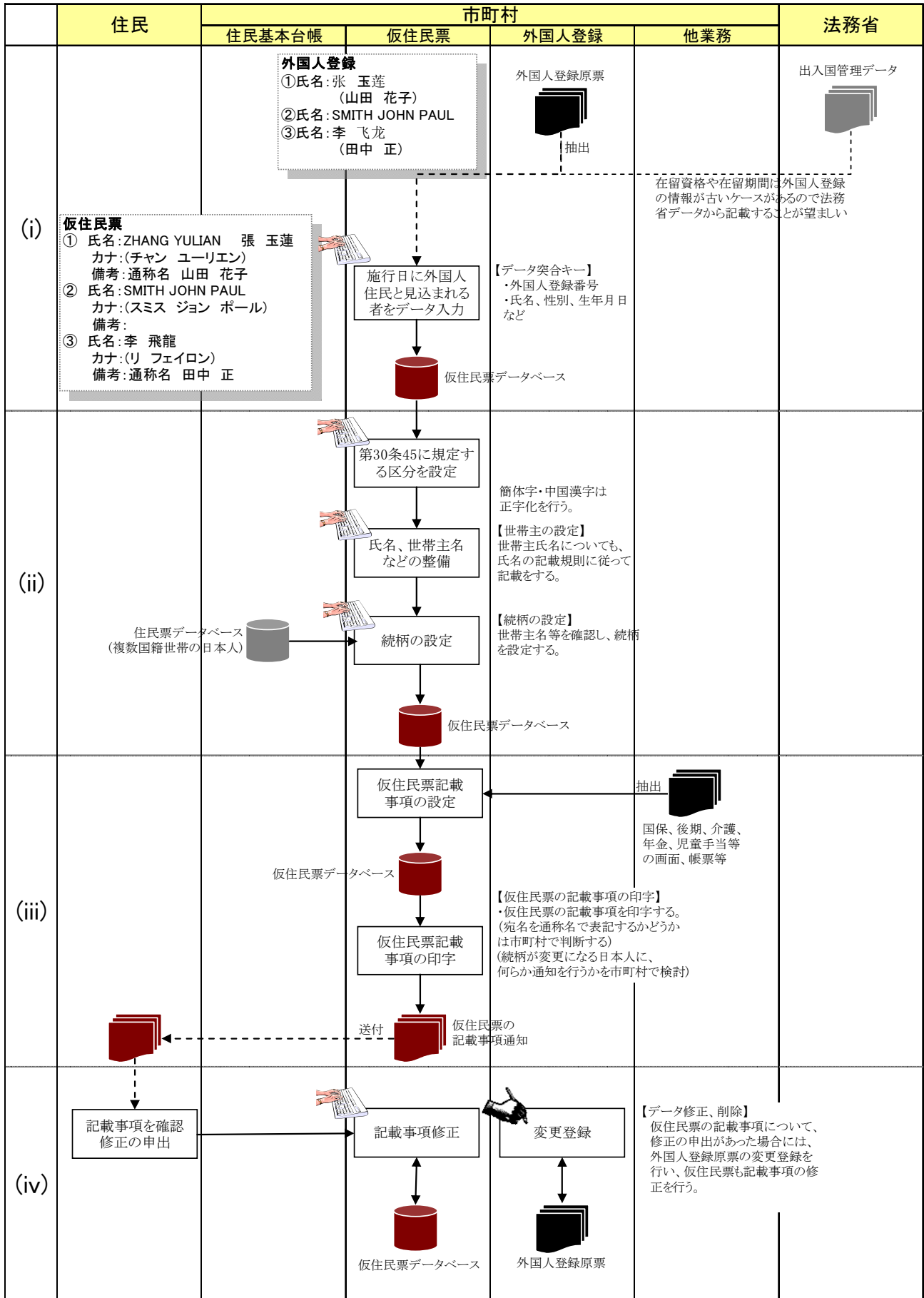


図 7-2 手作業での入力による移行作業イメージ

表 7-1 手作業での入力による移行作業の内容

項番	項目	内容
i	仮住民票の対象者抽出	<ul style="list-style-type: none"> 市町村で管理されている外国人登録原票から、基準日現在において、 <ul style="list-style-type: none"> a) 当該市町村(特別区含)の外国人登録原票に登録されている b) 施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれるのいずれにも該当する者を抽出し、仮住民票データベースとしてデータ入力する。(注1) また、基準日後施行日の前日までの間に、a)、b)のいずれにも該当する者についても定期的又は随時に抽出し、データを入力する。
ii	仮住民票の記載事項の確認	<ul style="list-style-type: none"> 在留資格及び在留期間等から、住基法第30条の45に規定する区分を判断し、データ入力を行う。(注2) 世帯主名や複数国籍世帯における日本人住民の住民票の記載等を確認し、世帯主名と世帯主との続柄のデータ入力を行う。
iii	仮住民票の作成	<ul style="list-style-type: none"> 他業務側から、個別行政事務に係る記載事項のデータ提供を受ける。 他業務側からの個別行政事務に係る情報と外国人登録原票の間に内容の相違があった場合は、調査の上、必要な対処を行う。 仮住民票データベースとする情報を確定し、仮住民票を作成する。 仮住民票の記載事項通知書を該当者に通知する。(注3)
iv	仮住民票の修正、削除	<ul style="list-style-type: none"> 住所不明により返送された場合は、実態調査等により居住実態がないことが判断できるときは、仮住民票を削除する。 仮住民票の記載事項について、本人から修正の申出があった場合は、外国人登録原票の変更登録を行い、仮住民票データベースについても記載事項のデータの修正を行う。 外国人登録原票を閉鎖した場合は、仮住民票を削除する。

(注1) 仮住民票には、原則として外国人登録原票に記載されている氏名をもとに記載するため、アルファベットの表記が外国人登録原票に記載されていない場合は、漢字表記のみとなることも想定される。

また、漢字表記は仮住民票の段階から、法務省の文字変換ルールに基づいて正字に変換することも想定される。

(注2) 基準日より前に、その時点で外国人登録をしている外国人につき、法務省から最新の在留資格・在留期間等の情報提供を受けることも想定される。

(注3) 基準日後(特に施行日までの間)は、居住地変更登録などを行うために外国人登録者が来庁した際に、仮住民票を即時に作成して窓口で確認してもらうことも考えられる。

(イ) 手作業での入力による移行のシステム検討事項

以下、手作業での入力による移行のシステム検討事項を「図 7-3」及び「表 7-2」に示す。

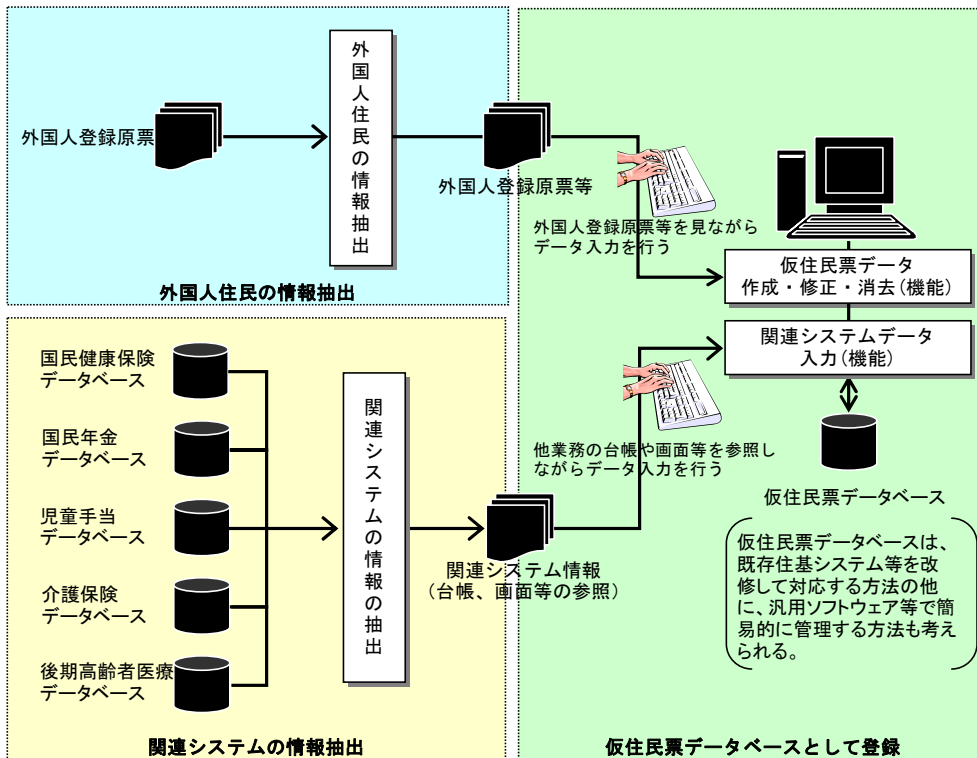


図 7-3 手作業での入力による移行のシステムイメージ

表 7-2 手作業での入力による移行のシステム検討事項

項番	分類	検討すべき事項	方向性及び留意事由	区分
1	データ入力等	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データ作成、修正、消去(機能) 	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票を作成する外国人のデータを、外国人登録原票に基づき、手作業での入力を行う機能を作成する。 	◎
2		<ul style="list-style-type: none"> 関連システムデータ入力(機能) 	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票を作成する外国人に係る他業務のデータについては、関連システム側でリストなどの出力を行い、当該リストなどに基づいて、手作業での入力を行う機能を作成する。 	◎
3		<ul style="list-style-type: none"> その他(仮住民票データベース管理機能) 	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票への登録漏れなどが生じた場合を考慮して、仮住民票データベースに登録されている外国人データをリスト出力する機能を作成する。 外国人登録原票に基づき手作業での入力を行い、仮住民票データベースに登録済みであることを管理する機能を作成する。 具体的には、外国人登録原票(C-3)などに、手作業での入力が済んでいるか否かをチェックする機能が考えられる。 	●

(注1) 関連システムに登録されている外国人の情報については、移行ツールを用いて移行するケースもある。

(注2) 区分は、◎が法制度上対応が必須、●がシステムの実情によっては対応が必要なものとする。

イ 移行ツールによるデータ移行

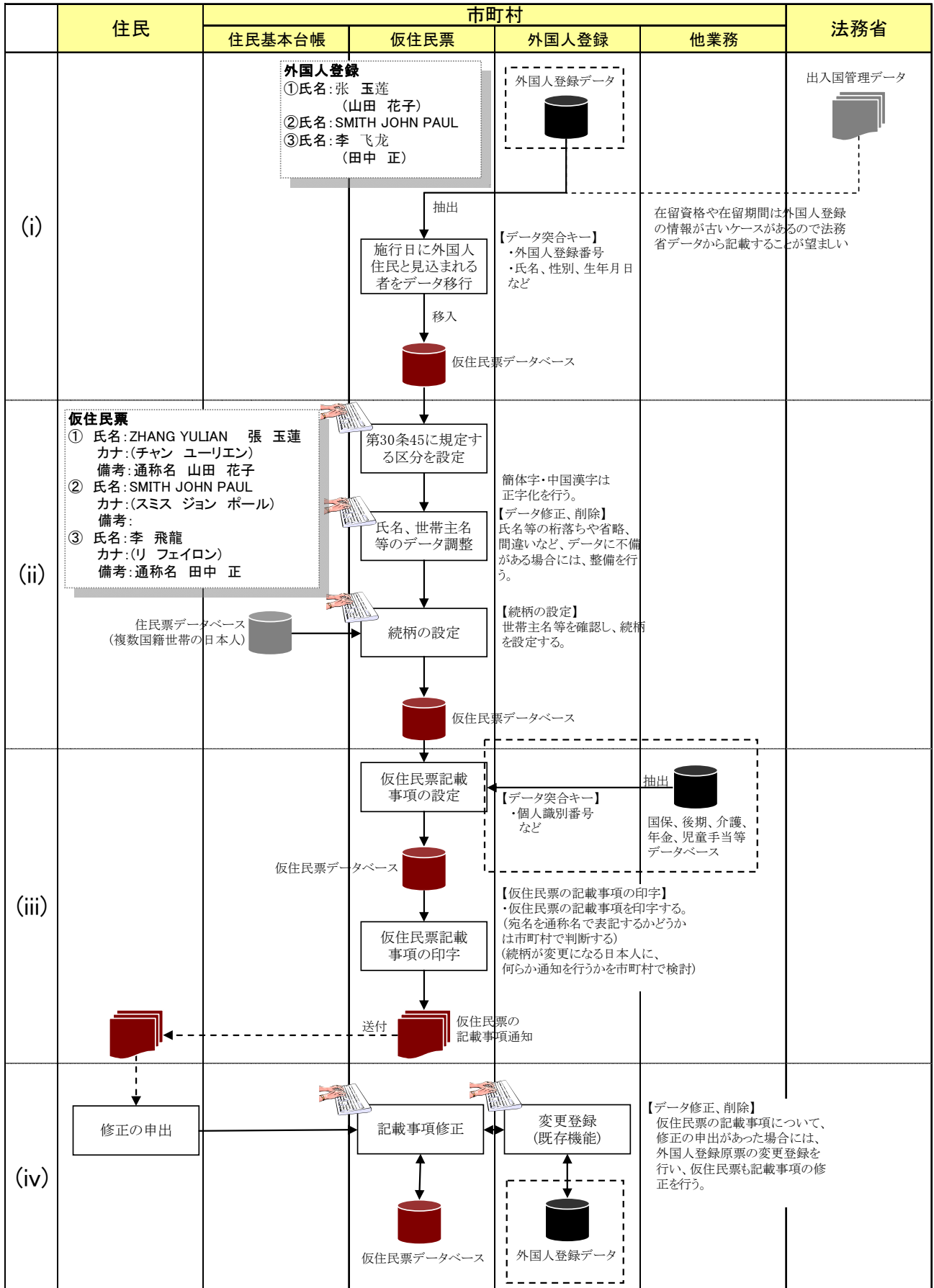
(7) 移行ツールによる移行作業の内容

外国人登録システムのデータ(C-1)又は電子データ(住登外管理のデータなど)(C-2)を基に、移行ツールを用いてデータ移行を行う場合、

- ・ 施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれる者の外国人登録データについて、外国人登録システムで準備するデータ抽出ツール(機能)等によってデータ抽出を行い、抽出した基データを仮住民票データベースへの移入ツール(機能)等によって仮住民票データベースとして登録する。
- ・ 国民健康保険等関連する行政事務のデータについても、関連システムで準備するデータ抽出ツール(機能)等によってデータ抽出を行い、抽出した基データを仮住民票データベースへの移入ツール(機能)等によって仮住民票データベースとして登録する。
- ・ 仮住民票作成に関し、必要に応じて法務大臣からの情報提供を受け、仮住民票データベースとして登録を行う。

等の作業が想定される。移行ツールを使用する場合は、外国人登録システムや関連システム等のデータを抽出する側のツール(機能)と、データを移入する仮住民票ツール(機能)側で、移行データの加工(レイアウト加工や文字コード変換等)に関する役割分担を明確化しておく必要がある。データの抽出側、移入側でシステムベンダが異なる場合は、特に留意する。

その具体的な作業イメージを、「図 7-4」、「表 7-3」に示す。



(注) 手作業によるデータ移行との差異は、破線で囲んだ範囲。

図 7-4 移行ツールを用いて行う移行作業イメージ

表 7-3 移行ツールによる移行作業の内容

項番	項目	内容(注)
i	仮住民票の対象者抽出	・ 市町村で管理されている外国人登録データベースから、施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれる者を抽出し、仮住民票データベースにデータを移行する。
ii	仮住民票の記載事項の確認	・ 外国人登録データベースの在留資格・在留期間等の情報を用いて、データ移行の際、住基法第30条の45に規定する区分を移行ツールで判断させることも想定される。

(注) 作業内容に関しては、外国人登録原票から手作業で入力する場合との相違箇所の概要のみを記載している。

(イ) 移行ツールによる移行作業のシステム検討事項

以下、移行ツールを用いて行う移行作業におけるシステム検討事項を「図 7-5」、「表 7-4」に示す。

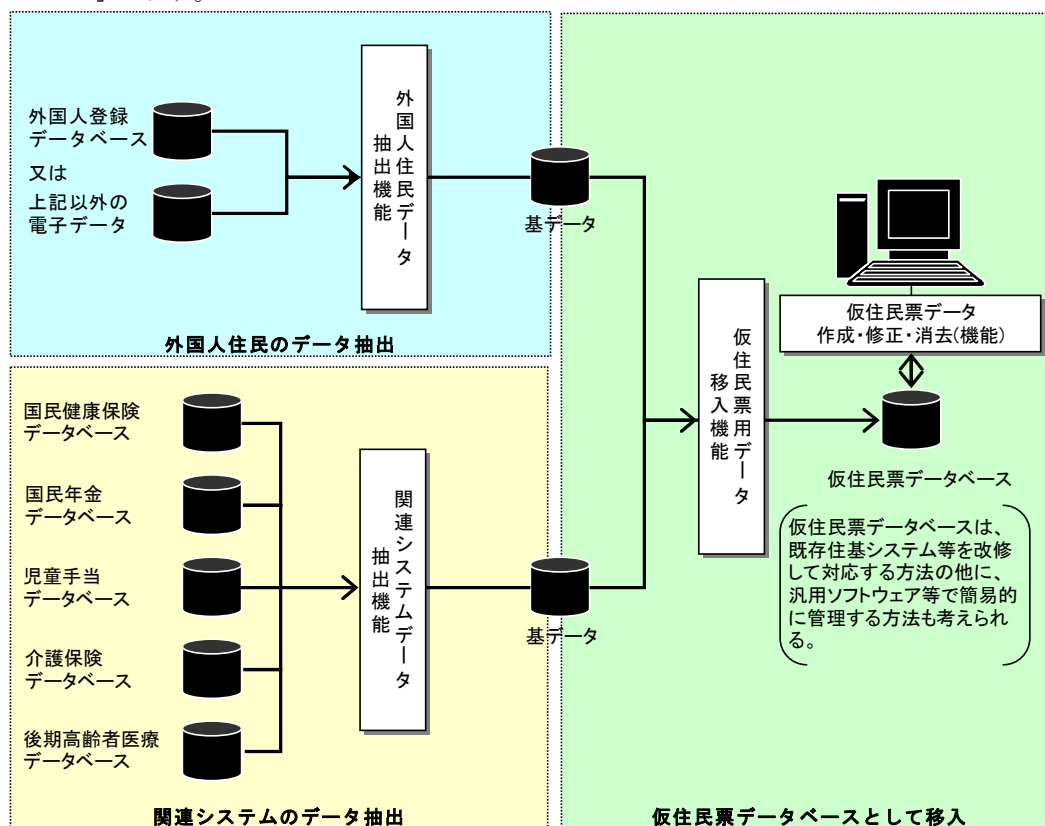


図 7-5 移行ツールによる移行のシステムイメージ

表 7-4 移行ツールによる移行作業のシステム検討事項

項番	分類	検討すべき事項	方向性及び留意事由	区分
1	データ移行	<ul style="list-style-type: none"> 外国人登録者データ抽出(機能)ツール 仮住民票データ移入(機能)ツール 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人登録データベースから、施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれる者のデータを抽出する機能を作成する。なお、データベースに付属しているツールなどを用いて、必要なデータの抽出が行える場合は、当該機能で代替することも考えられる。 抽出元となるシステムのデータは、データ移行に係る類型により異なる。 C-1：外国人登録システム C-2：電子データ(住登外管理のデータなど) 仮住民票機能の仕様に応じたレイアウトで、外国人登録システム(C-1)又は電子データ(住登外管理のデータなど)(C-2)から、仮住民票の記載事項等に係るデータを抽出した基データファイルを作成し、仮住民票データベースに移入する機能を作成する。 	◎
2	データ移行	<ul style="list-style-type: none"> 関連システムデータ抽出(機能)ツール 仮住民票データ移入(機能)ツール 	<ul style="list-style-type: none"> 関連システムのデータベースから、施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれる者のデータを抽出する機能を作成する。なお、データベースに付属しているツールなどを用いて、必要なデータの抽出が行える場合は、当該機能で代替することも考えられる。 仮住民票機能の仕様に応じたレイアウトで、関連システムのデータベースから、仮住民票の記載事項等に係るデータを抽出した基データファイルを作成し、仮住民票データベースに移入することが考えられる。 	◎
3		<ul style="list-style-type: none"> その他仮住民票データベースとの突合機能 	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データベースに登録漏れなどが無いことを確認するために、当該データベースと、外国人登録システム(C-1)又は電子データ(C-2)とを、突合する機能を作成する。 具体的には、仮住民票データベースと、外国人登録システム(C-1)又は又は電子データ(C-2)から、それぞれ外国人登録番号、氏名、性別、生年月日等を抽出したファイルを作成し、マッチング処理を行う方法が考えられる。 	●
4	文字	<ul style="list-style-type: none"> 外字の移行(注) 	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票の作成時に、外国人登録システム(C-1)又は電子データ(C-2)から、外国人登録者のデータ(世帯主名や住所など)を移行する際に、外字が含まれている場合を想定し、外国人登録システム(C-1)又は電子データ(C-2)で、使用している外字について考慮する必要がある。 	●

(注) 住基システムと外国人登録システム(C-1)又は電子データ(C-2)で、異なる外字を使用している場合。

(2) 施行日における仮住民票から住民票への移行に係る作業

ア 仮住民票から住民票への移行に係る作業の内容

第1号施行日における、仮住民票から住民票への移行に際しては、

- ・ 施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれる者の仮住民票データについて、仮住民票データベース管理機能等を用いてデータ抽出を行い、法制度改正に対応した新住基システムへの移入ツール(機能)等によって、住民票データベースとしての登録を行う。
(国保資格等の記載事項に関しては、施行日の状態で関連システムから情報を引用して記載する必要があるが、住基データベースに移行した後で住基システムに実装されている関連システムとの連携機能等を使用することも想定される。)
- ・ 法制度改正対応前の旧住基システムで準備するデータ抽出ツール(機能)等によって全ての住基データの抽出を行い、法制度改正に対応した新住基システムへの移入ツール(機能)等によって、新しい住基データベースとしてのデータ移入を行う。
(この日本人住民に関するデータ移行作業は、氏名桁数の拡張や外国人住民に対応する項目の追加などで新旧の住基レコードに変更が生じるような場合や、新旧の住基システムのプラットフォームが異なる場合、あるいは法改正のタイミングで住基システムの更改を行うような場合が想定される。)

等の作業が想定される。外国人住民のデータを新住基システムに登録する際に、個人識別番号や世帯識別番号の新規付番や、識別番号の変更が生じる場合は、関連システムへの影響に特に留意する必要がある。

その具体的な作業イメージを「図 7-6」、「表 7-5」に示す。

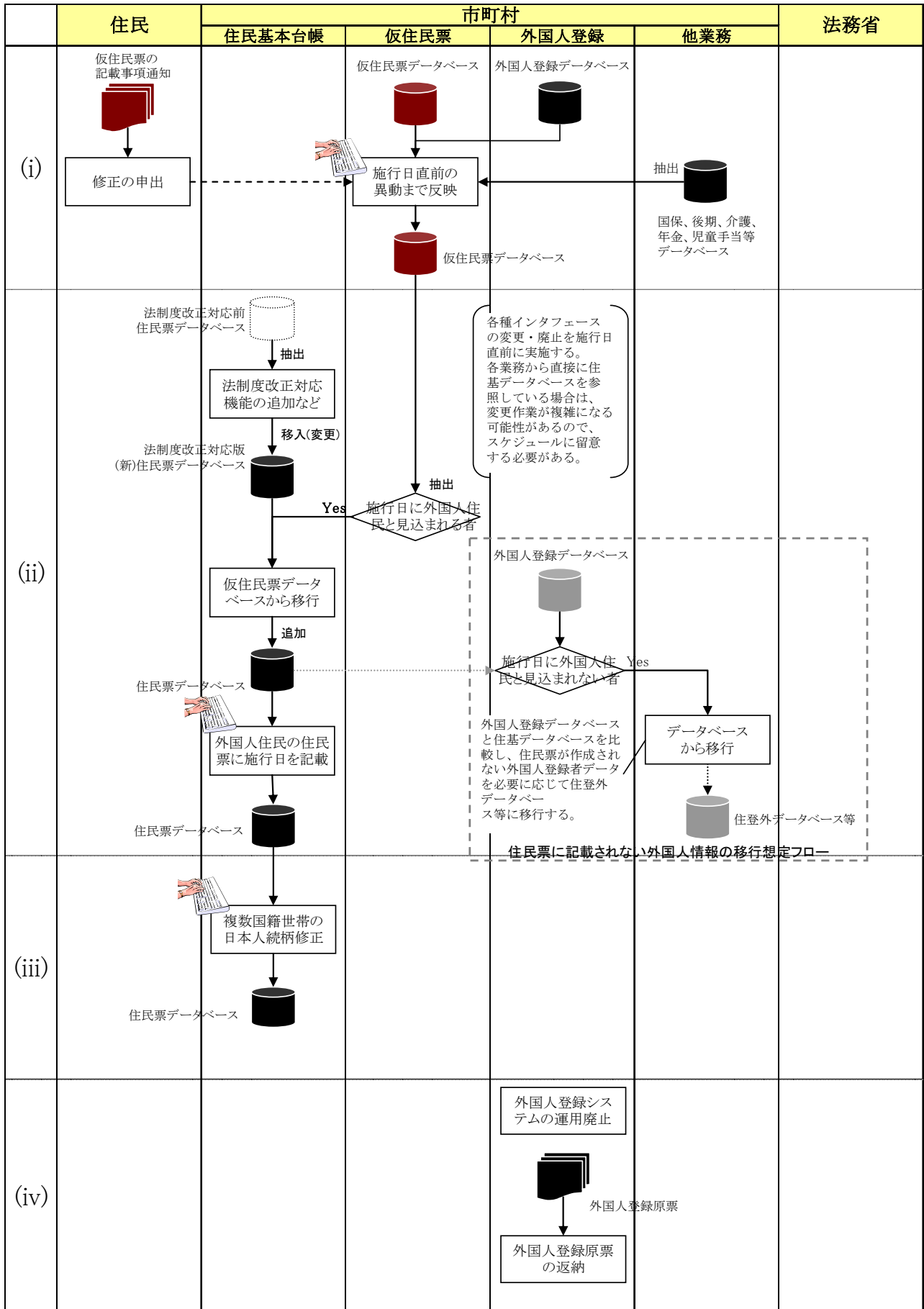


図 7-6 仮住民票から住民票への移行イメージ

表 7-5 仮住民票から住民票への移行作業の内容

項番	項目	内容
i	施行日前日までの異動反映	・ 施行日直前までの仮住民票の記載事項に係る異動の内容を仮住民票データベースに反映する。
ii	仮住民票から住民票への移行	・ 施行日に外国人住民である者の仮住民票データベースから抽出する。(注) ・ 「外国人住民となった年月日」に代えて施行日を登録し、仮住民票データベースから住民票データベースに移行する。
iii	複数国籍世帯員の続柄修正	・ 複数国籍世帯で、世帯主名及び世帯主との続柄が変更になる日本人に関する住民票は、施行日に職権で住民票の記載の修正を行う。 ・ また、複数国籍世帯で外国人の配偶者がいる日本人の場合、施行日前には外国人の配偶者氏名などを住民票の備考欄に記載していることが想定されるが、施行日に外国人配偶者の住民票が作成されることになった場合には、備考欄の配偶者記載も必要に応じて記載を削除することになる。
iv	外国人登録の廃止	・ 外国人登録システムの廃止とそれに伴う関連システムの措置等を行う。

(注) 施行日以前に死亡、転出等があった外国人については、施行日に当該市町村の外国人住民に該当しなくなるため、住民票は作成しない扱いとなる。

イ 仮住民票から住民票への移行に係る作業のシステム検討事項

以下、仮住民票から住民票への移行作業におけるシステム検討事項を「図 7-7」、「表 7-6」に示す。

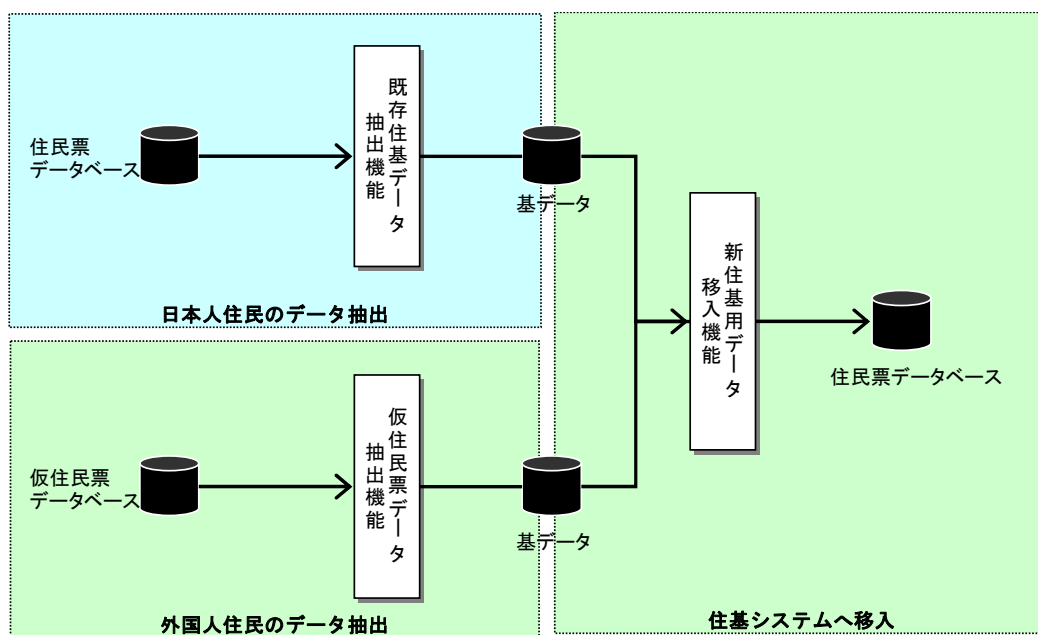


図 7-7 仮住民票から住民票への移行作業におけるシステムイメージ

表 7-6 仮住民票から住民票への移行作業におけるシステム検討事項

項番	分類	検討すべき事項	方向性及び留意事由	区分
1	データ移行	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データ抽出ツール(機能) 新住基データ移入ツール(機能) 	<ul style="list-style-type: none"> データベースに付属しているツールなどを用いて、仮住民票データベースのデータを、(法制度改正対応後)住民票データベースへ書き込む処理が行える場合は、当該機能で代替することも考えられる。 	◎
			<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データベースのデータを読み込み、住民票データベースへ書き込む。 	◎
			<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に該当すると見込まれる者を仮住民票データベースに登録した際に付番した個人識別番号や世帯識別番号に誤り(日本人住民との重複付番など)が生じる可能性があるため、事前のその対応方法を検討し、関連システム側への影響について、十分に留意する。 	●
2		<ul style="list-style-type: none"> 旧住基データ抽出ツール(機能) 新住基データ移入ツール(機能) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本人住民に係る法制度改正対応前の住基システムのデータを、法制度改正対応後の新住基(住民票)データベースへ移行する。 具体的には、法制度改正対応後の新住基システムの仕様に応じたレイアウトで、旧住基システムのデータベースからデータを抽出したファイルを作成し、新住基システムのデータベースに移入することが考えられる。 	●
3	続柄の修正	<ul style="list-style-type: none"> その他(続柄一括変更機能等) 	<ul style="list-style-type: none"> 複数国籍世帯において、外国人住民が世帯主となる場合に、従来、世帯主であった日本人住民(多くのケースの場合は配偶者)の続柄を変更する。この続柄の変更は、第1号施行日をもって行うが、事前に続柄を変更すべき日本人住民のデータをファイル等で用意しておき、当該ファイルを参照して、住民票データベースの日本人住民のデータを一括変更する方法などが考えられる。 	●
4			<ul style="list-style-type: none"> 機械的に続柄の一括変更ができないケースが存在することに留意する。 例えば、実態の世帯構成としては、世帯主は外国人住民で、日本人住民の妻と前夫の子がいる場合、住民票では、妻が「世帯主」で、前夫の子は「子」として登録されている。しかし、外国人住民が「世帯主」となった場合、妻は「妻」となり、前夫の子は、「子」ではなく「妻の子」となる場合もあり得る。 このように、現状の続柄からは機械的に判断できないケースが存在するため、個別に対応する。 	●

(3) 施行日から適用日までに係る作業

ア 施行日から適用日までに係る作業の内容

適用日における、外国人住民に係る住基ネットや住基カードの運用開始に関するデータ移行は、

- ・適用日において当該市町村の外国人住民である者の抽出を行い、住民票コードの付番対象者を確定させる。
- ・住民票コード付番対象者データに該当する住民票データベースのレコードに対して、住基システムの住民票コード新規付番(機能)ツール等を使って、住民票データベースに住民票コードの登録を行い、住民票コード通知票を本人に送付する。

等の作業が想定されるが、住基ネットへのデータ送信等に関しては LASDEC の作業指示にしたがうことになる。

その具体的な作業イメージを「図 7-8」、「表 7-7」に示す。

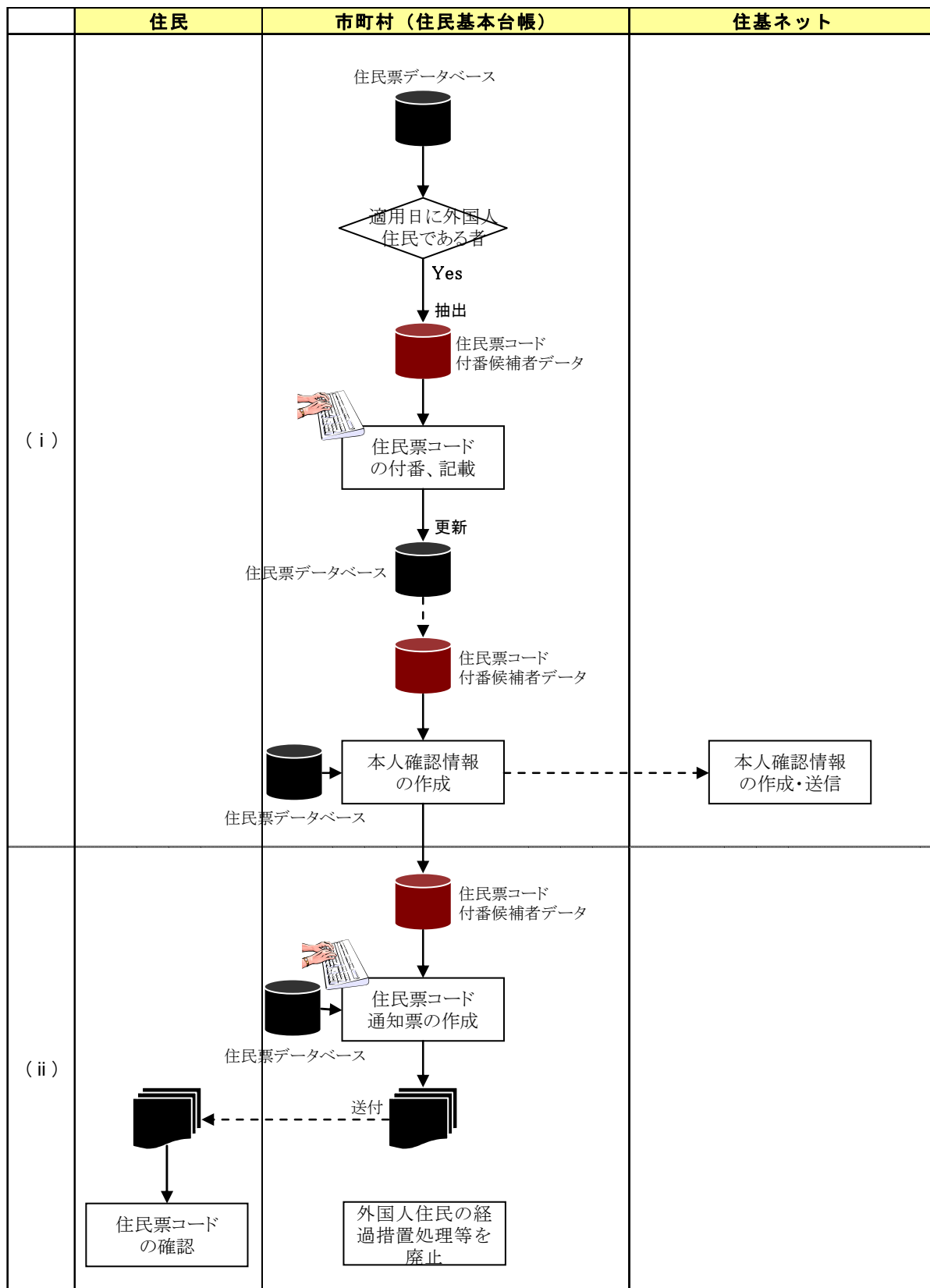


図 7-8 適用日の作業イメージ

表 7-7 適用日の作業の内容

項番	項目	内容
i	本人確認情報の作成	・ 適用日に、外国人住民に係る住民票に住民票コードを付番し、住基ネットに本人確認情報のセットアップを行う。(注)
ii	住民票コード通知票の作成	・ 住民票コードの付番後速やかに住民票コード通知票を作成し、外国人住民に対して住民票コードを通知する。 ・ 外国人住民の住民票に関して、住民票コードが記載されなかったために実施していた特殊な処理があればその機能を停止し、外国人住民のデータに関して住基ネットとの送受信を行う。

(注) 外国人住民の本人確認情報を作成する際に、外国人住民に関する住基システムの文字(外字含)と住基ネット統一文字との文字同定作業を実施しておく必要がある。

また、文字同定結果によっては、住基ネットCSに外字の作成および登録が必要となる。

イ 施行日から適用日までに係る作業のシステム検討事項

以下、仮住民票から住民票への移行作業におけるシステム検討事項を「図 7-9」、「表 7-8」に示す。

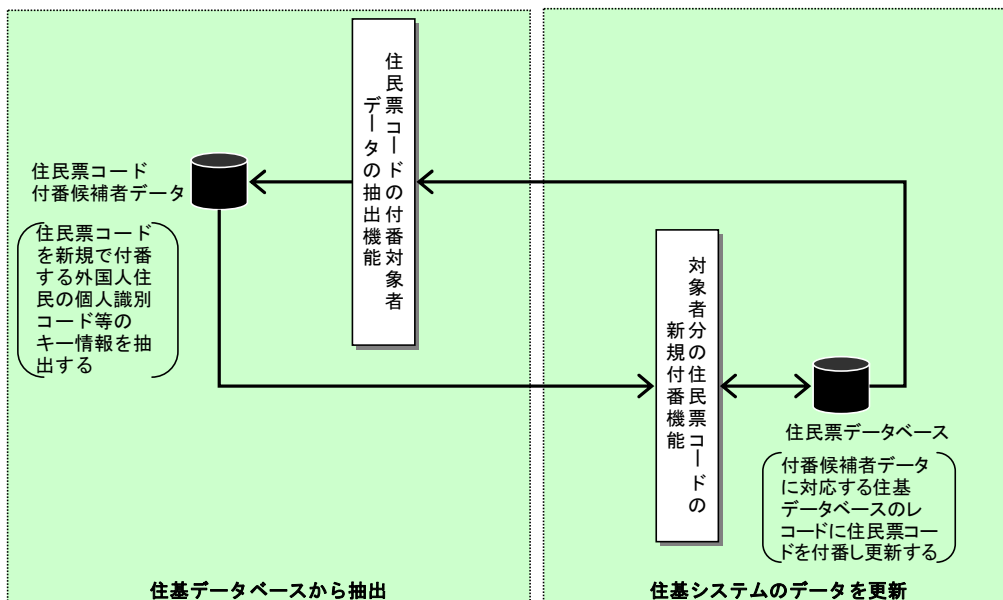


図 7-9 住民票コードの付番イメージ

表 7-8 適用日の作業におけるシステム検討事項

項番	分類	検討すべき事項	方向性及び留意事由	区分
1	住民票コードの付番等(注)	<ul style="list-style-type: none"> 住民票コード付番対象者データの抽出(機能)ツール 対象者分の住民票コードの新規付番(機能)ツール 	<ul style="list-style-type: none"> 適用日において当該市町村の外国人住民である者を抽出し、住民票コードを付番する。 また、上記で抽出したキーに該当する住民票データベースから、住民票コード通知票を作成する。 	◎

(注) 住基システムに住民票コードの一括付番等の機能がある場合は、既設機能を用いることが想定される。

(4) データ移行に係るその他留意事項

本節では、前述した移行作業の内容及び検討事項以外のデータ移行に係る留意事項を記載する。

ア 文字コード変換と文字同定について

アンケートの結果から、住基システムと外国人登録システムで文字コードの違う市町村は17%であり、これらの市町村が外国人登録システムから住基システムへのデータ移行を行う場合には、文字コード変換が必要となる。

さらに、住基システムがベンダ独自コードを用いている市町村は全体の23%、シフトJISコードを用いている市町村は27%存在し、これらの市町村が、住基ネットや出入国管理システムとのデータ連携を行う場合には、文字コード変換が必要となる。また、一般的にベンダ独自コードとシフトJISコードは外字の登録可能数が少ないことから、外国人住民を住基システムに統合する場合に外字領域の空きが足りず、未使用外字等の整理を行う必要がでてくる場合も想定される。

このように、システム間のデータ移行に必要な作業として、日本語文字コードに関する変換等の対応があるが、その際の課題について「表7-9」に示す。

表7-9 データ移行作業と文字コードにおける課題

項番	時期	移行内容		課題
		抽出元	移入先	
i	基準日の準備	<ul style="list-style-type: none"> 外国人登録データ 関連システムデータ 	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データ 	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データの文字コード体系を決定し、それを基準にして抽出元データとの文字変換規則を確立し構築する。 仮住民票データの文字コード体系は、(法制度改正対応後)住基システムへのデータ移行を想定し、それと同様にしておくことが望ましい。 また、仮住民票データを調製している期間は、通常業務で(法制度改正対応前)住基システムが並行で稼動することになる。施行日前に日本人住民のデータを移行するのに備えて、住基システム側で追加された外字等を、仮住民票調製(機能)システムに追加する規則も確立し構築しておく必要がある。
ii	施行日の準備	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データ (法制度改正対応前)住基システムデータ 関連システムデータ 	<ul style="list-style-type: none"> (法制度改正対応後)住基システムデータ 	<ul style="list-style-type: none"> 仮住民票データと(法制度改正対応後)住基システムの文字コード体系が異なる場合には、データ統合作業で文字変換エラー等が発生しないようコード変換規則を確立し構築しておく必要がある。 (法制度改正対応後)住基システムから関連システムへのデータ連携が開始されるので、それまでに関連システムとの文字変換規則を確立し構築しておく必要がある。 住基システムを更改する場合や、住基システムの文字コード体系を変更するような場合は、住基ネット統一文字との文字同定と住基ネットCSに外字の作成および登録が必要な場合がある。
iii	適用日の準備	<ul style="list-style-type: none"> (法制度改正対応後)住基システムデータ 	<ul style="list-style-type: none"> 住基ネット 	<ul style="list-style-type: none"> 適用日から外国人住民の本人確認情報等を住基ネットと送受信することに備えて、外国人住民の氏名に対して、統一文字との同定作業や住基ネットCSに外字の作成および登録が必要な場合がある。

イ 施行日前後の住基システムと関連システムとのデータ連携における留意事項

アンケートの結果から、住基システムと外国人登録システムで個人識別番号等が一意でない市町村が27%存在した。これらの市町村に関する施行日前後のデータ連携における留意事項を以下に記載する。

個人識別番号等や世帯識別番号等の識別番号が、住基システムと外国人登録システムとで一意でない場合は、外国人住民の識別番号を再付番する必要がある、この場合には関連システムにおいても当該外国人住民の識別番号を住基システムに合わせて置換する必要がある。識別番号の再付番について、「図7-10」に記載する。

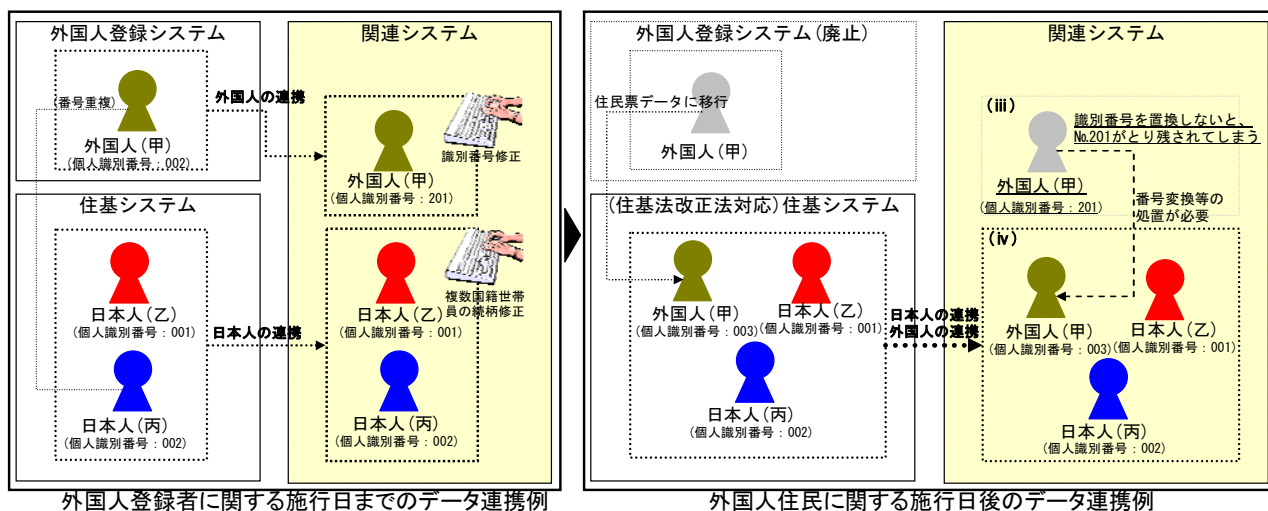


図7-10 外国人住民における施行日前後の関連システムとのデータ連携例

「図7-10」では、関連システムで管理する住民情報の情報元として、日本人住民は住基システムからの連携による情報の取得、外国人住民は外国人登録システムからの連携による情報の取得又は関連システムでの手入力を想定している。

そうした形態のデータ連携システムについて、現在の連携と、住基法改正後で住基システムに外国人住民のデータが集約された後の連携との相違を、同図の左側に現行の連携の例、右側に施行日後の連携の例として表現している。

この図でポイントとなるのは、外国人(甲)が住基システムに登録され、住基システムから連携されてきた場合に、関連システム側で以前に登録していた外国人(甲)と同一人と認識できるかどうかである。住基システム側での個人識別番号等の再付番によって、関連システム側で同一人と認識できない場合には、二重登録等の弊害が生じることになる。

また、外国人住民のデータを住基システムに移行して集約するため、関連システムへも住基システムとのインターフェースを通じて外国人住民のデータが連携される場合がある。(注)

(注)

- ・ 関連システムで個別にデータを追加して管理していた外国人住民や、識別番号を変更して管理していた外国人住民については、住基インターフェースから連携した同一人のデータに確実に置換されることを確認する必要がある。
- ・ 個人識別番号や世帯識別番号が住基システムで変更されたような場合は、住基システムとのデータ連携によって、同一人が二重で登録される可能性があるため、関連システムにおいても住基システムの対応方針にあわせて、個人識別番号や世帯識別番号の置換が必要になる。
- ・ 個々の関連システムの間では個人識別番号や世帯識別番号が統一されている場合は、関連システムで用いている番号と同じ番号で住基システムが付番をすると、関連システムの番号変換作業は不要になる。

8 法制度改正に伴う窓口業務への影響と対応

本調査研究では、法制度改正が市町村の窓口業務へ与える影響を調査するとともに、先進的な総合窓口の取組み事例を通じて法制度改正に伴う窓口改善モデルへの示唆を得ることを目的として、市町村に対するヒアリング調査を実施した。

本章では、ヒアリング調査結果とそれに基づく分析を基に、法制度改正に伴う窓口業務への影響や総合窓口の取組みに焦点を当てた記載をする。

(ヒアリング調査の概要)

住民基本台帳人口、外国人登録者数、システム態様、総合窓口の状況等を勘案して抽出した 11 の市町村の住民基本台帳担当課職員、外国人登録担当課職員、情報システム担当課職員に対して、上記目的に照らして重要度の高い質問項目（アンケート調査で捕捉されない定性的な質問項目、実地調査を通じて本調査研究を掘り下げる質問項目、並びに窓口事務改善に関する質問項目）について、ヒアリングシートを基にした対面によるヒアリング調査を行った。

主なヒアリング項目は以下のとおりである。

- ・現在の住民登録に係る業務及び外国人登録に係る業務の処理件数・処理時間
- ・窓口対応体制（窓口の分けや職員体制、窓口レイアウト、システム機器配置を含む）についての状況
- ・総合窓口等先進的な取組みの契機、考え方、工夫しているポイント、実運用上の問題、スペース確保・システム等の工夫

表 8-1 ヒアリング調査先一覧

No.	住民基本台帳人口	外国人登録者数	地域	システムベンダ	総合窓口有無
1	約 19 万人	約 2 万人	関東	イ社	有
2	約 9 万人	約 500 人	九州	ロ社	有
3	約 10 万人	約 3.2 万人	関西	ハ社	有
4	約 22 万人	約 9 千人	関東	ニ社	無
5	約 3 万人	約 200 人	甲信越	ホ社	有
6	約 10 万人	約 2 千人	関西	ヘ社	有
7	約 82 万人	約 3.2 万人	東海	ヘ社	有
8	約 51 万人	約 1 千人	中国・四国	ホ社	有
9	約 28 万人	約 3.2 万人	関東	職員が メンテナンス	有
10	約 18 万人	約 4 千人	関東	ト社	有
11	約 7 万人	約 1 千人	東北	ト社	有

(1) 法制度改正に伴う窓口業務の見直し

法制度改正によって、外国人住民と日本人住民を隔てていた制度的な相違がなくなることを機に、市町村では、これまでの窓口業務のあり方を総合的に検討し、外国人住民を含めた行政サービスのさらなる向上に取り組むことが期待される。

そこで、本節では、法制度改正に伴う市町村の窓口業務の見直しに際し、影響を与える事項に関する対応の方向性について検討する。

ア 本庁の窓口同一化に係る検討

現行の外国人登録制度のもとでは、外国人登録の窓口は日本人住民に係る住民基本台帳窓口とわかれて設置されているケースがほとんどである。しかし、法制度改正により外国人住民と日本人住民との制度的な相違がなくなることから、多くの市町村では、窓口体制の見直しの検討について取り組むものと考えられる。

窓口体制の見直しに関しては、組織的課題等はあるものの、法制度改正に伴い基本的に外国人住民と日本人住民の窓口を同一にする方向で考えられていることが、ヒアリング調査対象となった全ての市町村で確認された。

以下では、窓口同一化にあたって基本的な課題として次の(ア)、(イ)を取り上げる。

(ア) 外国人とのコミュニケーション

窓口同一化にあたり、窓口での市町村職員の外国人住民との言語コミュニケーションが課題になるのではないかと考えたが、ヒアリング調査では、外国人登録窓口で外国人住民が来庁する場合は、外国人住民本人が日本語を話せる場合か、日本語を話せるコーディネータ、職場の同僚、友人等と一緒に来庁する場合がほとんどであり、通訳に対する市町村職員のニーズ自体は低い結果であった。

また、アンケート調査結果でも、通訳が配置されている市町村は少数となっている。

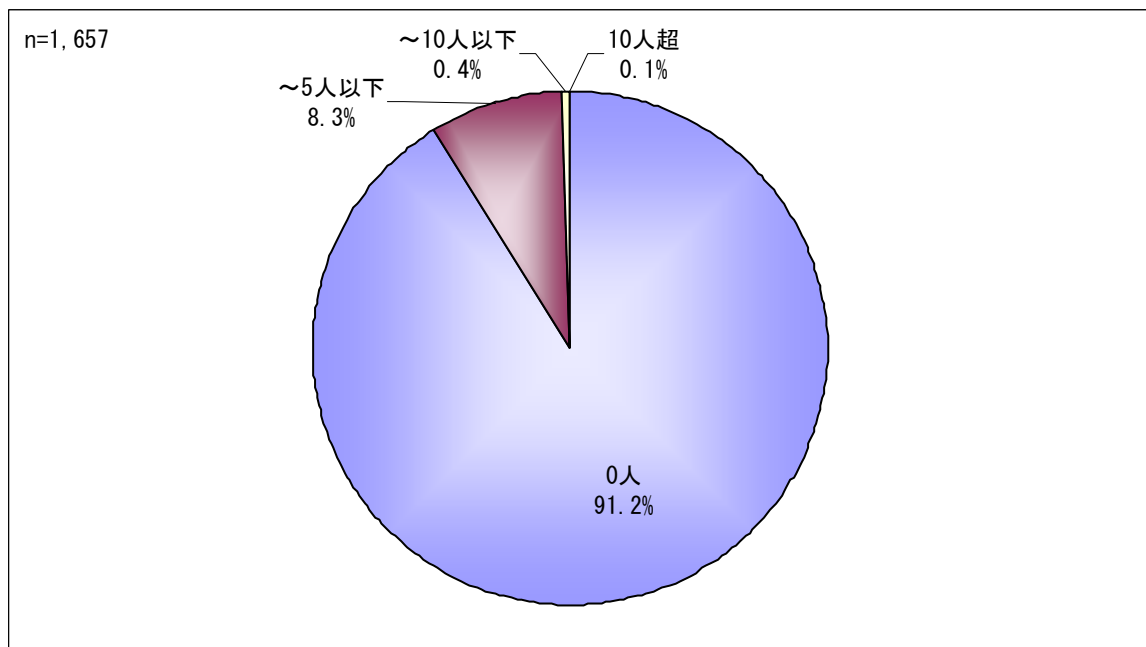


図 8-1 通訳の配置

外国人登録業務の現状は、言語コミュニケーション上の負荷を外国人住民側が負担している側面があり、市町村が通訳を配置する必要がないことにはならないが、法制度改正に伴う窓口同一化で、通訳を配置していないことにより言語コミュニケーション上の混乱が発生する可能性は、全国的には高くはないと推察される。

(市町村ヒアリング調査結果 抜粋)

- 外国人登録窓口で日本語を話せない外国人住民の方が1人で来ることはなく、日本語を話せる人を連れてくるのがほとんどである。むしろ、通訳の方は専門用語の多い税や住宅など行政手続き全般の説明のために配置されている。
- 通訳はいない。外国人住民の方が日本語を話せるか、日本人住民の方を同伴してくるため困ることはない。
- 通訳は3名おり、外国人登録担当課の通訳は1名のみで、ポルトガル語を必須としている。英語・スペイン語を話せる通訳もいる。現在の窓口では、当市の職員も業務上の必要に迫られて属人的にポルトガル語を話せるようになった。

また、通訳の話とは別であるが、仮住民票の作成・通知に伴い、外国人住民とのやりとりが発生することが予想されることから、早期から市町村においても法制度改正等の周知活動を行うことが有効と考えられる。

(イ) 外国人住民数が多い市町村等の業務効率

外国人住民数が多い市町村では、業務効率から、外国人住民だけに特化した窓口を法制度改正後も設置し続けることに合理性がある場合もあり、窓口同一化に係る検討の際は、業務の効率性を損わない配慮が必要になると考えられる。

例えば、外国人住民数が多い市町村や、地域の産業の特性などを反映して外国人特有の繁忙期がある市町村などでは、窓口を同一化された場合の影響を想定し、繁忙期や特定の時期に柔軟に対応する窓口設計を検討する必要もあると考えられる(注)。

(市町村ヒアリング調査結果 抜粋)

- 現行では外国人登録窓口は1ヶ所集約である。今回の法制度改正により、外国人登録制度がなくなり、外国人住民専用の窓口を廃止するというのが基本と考えている。転入も日本人住民・外国人住民1枚の申請届出で行うのだから、「外国人住民だけこちらの窓口へ」という訳にはいかないだろう。ただし、その場合、支所全てで外国人住民の対応を行わなければならない、それぞれの支所で大幅な窓口体制の見直しが必要になると考えている。
- 今回の法制度改正の施行後は、外国人住民と日本人住民は同じ窓口とする方向で考えている。職員もできるだけあらゆる業務ができるようにしていく。
- 現在の組織は根拠法令ごとに作っている。外国人登録係は外国人登録法があるため別組織であるが、根拠法が一つになるため組織(係)を一つにするか、あるいは事務上の合理性から「外国人住民記録係」といった組織にわかるか。窓口を分けると差別されているという指摘を受ける可能性はある。戸籍にかかわる業務でも、本籍地と住所が当市内にあれば戸籍の手続きと住民異動に関する手続きを一緒にすることはあるが、法制度改正で1つの法の中に様々な扱いの業務が発生することになるので、業務上の課題が発生し得る。
- 法制度改正による窓口同一化については、現在の外国人登録者の割合であれば問題はないと考えている。

また、本庁における窓口同一化のための窓口レイアウトの見直しにおける留意事項としては、出入国管理システムの端末の配置があげられる。

法制度改正後、外国人住民の住所変更の処理では、在留カード等の券面情報を見ながら住基法に基づく異動処理を住基システムにより行うとともに、入管法等に基づき、在留カード等を出入国管理端末のカードリーダーで読ませて住居地の書換えを行うことが想定される。

法務省において検討している同端末の配置方針によっては、当該端末の配置台数に応じた窓口レイアウトを検討せざるを得ないものと考えられるが、窓口を同一にする多くの市町村では、例1のように出入国管理端末を共用端末として後方配置することが考えられる。

また、外国人住民数が多い市町村等で、業務効率から、外国人住民だけに特化した窓口を法制度改正後も設置し続ける場合は、例2のような端末配置が考えられる。

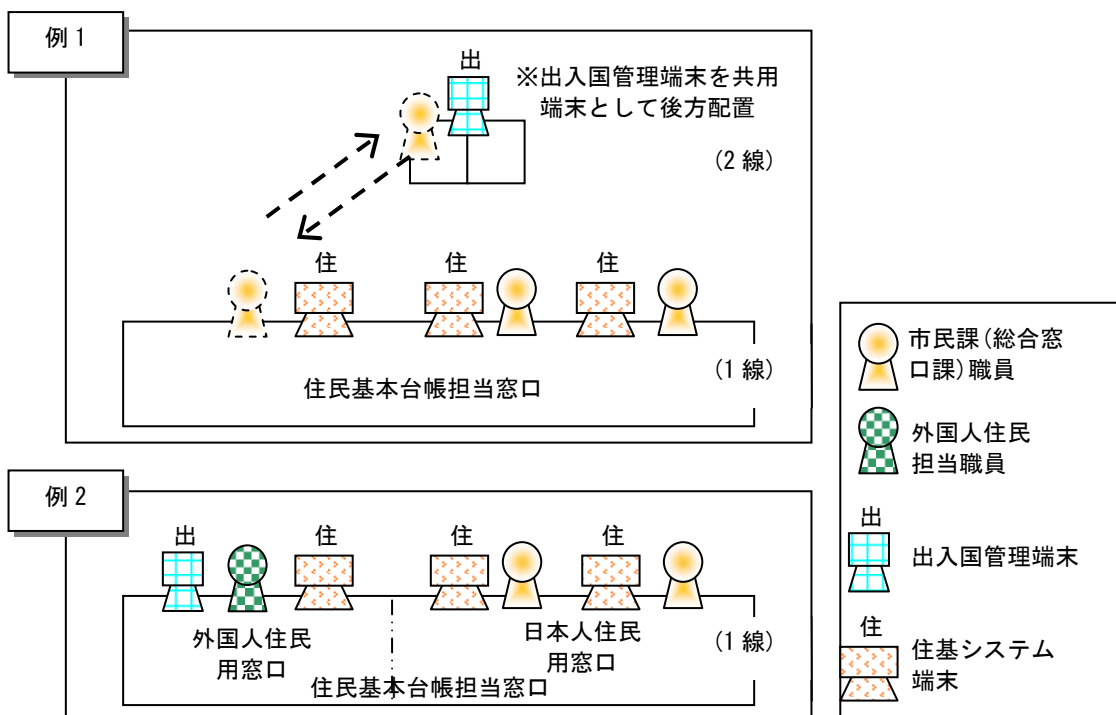


図 8-2 法制度改正後の窓口イメージ

(注) ヒアリング調査では、現行業務の繁忙期の確認も行った。多くの市町村において、外国人登録業務の繁忙期は日本人住民と同様に3・4月及び9・10月であった。ただし、製造業など市町村の産業特性によって、製造業の一斉休暇の期間となる8月のお盆や12月、1月の年末年始が繁忙期となる市町村もある。

また、基準日から第1号施行日の間、市町村は該当者への仮住民票の作成及び外国人本人に対する通知並びに修正を行う必要があるが、繁忙期がそのような移行期間と重なる場合は、同期間の対応について特に検討する必要がある。

イ 支所・出張所における窓口業務の実施の検討

ヒアリング調査結果では、現行制度において外国人登録原票が紙で管理・保管されていること等に伴い、外国人登録業務は本庁のみに限定され、支所・出張所で外国人登録業務が行われているケースはほとんどなかった。

これは紙管理による制約だけでなく、現行では、外国人と日本人で制度が異なるため、外国人登録者の情報については直接の担当に閲覧を限定するなど、組織的な事務分掌とそれに付随する情報セキュリティ上の取扱いによる制約の影響も大きいと考えられる。

しかし、法制度改正によって、このような制約は基本的になくなると考えられる。

(市町村ヒアリング調査結果 抜粋)

- 外国人登録業務を実施している支所・出張所は2箇所であり、そこでは外国人登録証明書(カード)の交付と記載事項証明書の発行を行っている。申請は本庁で行い、住所によっては支所で交付する旨を案内している。また、設置してある端末に情報を直接入力し本庁とやり取りをしている。
- 外国人の登録と外国人登録原票の写しの発行は本庁のみで取扱い、出張所では外国人登録原票記載事項証明書の発行のみを行っている。法制度改正を契機に外国人住民も住民記録窓口で同じように取扱うようになるので、本庁でしか行っていなかった業務も出張所で実施することになる。

ただし、先述した出入国管理システム端末の配布方針、LGWANの通信(注)、入管法・入管特例法に係る事務等により、窓口での対応はこれまでどおり本庁や特定の支所に集約されることもあり得る。よって、支所・出張所における窓口業務の実施の検討に際しては、法務省の上記の検討状況については留意する必要がある。

また、ヒアリング調査では、上記の事務分掌の見直しなどの組織設計の検討と同時に、職員の教育が必要との指摘があった。

特に仮住民票作成など移行措置への対応や特別永住者の取扱い(特別永住者証明書の住所情報の書き換えや特別永住者証明書の交付申請の受付など一部入管特例法に基づく事務が残ること)を含めた教育・研修の実施が必要になると考えられる。

(注) 本庁と支所・出張所間のLGWAN、住基ネットの通信については、市町村で敷設した専用線(広域イーサ等を含む)がある場合と、敷設されていない場合がある。

本庁と支所・出張所間で専用線を敷設している場合でも、LGWANと住基ネットのパケットをルーティングしないよう設定している場合や、セキュリティ強化のため住基ネット専用で別回線を敷設している場合等がある。

ウ 各種行政サービスに係る手続きのワンストップ化

現行、住民基本台帳制度と異なり、外国人登録事務と各種行政事務との制度上の連携は行われていない。したがって、日本人住民の場合、例えば、住所の異動に伴う国民健康保険の資格の得喪などについて、住基法に基づく転出入の届出がなされた場合、国民健康保険法に基づく資格の得喪に係る届出がなされたものとみなされ、届出の共通化、手続きの簡素化（ワンストップ化）が図られているが、外国人住民の場合そうしたメリットを享受することができなかった。

しかし、第2章(2)改正内容のポイントにあるように、法制度改正で外国人住民が住基法改正法の適用対象に加わることから、日本人住民と同様に制度上の連携が可能となる。

各種の制約により、現在日本人住民でもワンストップ化が実現されていない市町村もあるが、今般の法制度改正を契機に、各市町村で日本人住民と外国人住民の各種手続きのワンストップ化・簡素化に取り組むことが期待される。

また、このような見直しは、業務効率化・標準化等の取組みと合わせて検討することも適当である。市町村の予算規模にもよるが、システム関係予算が確保できる市町村であれば、「新電子自治体推進指針」(平成19年3月20日 総務省)等の指針によるシステムの標準化、BPR(Business Process Reengineering)の推進が業務見直しの契機となる。あわせて、公務員である正規職員と、非公務員含む非正規職員の業務の切り分けと組織的な整理を行い、非正規職員の活用や、民間委託を含めた最適な業務のあり方について検討することも考えられる。(注)

(注) 次図はアンケート調査の自治体規模と担当職員(住民基本台帳担当及び外国人登録担当)の正規職員比率のクロス集計結果であるが、これらの検討は、自治体規模に応じた検討となる。

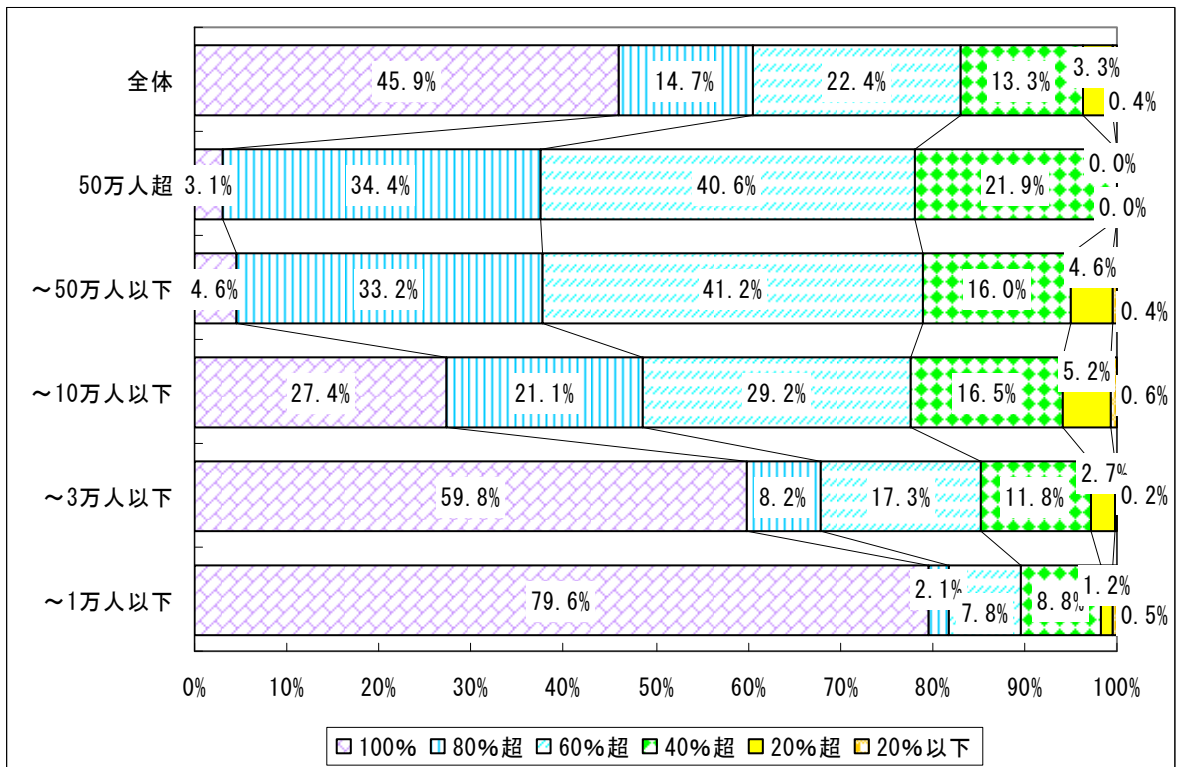


図 8-3 自治体規模と担当職員の正規職員比率(担当)

(注) 正規職員比率=正規職員数÷(正規職員数+非正規職員数)

(2) 総合窓口への取組事例の紹介

本節では、手続のワンストップ化の先進事例として、ヒアリング調査を通じて把握した総合窓口の取組みについて分析し、法制度改正に伴う窓口業務の見直しへの示唆を示す。

なお、ヒアリング調査ではアンケート調査で捕捉されない定性的な質問項目を中心に設定しているが、アンケート調査においても全国の市町村に対して窓口業務に関係する質問を設定したことから、当該結果についても合わせて紹介する。

ア 総合窓口の傾向

各市町村の総合窓口には、フロアマネジャーや案内係など人的資源による業務上の工夫で対応するもの、部課室横断的な業務連携で対応するもの、窓口レイアウトの変更を行うと共に権限移譲等により組織の見直しも図るもの、その他にこれらの組合せによる対応、物理的な制約等から一部の支所・出張所でのみ総合窓口を開設するもの等が考えられる。

ヒアリング調査を行った市町村の総合窓口の取組みは多様であったが、総合窓口にはいくつかの傾向をあげることができる。

まず、アンケート調査結果からは、総合窓口の設置有無については、自治体規模が大きくなるほど設置市町村が多く、総合窓口の取組み内容については、自治体規模が大きくなるほど、「市役所内の事務連携」の割合が高くなる傾向が確認された。

大規模自治体ほど課・係などのセクションが多くなるため総合窓口の取組み意識が高い一方、小規模自治体は、組織規模が小さいために結果的に総合窓口的な対応を行っている市町村が多いことが推察される。

なお、「その他の取組み」の回答として、「本庁は1-2に該当、支所は1-3に該当する」、「窓口へ各担当課より職員が出向き、住民が歩かなくても手続きができるようにしている」といった回答があった。

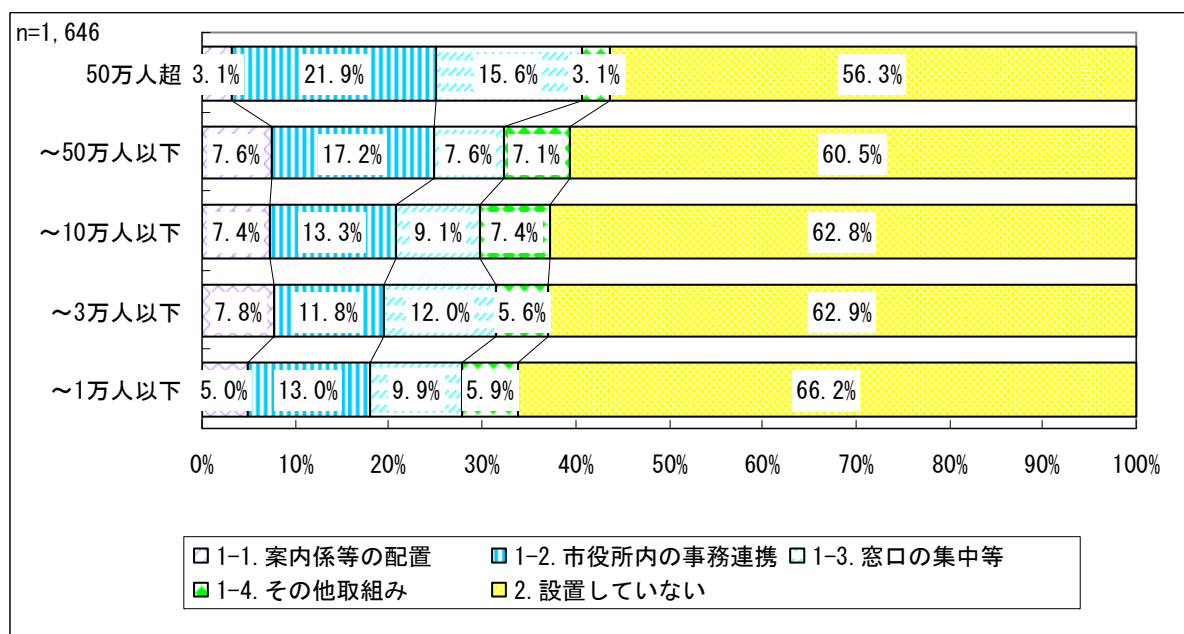


図 8-4 総合窓口の設置有無と自治体規模

ヒアリング調査では、規模の大きな市町村は、総合窓口支援システムの導入やベルトコンベア式の部署間連携などシステムティックな対応を取っているが、規模の小さな市町村はフロアマネジャーや案内係など人的資源による業務上の工夫で対応している傾向が見られた。

総合窓口は、自治体規模や職員数、当該市町村が目指す行政サービスのあり方などを踏まえることが適当であり、フロアマネジャー等人的資源の充実や業務上の工夫によっても、システムティックな総合窓口の取組みと同様の効果が得られることはあると考えられる。

(市町村ヒアリング調査結果 抜粋)

- フロアマネジャーを3人から5人配置し、とにかく窓口に来た方を放って迷わせたり、待たせたりしないようにサポートすることにした。フロアマネジャーが用件をうかがい、どの窓口に行けばよいかを判断し、受付券をとり渡すことで間違った窓口に行くことを防いでいる。フロアマネジャーが申請を受け付け、振り分ける。また、特定のカウンターへ業務が集中した場合に、隣接するカウンターへフロアマネジャーが案内し、業務画面を切り替えてその窓口では通常行っていない業務を行う。フロアマネジャーは民間委託であるが、各窓口業務を経験してもらうなど、十分な研修を行い、育成している。
- 総合窓口を支援するシステムとして総合検索システムと証明書総合発行システムがある。届出は申請の初めに間違いがあるとそれまでの手続き時間が無駄になるとともに、やり直しにも時間がかかるので市民課で初めに正確な情報を把握する必要があることから総合検索システムで各システムの情報を検索できるようにした。証明書総合発行システムについては、稼動までは各システムを立ち上げてからの発行で時間がかかっていたが、一つになったことで時間は大幅に短縮された。総合窓口支援システムはベンダに依頼して作成したものである。
- 住民異動の場合、異動連絡票を記載してもらわず、直接聞き取りにより住基システムで異動処理を行い、出力される異動連絡票を確認してもらい署名を貰っている。これにより、待ち時間・処理時間の短縮を図っている。同連絡票には国保等の資格の該当有無が表示される。その異動連絡票で住民に確認しながら、独自開発したシステム (Microsoft (C) Access) で印鑑登録申請書等 (児童手当、乳幼児医療受給資格、県独自の子育て支援パスポート等) の申請書や児童手当受給者への転出の案内等を出力している。これは、住基システムと連動しており氏名、生年月日、性別、住所の4情報と児童の氏名等が打出される。

イ 総合窓口を実現する推進要因・体制

総合窓口を実現する推進要因について調査結果は以下のとおりとなった。

部課室横断的な取組みが突出して多く、次いで庁舎スペース等物理的な制約の改善、首長のイニシアティブが続いている。

一方、予算制約や法制度については低い結果となっている。総合窓口の阻害要因は、庁舎スペース等物理的な制約を除けば、部課室横断的な取り組みなど市町村の取組みによって解消できるものであり、予算制約や法制度による制約ではないと認識されていると推察される。その場合、首長のイニシアティブといった総合窓口の取組み契機が重要になると考えられる。

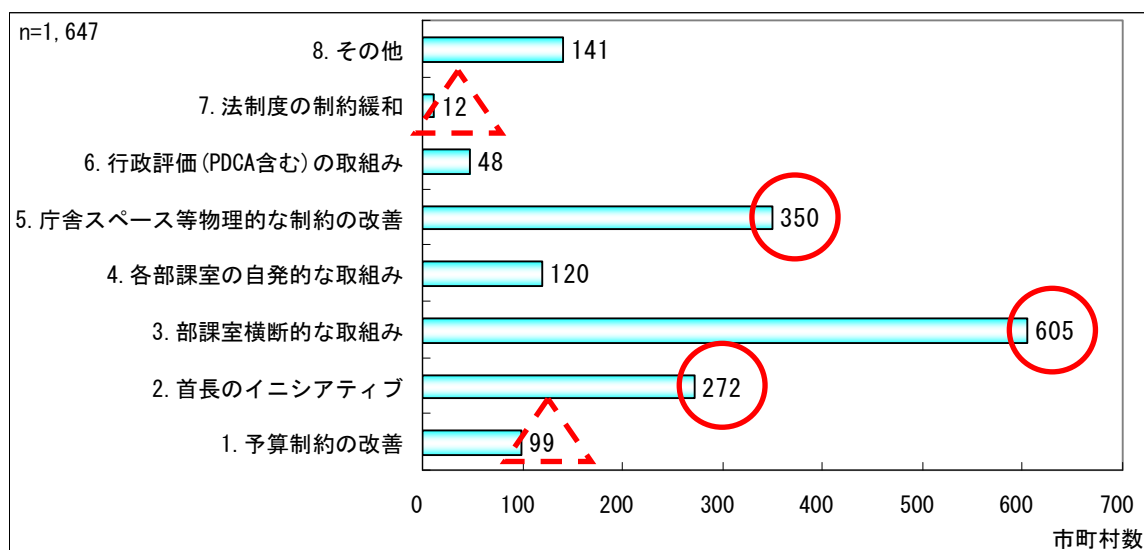


図 8-5 総合窓口を実現する推進要因

先進的な取組みをしている市町村の取り組み契機は、首長のトップダウン的なイニシアティブであることが多い。部課室横断的な取組みがなかなかできない現状を考慮すると組織的な権限者の責任は大きいといえる。

また、トップダウンでの取組みは、プロジェクト体制を組んで推進されるケースが多い。

(市町村ヒアリング調査結果 抜粋)

- 人員を全体で増やせないなか、人事を含めて改善を行った改革により保健福祉、ケースワークを含む生活福祉まで行う総合窓口が実現した。ここまでの取組みは首長などトップからの号令がないとなかなかできない。今回の支所改革も改革対策本部が設置されて取り組まれた。レイアウトや案内表示等の内部的な工夫は住民基本台帳担当課で可能だが、上記の取組みはトップダウンのアプローチが必要。
- 首長が変わり住民サービスの向上に向けてトップダウンで取組みが進められた。総合窓口実施前は、お役所的な所があり、4月1日に証明書の発行だけで10メートルの列ができ住民から厳しい意見を頂いたこともある。それまでも職員が統括しサービス向上の取組みをしたこともあったがうまくいかなかった。首長のトップダウンの指示の元に住民課主導で準備を進め、各課がマニュアル作り、研修作りを行った。
- 総合窓口化へ向けた取組みとして、前首長の掲げた目標があった。
- 首長の所信表明演説で総合窓口の取組みが挙がり総合窓口プロジェクトが始まった。
- 首長のイニシアティブのもと総合窓口の設置が推進された。

ウ 現場の業務上の創意工夫

先進的な総合窓口の取組みを行っている市町村のヒアリング調査では、総合窓口の整備だけでなく、窓口職員の現場感覚をいかしたさまざまな創意工夫がなされていることが確認された。

そのような取組みの例として、申請書様式の統一やチェックシートを作成することによる行政サービス向上があげられる。

申請書様式の統一は、引越し等のイベントに伴う一連の手続きの中で氏名や住所等の重複記載の手間を解消する効果が期待できる。(注)

チェックシートの導入は、転入や転出といったイベントに伴う関連業務を的確に把握し、住民は漏れなく届出を行ったこと、職員は手続きが漏れなく実施されたかを職員が簡易に確認できるようにすることで、行政サービスの質を向上させる効果が期待できる。

チェックシートの有効性を確保する前提として、市町村内部の業務の切り分け・事務分掌の見直しがなされている必要がある。また、チェックシートの導入にあたっては、職員が対面で住民から聴取した内容を記入するものとするか、住民自らが判断して記入するものとするか、後者の場合はフロアマネジャーによる記入支援を行うかによって設計が異なる。

(市町村ヒアリング調査結果 抜粋)

- チェックシートを用いて関連業務を把握できるようにしている。このチェックシートを黄色のフォルダーに入れていただくので、フロアマネジャーが黄色のフォルダーを持っている方を見つけて案内をできるようにしている。チェックシートは11種類用意してある。
- 申請届出ごとに全てオーダーシート(バックヤードの職員が見る作業指示書のようなもの)を作っている。総合窓口設置に合わせて作ったもので総合窓口から各業務に申請届出を渡す上で、各業務で聞くべきことを聞き漏らさないために必要なもの。
- 本庁でなければ取り扱えない業務は生活保護であるが、その他業務については出張所で不明な点があれば本庁に電話で確認している。システムがオンライン化されていない時代からFAXでやり取りしていた。本庁と出張所で受付方法は異なるが特別なシステムの利用はしていない。

(注) なお、様式の統一については、窓口の構成によって、様式の統一後、個別の申請様式も並行利用されることはあり得る。

以下、参考まで、窓口業務の見直しに向けたロードマップ例を示す。

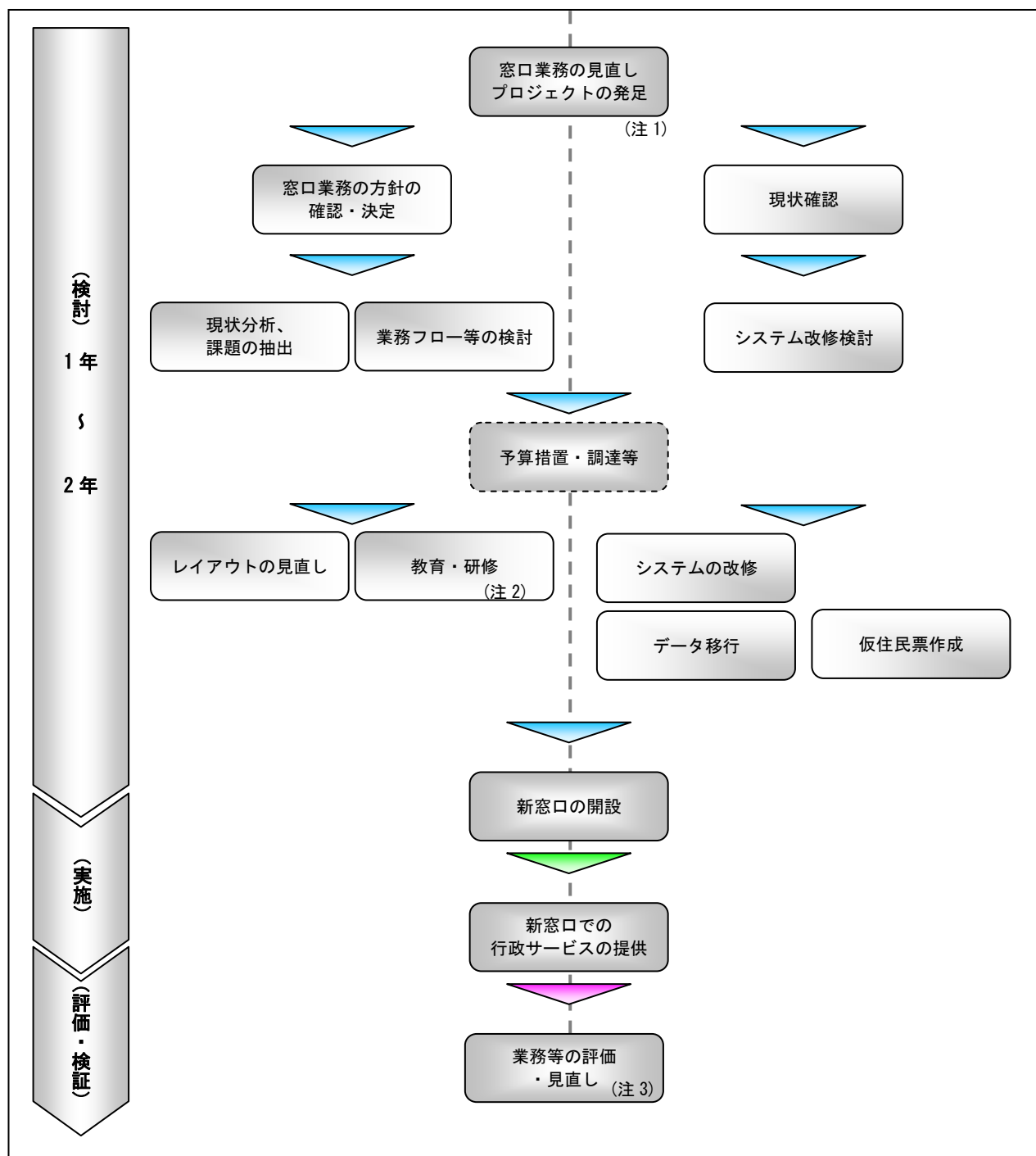


図 8-6 窓口改善に向けたロードマップ例

(注1) 窓口業務見直しプロジェクトでは、首長等の権限者をトップとし、検討過程で生じる組織間の利害関係を乗り越える体制の確保が必要である。なお、総合窓口を実施しているヒアリング調査先の市町村では市長の積極的な関与によりプロジェクト期間を約半年短縮して総合窓口を開始した例がある。

(注2) 総合窓口化を検討する市町村では、住基台帳業務、戸籍業務、外国人登録業務など業務ごとの研修だけでなく、総合窓口業務専用の実務研修を実施することが考えられる。また、住民との接点が総合窓口担当職員に集中することとなるため、重点的に接遇研修を実施することもある。また、システムで様々な業務情報にアクセスできることとなる場合は、個人情報を含む情報セキュリティ研修の実施も必要になる。

(注3) 新たな窓口の開設後も、例えば、窓口職員による自主的な取組みのほか、利用者アンケートや外部監査等を利用した定期的な業務・行政サービスの評価・見直しが有効であると考えられる。

(参考) 戸籍の附票記載事項通知に関するシステム改修要件

外国人住民を住民票の記載対象とする法制度改正と併せて、本籍地市町村へ郵送している日本人住民の戸籍の附票記載事項通知（第 19 条第 1 項）を、住基ネットを通じて本籍地市町村へ送信するよう、制度が改正される。そのため、外国人住民を住民票の記載対象とするためのシステム改修と同じタイミングで、戸籍の附票記載事項通知に対するシステム改修が行われることが予想される。上記のことから、本章では、戸籍の附票記載事項通知を、住基ネットを通じて本籍地市町村へ送信するにあたり、必要となる住基システムの主要機能要件を説明するものである。

(1) 主要機能要件

ここでは、日本人住民における戸籍の附票記載事項通知を、住基ネットを通じて本籍地市町村へ送信することに伴い、必要となる住基システムの主要機能要件を示す。

主要機能要件には、それぞれ検討すべき事項があり、先に示した住基システムのシステム改修に係る類型ごとに、検討事項の方向性や留意事項が異なる。

なお、住基ネットへの戸籍の附票記載事項通知については、別途、LASDEC から詳細が示される予定。

また、本章で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、以下に示す。

表 1 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
◎	法制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ア 通知機能

従来、郵送にて行っている、住所地市町村や転出地市町村（国外転出の場合のみ）から本籍地市町村への、戸籍の附票記載事項通知を、住基ネットを経由して送信するよう、住基システムを改修する。

戸籍の附票記載事項通知の通知機能における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 2 戸籍の附票記載事項通知の通知機能における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	戸籍の附票記載事項通知	日本人住民の住所の変更を伴う異動処理を行った場合、住基ネットに対して、戸籍の附票記載事項通知を編集して通知する。	異動処理を制御するアプリケーション	日本人住民に対して「転入」「職権記載等」「転出(国外転出)」「転居」「住所の修正」などの異動処理を行った場合、第 1 号施行日以降は、本籍地市町村へ戸籍附票記載事項通知を送信する。 具体的には、日本人住民に対して上記異動処理を行った場合は、住基ネットとの連携を制御するアプリケーションを呼び出すことなどが考えられる。	◎
2			住基ネットとの連携を制御するアプリケーション	住基システムと住基ネットとの連携を制御するアプリケーションに、戸籍附票記載事項通知の送受信に係るインタフェースの改修を行う。	◎

(参考) 戸籍の附票記載事項通知に関するシステム改修要件

また、戸籍の附票記載事項通知を必要とする業務と、通知項目及び通知内容を以下に示す。

表 3 通知を必要とする業務一覧 (想定)

項番	通知を必要とする業務	通知元の市町村
1	増処理	転入 (国内転入)
2		転入 (国外転入)
3		職権記載等
4	減処理	転出 (国外転出)
5		職権消除等
6	増減なし処理	転居
7		職権修正等

表 4 通知項目／通知内容一覧 (想定)

項番	通知項目	通知内容
1	異動年月日	通知する元となった異動年月日
2	届出年月日	通知する元となった異動の届出年月日
3	異動事由	通知する元となった異動事由
4	あたらしい住所	異動した後の住所
5	いままでの住所	異動する前の住所
6	本籍地	当該日本人住民の本籍地
7	筆頭者	戸籍の筆頭者の氏名
8	氏名	当該日本人住民の氏名
9	出生の年月日	当該日本人住民の生年月日
10	男女の別	当該日本人住民の性別

イ 受信機能

戸籍業務をシステム化していて、住基システムと連携している場合に、従来、郵送にて受け取っている、住所地市町村や転出地市町村 (国外転出の場合のみ) からの戸籍の附票記載事項通知を、住基ネットを経由して住基システムに取り込み、戸籍システムへ連携することが可能となる。

戸籍業務をシステム化していない、又は、戸籍の附票記載事項通知を取り込まない市町村の場合は、当該改修は不要である。

戸籍の附票記載事項通知の受信機能における、機能要件及び検討事項を以下に示す。

表 5 戸籍の附票記載事項通知の受信機能における機能要件及び検討事項

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	戸籍の附票記載事項通知	住所地市町村から戸籍の附票記載事項通知を、住基ネットを経由して住基システムに取り込む。	戸籍附票記載事項通知の取り込み機能 (注 1)	第 1 号施行日以降、住所地市町村・転出地市町村から受信した戸籍附票記載事項通知を、住基ネットを通じて住基システムに取り込む機能を作成する。具体的には、住基ネットから取り込んだ戸籍附票記載事項通知を、関連システム (戸籍等) へ送信することなどが考えられる。	●

(注 1) 住所地市町村・転出地市町村から住基ネットを通じて受信した、戸籍附票記載事項通知を住基システムに取り込む場合にのみ、該当する。